

令和3年度
飲食店における受動喫煙防止にかかるアンケート
報告書

令和4年1月
東京都福祉保健局

目次

I	調査の概要	1
1	調査の目的	1
2	調査期間	1
3	調査設計	1
4	回収状況	1
5	改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例について（概要）	2
6	調査結果の表示方法	3
II	調査結果	4
1	回答者属性	4
2	受動喫煙に関する制度について	11
3	現在の受動喫煙防止対策について	22
4	東京都への要望について	38

Ⅲ 調査の結果（業種別）	40
1 回答者属性	40
2 受動喫煙に関する制度について	52
3 現在の受動喫煙防止対策について	71
4 東京都への要望について	89
Ⅳ その他意見.....	117
Ⅴ 参考資料.....	118

I 調査の概要

1 調査の目的

受動喫煙防止対策を推進し、誰もが快適に過ごせる街を実現するため、改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例が、2020年4月に全面施行された。

飲食店における改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例の認知度や取組状況を把握し、都の取組の強化につなげるため、調査を行った。

2 調査期間

令和3年11月18日から令和3年12月24日まで

3 調査設計

(1) 調査対象

東京都全域（島しょ地域を含む。）に所在地がある飲食店から無作為抽出した10,000標本

※業種・地域が偏らないよう、経済センサスの集計表をもとに、各区市町村及び業種ごとの割合を算出し、全調査対象数を按分

(2) 調査方法

郵送配布・郵送回収による調査

(3) その他

調査期間中に問合せ窓口を設置し、調査対象者からの調査に関する問合せ対応をするとともに、未回答者への督促電話を実施。

4 回収状況

発送数	回収数	回収率
10,000通	3,118通	31.2%

5 改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例について（概要）

健康増進法（※1）では、2人以上の人が利用するすべての施設は原則屋内禁煙となり、基準を満たした喫煙室（※2）以外では喫煙が禁止されている。

また、東京都受動喫煙防止条例（※3）では、従業員が1人でもいれば、「喫煙可能室（喫煙しながら飲食等ができる喫煙室）」を設置できないとしている。

制度に違反した場合に、保健所からの指導や過料（※4）の対象となる。

※1 健康増進法は、全国的に喫煙環境などの規定を定めた法律。

※2 喫煙室には以下の4種類がある。

いずれも、技術的な基準や標識の掲示などの要件がある。

①喫煙専用室

たばこを吸うためだけの喫煙室（飲食等不可）

②指定たばこ専用喫煙室

加熱式たばこのみ吸うことができる喫煙室（飲食等可）

③喫煙可能室

従業員のいない小規模飲食店の喫煙室（飲食等可）

以下ア～エの4つの要件を満たした場合のみ、設置できる。

ア 2020年4月1日時点ですでに営業している。

イ 客席部分の床面積が100㎡以下

ウ 中小企業または個人経営

エ 従業員がいない（エは都独自の規定。）

④喫煙目的室

喫煙を主目的とする「喫煙目的施設」（シガーバー等の飲食店、たばこ販売店、公衆喫煙所）

にのみ設置できる喫煙室（シガーバー等の飲食店が設置する場合：飲食等可）。飲食を主目的とする、一般的な居酒屋・レストランなどは「喫煙目的室」を設置できない。

シガーバー等の喫煙を主目的とする飲食店が「喫煙目的施設」に該当するためには、以下2つの要件を満たす必要がある。

ア たばこの対面販売（出張販売を含む）をしていること

イ 「通常主食と認められる食事」を主として提供していないこと





※3 都では、改正健康増進法をもとに都独自の規定を定めた東京都受動喫煙防止条例を制定している。

※4 違反者に制裁として科せられるもの。金額は違反内容により異なります。

飲食店では、店頭で禁煙又は喫煙室設置状況について表示する義務があり、喫煙室を設置した場合、喫煙室の出入り口にも標識を掲示する義務がある。(表示されていない場合は、違反事例となる可能性がある。)

以下に店頭表示するステッカーの例を示す。

※喫煙室と店頭に表示するステッカー (例)

●店内全面禁煙の場合	●喫煙専用室を設置した場合 (飲食等不可)
 <p>禁 煙 No Smoking</p> <p><small>【喫煙】には、加熱式たばこも含まれます。</small></p>	 <p>喫 煙 専 用 室 Designated smoking room</p> <p><small>20歳未満の方は立ち入れません。 【喫煙】には、加熱式たばこも喫うことが含まれます。</small></p> <p>喫 煙 専 用 室 あり Designated smoking room available</p> <p><small>【喫煙】には、加熱式たばこも喫うことが含まれます。</small></p>
●指定たばこ専用喫煙室を設置した場合 (飲食等可) ※指定たばこ＝加熱式たばこ	●喫煙可能室を設置した場合 (飲食等可) ※従業員がいない小さな飲食店のみ設置可能
 <p>加熱式たばこ専用喫煙室 Designated heated tobacco smoking room</p> <p><small>20歳未満の方は立ち入れません。</small></p> <p>加熱式たばこ専用喫煙室あり Designated heated tobacco smoking room available</p>	 <p>喫 煙 可 能 室 Smoking room</p> <p><small>20歳未満の方は立ち入れません。 【喫煙】には、加熱式たばこも喫うことが含まれます。</small></p> <p>喫 煙 可 能 室 あり Smoking room available</p> <p><small>【喫煙】には、加熱式たばこも喫うことが含まれます。</small></p>

6 調査結果の表示方法

- (1) アンケート調査結果の集計に当たっては、小数点第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100%にならないことがあります。
- (2) nは当該設問の回答者数(母数)です。
- (3) nが少数にとどまる分析軸については、あえて記述していない場合もあります。
- (4) 複数の回答が可能な設問では、図表タイトル末に「複数回答」と記載してあり、記載がない場合は、「単数回答」であることを示しています。
- (5) 複数の回答が可能な設問では、構成比の合計が100%を超える場合があります。
- (6) サンプル数が少数のものについては、参考値として掲載しています。

II 調査結果

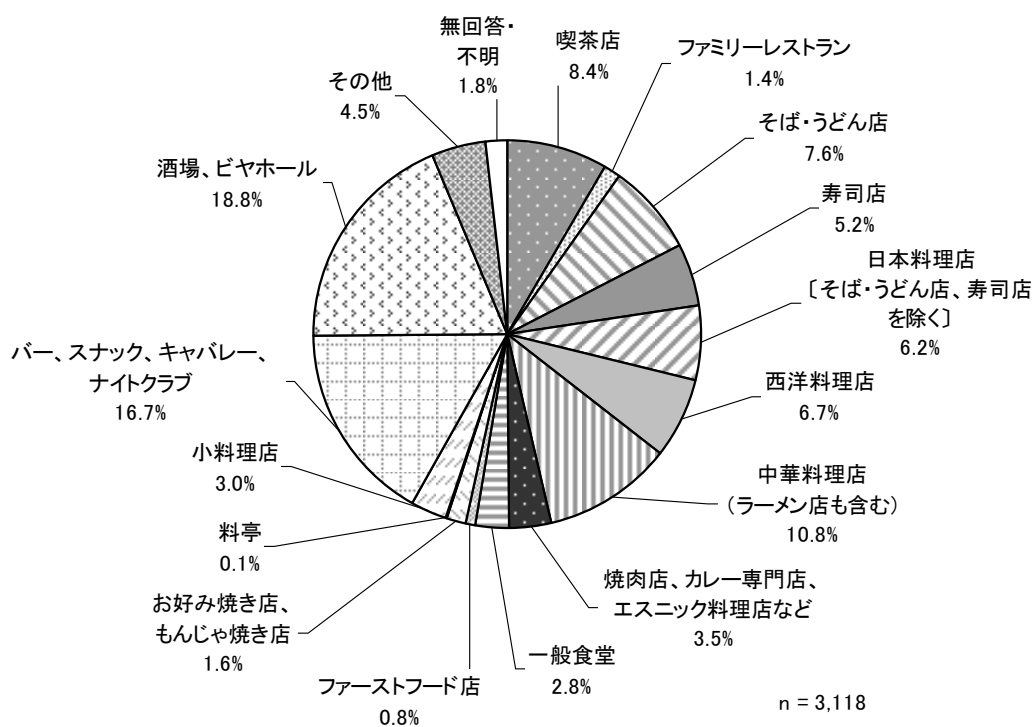
1 回答者属性

(1) 業種<問1>

図表 2-1-1-1 業種

令和3年		件数	構成比
一般飲食店	喫茶店	262	8.4%
	ファミリーレストラン	44	1.4%
	そば・うどん店	236	7.6%
	寿司店	163	5.2%
	日本料理店〔そば・うどん店、寿司店を除く〕(天ぷら料理、うなぎ料理、かに料理、牛丼、鍋料理、しゃぶしゃぶなど)	194	6.2%
	西洋料理店(フランス料理、イタリア料理など)	210	6.7%
	中華料理店(ラーメン店も含む)	338	10.8%
	焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など	110	3.5%
	一般食堂(定食屋など)	88	2.8%
	ファーストフード店	24	0.8%
	お好み焼き店、もんじゃ焼き店	49	1.6%
	その他	140	4.5%
	一般飲食店計	1,858	59.6%
遊興飲食店	料亭	4	0.1%
	小料理店	92	3.0%
	バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ	522	16.7%
	酒場、ビヤホール(居酒屋、焼鳥屋、ダイニングバーなど)	585	18.8%
	遊興飲食店計	1,203	38.6%
無回答・不明		57	1.8%

図表 2-1-1-2 業種



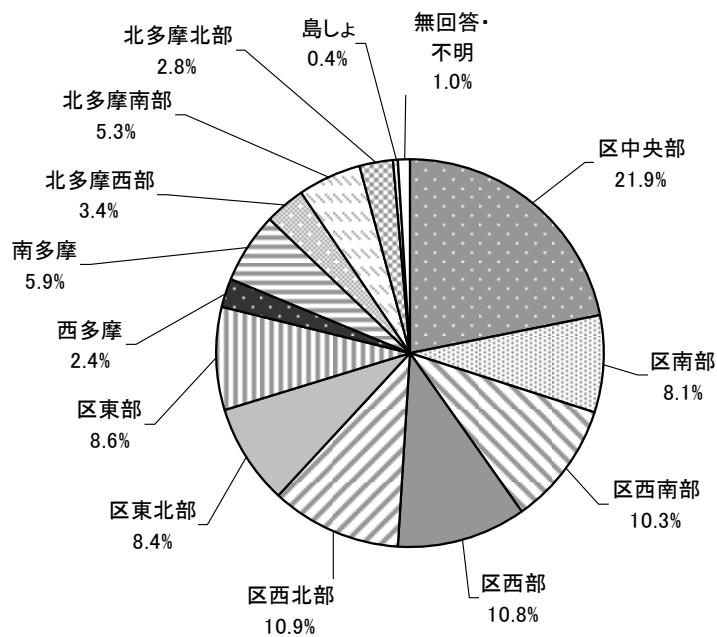
(2) 所在地<問2>

「区中央部」の割合が21.9%と最も高く、次いで「区西北部」の割合が10.9%、「区西部」の割合が10.8%となっている。

図表 2-1-2-1 所在地

	件数	構成比
区中央部(千代田区、中央区、港区、文京区、台東区)	683	21.9%
区南部(品川区、大田区)	253	8.1%
区西南部(目黒区、世田谷区、渋谷区)	321	10.3%
区西部(新宿区、中野区、杉並区)	336	10.8%
区西北部(豊島区、北区、板橋区、練馬区)	339	10.9%
区東北部(荒川区、足立区、葛飾区)	261	8.4%
区東部(墨田区、江東区、江戸川区)	267	8.6%
西多摩(青梅市、福生市、あきる野市、羽村市、瑞穂町、日の出町、奥多摩町、檜原村)	74	2.4%
南多摩(八王子市、町田市、日野市、多摩市、稲城市)	184	5.9%
北多摩西部(立川市、昭島市、国分寺市、国立市、東大和市、武蔵村山市)	106	3.4%
北多摩南部(武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、狛江市)	164	5.3%
北多摩北部(小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市)	88	2.8%
島しょ(大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈村、青ヶ島村、小笠原村)	12	0.4%
無回答・不明	30	1.0%
合計	3,118	100.0%

図表 2-1-2-2 所在地



n = 3,118

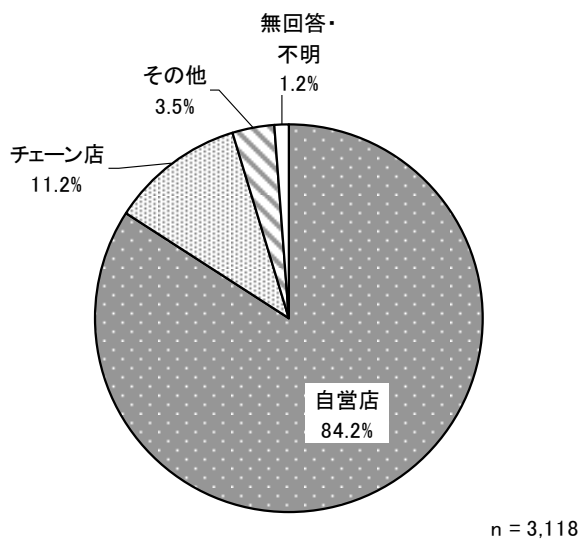
(3) 経営形態<問3>

「自営店」の割合が84.2%と8割台半ばを占めており、「チェーン店」の割合が11.2%となっている。

図表 2-1-3-1 経営形態

	件数	構成比
自営店	2,624	84.2%
チェーン店	348	11.2%
その他	109	3.5%
無回答・不明	37	1.2%
合計	3,118	100.0%

図表 2-1-3-2 経営形態



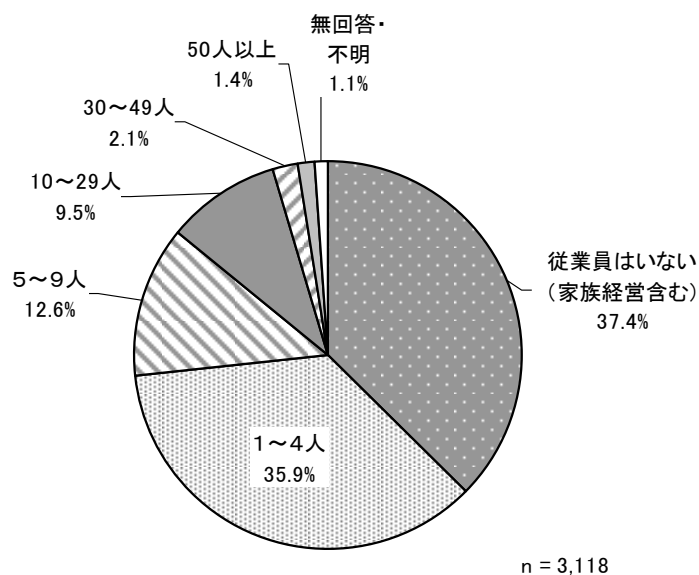
(4) 従業員数<問4>

従業員がいない飲食店の割合は、37.4%となっている。

図表 2-1-4-1 従業員数

カテゴリ	件数	構成比
従業員はいない(家族経営含む)	1,166	37.4%
1~4人	1,120	35.9%
5~9人	393	12.6%
10~29人	296	9.5%
30~49人	64	2.1%
50人以上	44	1.4%
無回答・不明	35	1.1%
合計	3,118	100.0%

図表 2-1-4-2 従業員数



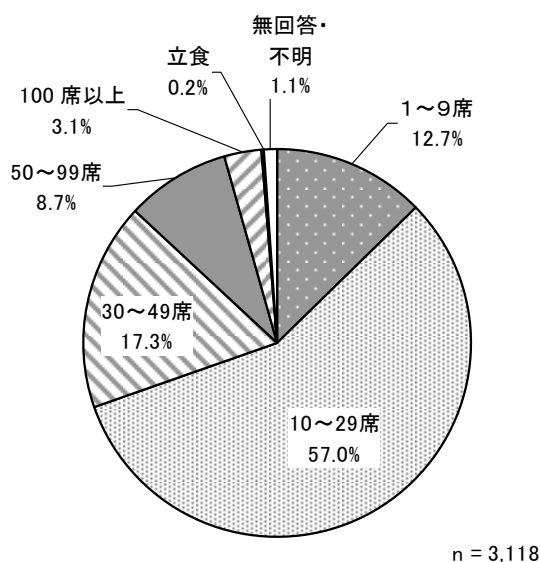
(5) 客席数<問5>

「10～29席」の割合が57.0%と最も高く、次いで「30～49席」の割合が17.3%、「1～9席」の割合が12.7%となっている。50席未満の店が全体の8割台後半となっている。

図表 2-1-5-1 客席数

カテゴリ	件数	構成比
1～9席	395	12.7%
10～29席	1,776	57.0%
30～49席	539	17.3%
50～99席	270	8.7%
100席以上	97	3.1%
立食	7	0.2%
無回答・不明	34	1.1%
合計	3,118	100.0%

図表 2-1-5-2 客席数



<立食の収容可能人数>

「15～19人」が3件、「4人以下」が2件、「25人以上」が2件となっている。

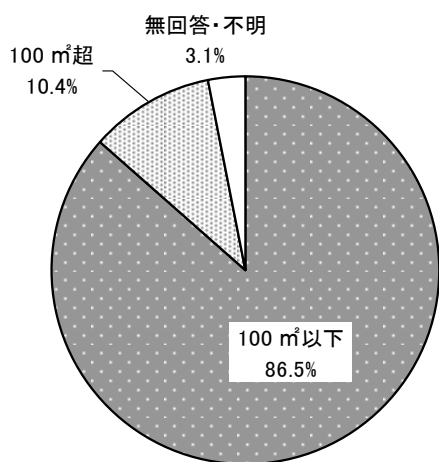
(6) 客席面積<問6>

「100 m²以下」の割合が86.5%と8割台後半となっている。

図表 2-1-6-1 客席面積

	件数	構成比
100 m ² 以下	2,698	86.5%
100 m ² 超	323	10.4%
無回答・不明	97	3.1%
合計	3,118	100.0%

図表 2-1-6-2 客席面積



n = 3,118

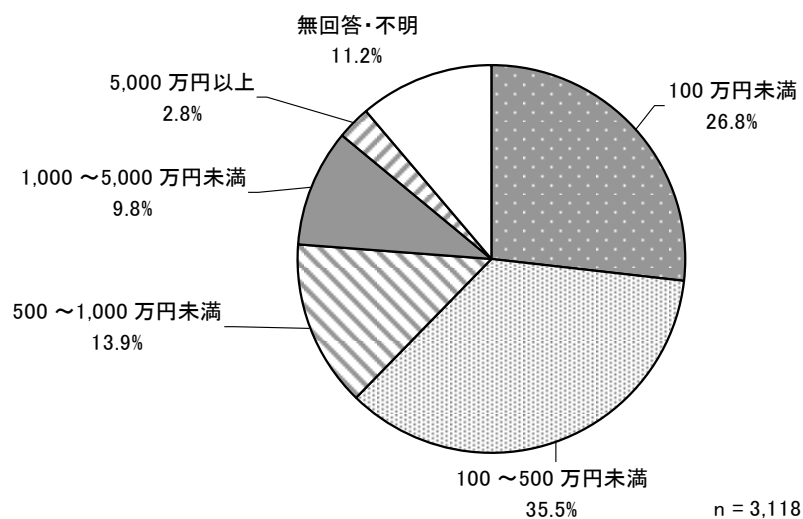
(7) 資本金<問7>

「100～500万円未満」の割合が35.5%と最も高く、5,000万円未満の店が全体の8割台後半となっている。

図表 2-1-7-1 資本金

カテゴリ	件数	構成比
100万円未満	837	26.8%
100～500万円未満	1,107	35.5%
500～1,000万円未満	433	13.9%
1,000～5,000万円未満	306	9.8%
5,000万円以上	87	2.8%
無回答・不明	348	11.2%
合計	3,118	100.0%

図表 2-1-7-2 資本金



2 受動喫煙に関する制度について

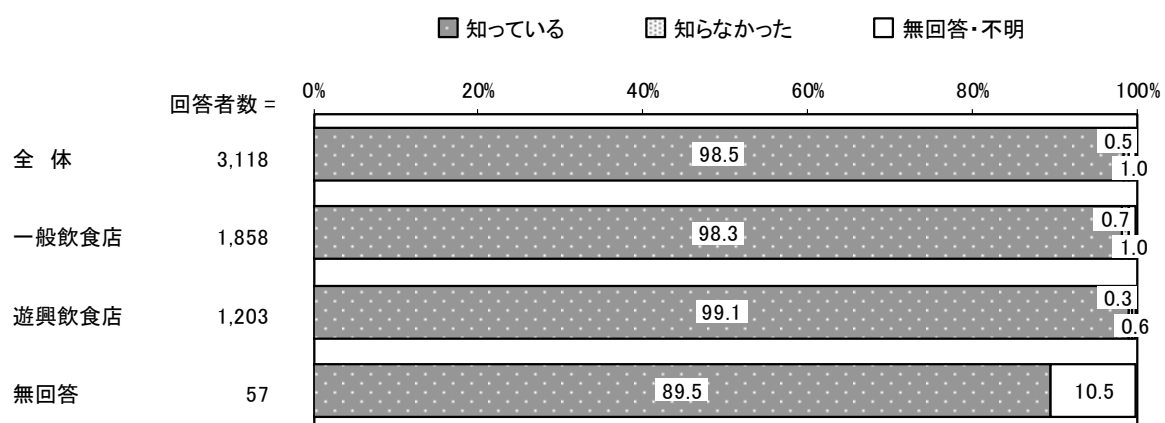
(1) 健康への影響の認知度<問8>

受動喫煙が健康に影響することを「知っている」の割合が98.5%と大半を占めている。
一般飲食店・遊興飲食店別にみても、ほぼ同様の構成比となっている。

図表 2-2-1-1 健康への影響の認知度

項目	上段: 件数 下段: 構成比		
	知っている	知らなかった	無回答・不明
全 体 (n = 3,118)	3,070 98.5%	17 0.5%	31 1.0%
一般飲食店 (n = 1,858)	1,827 98.3%	13 0.7%	18 1.0%
遊興飲食店 (n = 1,203)	1,192 99.1%	4 0.3%	7 0.6%
無回答・不明 (n = 57)	51 89.5%	0 0.0%	6 10.5%

図表 2-2-1-2 健康への影響の認知度



(2) 改正健康増進法の認知度<問9>

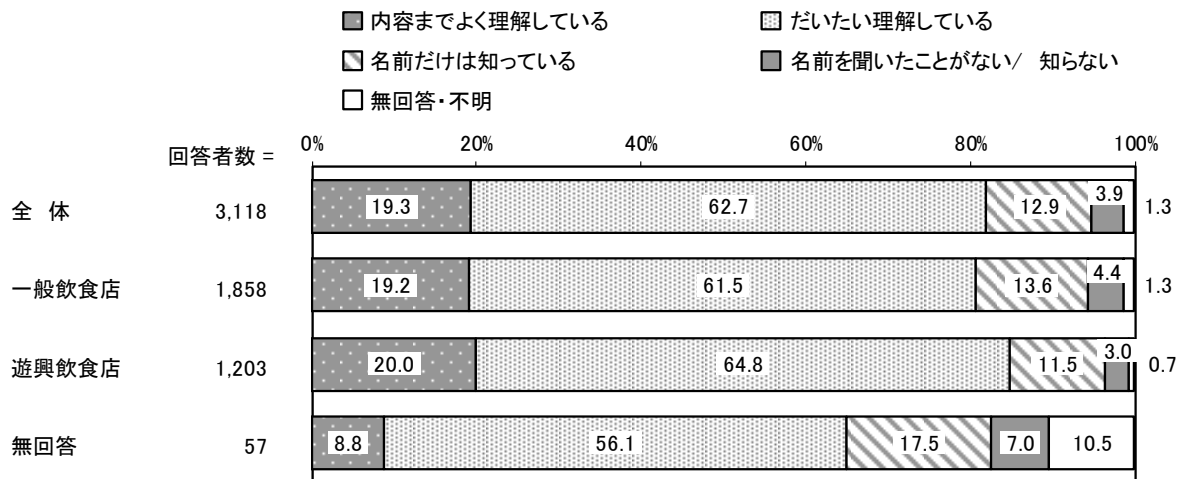
改正健康増進法の認知度について、知っている人(「内容までよく理解している」「だいたい理解している」「名前だけは知っている」の計)が94.9%と、高い認知度になっている。

一般飲食店・遊興飲食店別にみても、同様の構成比となっている。

図表 2-2-2-1 改正健康増進法の認知度

項目	上段:件数					下段:構成比
	内容までよく理解している	だいたい理解している	名前だけは知っている	名前を聞いたことがない/知らない	無回答・不明	
全体(n = 3,118)	603 19.3%	1,954 62.7%	401 12.9%	121 3.9%	39 1.3%	
一般飲食店(n = 1,858)	357 19.2%	1,143 61.5%	253 13.6%	81 4.4%	24 1.3%	
遊興飲食店(n = 1,203)	241 20.0%	779 64.8%	138 11.5%	36 3.0%	9 0.7%	
無回答・不明(n = 57)	5 8.8%	32 56.1%	10 17.5%	4 7.0%	6 10.5%	

図表 2-2-2-2 改正健康増進法の認知度



(3) 改正健康増進法での原則屋内禁煙についての認知度〈問10〉

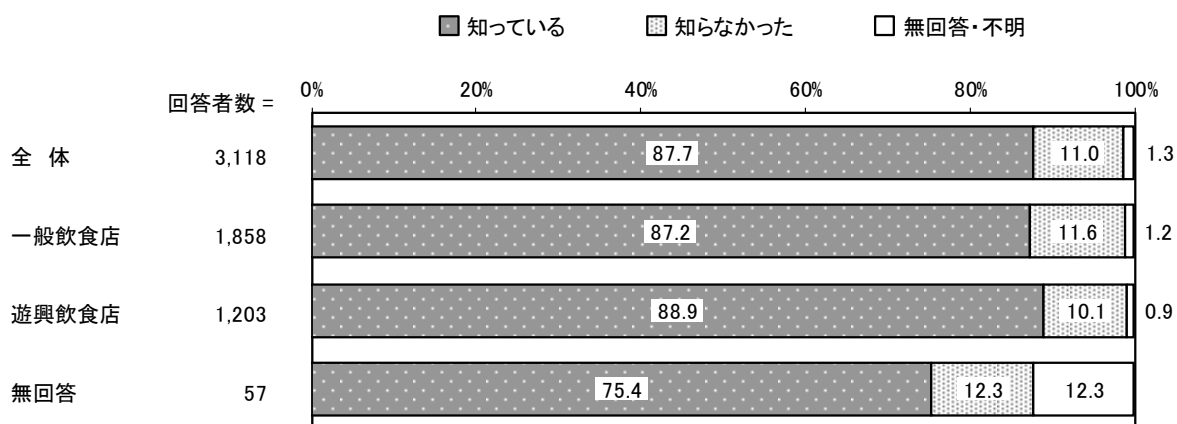
改正健康増進法において、基準を満たした喫煙室以外での喫煙が禁止されており、原則屋内禁煙になったことについて、「知っている」の割合が87.7%と多くを占めている。

一般飲食店・遊興飲食店別にも、ほぼ同様の構成比となっている。

図表 2-2-3-1 改正健康増進法での原則屋内禁煙についての認知度

項目	上段:件数 下段:構成比		
	知っている	知らなかった	無回答・不明
全 体 (n = 3,118)	2,733 87.7%	344 11.0%	41 1.3%
一般飲食店 (n = 1,858)	1,620 87.2%	215 11.6%	23 1.2%
遊興飲食店 (n = 1,203)	1,070 88.9%	122 10.1%	11 0.9%
無回答・不明 (n = 57)	43 75.4%	7 12.3%	7 12.3%

図表 2-2-3-2 改正健康増進法での原則屋内禁煙についての認知度



(4) 改正健康増進法の「指定たばこ専用喫煙室」「喫煙可能室」が経過措置であることの認知度<問 11>

「知っている」の割合が 59.0%、「知らなかった」の割合が 38.6%となっている。

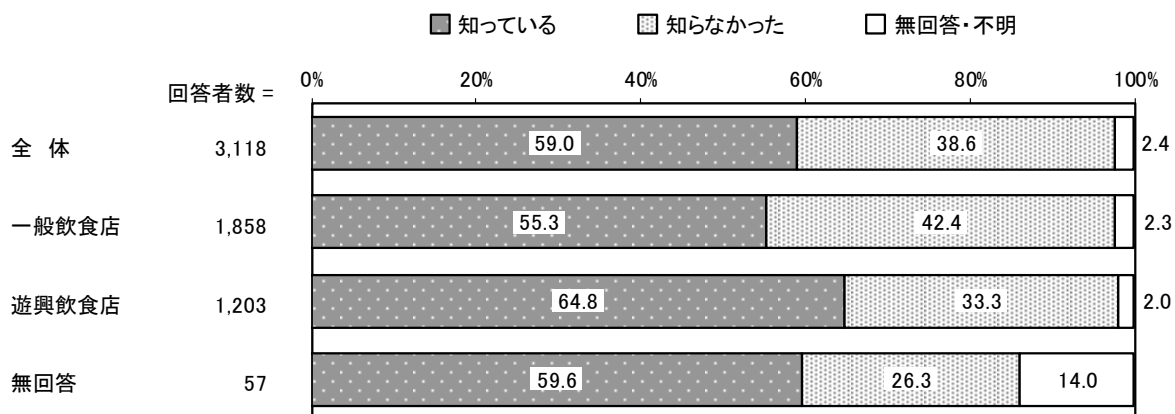
一般飲食店・遊興飲食店別にみると、一般飲食店に比べ、遊興飲食店で「知っている」店の割合が高くなっている。

図表 2-2-4-1 改正健康増進法の「指定たばこ専用喫煙室」「喫煙可能室」が経過措置であることの認知度

上段:件数 下段:構成比

項目	知っている	知らなかった	無回答・不明
全 体 (n = 3,118)	1,841 59.0%	1,203 38.6%	74 2.4%
一般飲食店 (n = 1,858)	1,028 55.3%	788 42.4%	42 2.3%
遊興飲食店 (n = 1,203)	779 64.8%	400 33.3%	24 2.0%
無回答・不明 (n = 57)	34 59.6%	15 26.3%	8 14.0%

図表 2-2-4-2 改正健康増進法の「指定たばこ専用喫煙室」「喫煙可能室」が経過措置であることの認知度



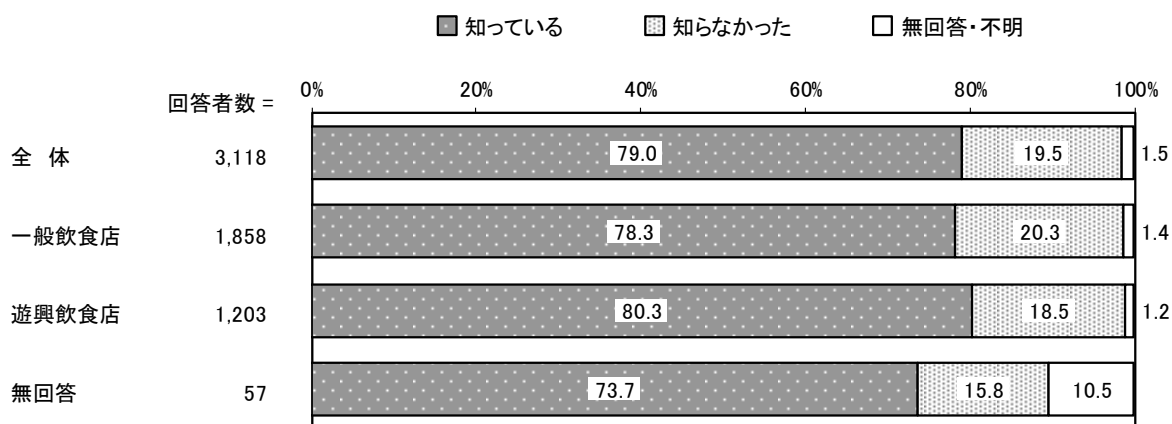
(5) 改正健康増進法での受動喫煙防止対策の責務について<問 12>

「知っている」の割合が79.0%、「知らなかった」の割合が19.5%となっている。
一般飲食店・遊興飲食店別にみても、ほぼ同様の構成比となっている。

図表 2-2-5-1 改正健康増進法での受動喫煙防止対策の責務について

項目	上段:件数 下段:構成比		
	知っている	知らなかった	無回答・不明
全 体 (n = 3,118)	2,463 79.0%	609 19.5%	46 1.5%
一般飲食店 (n = 1,858)	1,455 78.3%	377 20.3%	26 1.4%
遊興飲食店 (n = 1,203)	966 80.3%	223 18.5%	14 1.2%
無回答・不明 (n = 57)	42 73.7%	9 15.8%	6 10.5%

図表 2-2-5-2 改正健康増進法での受動喫煙防止対策の責務について



(6) 改正健康増進法での施設管理者の「配慮義務」の認知度〈問 13〉

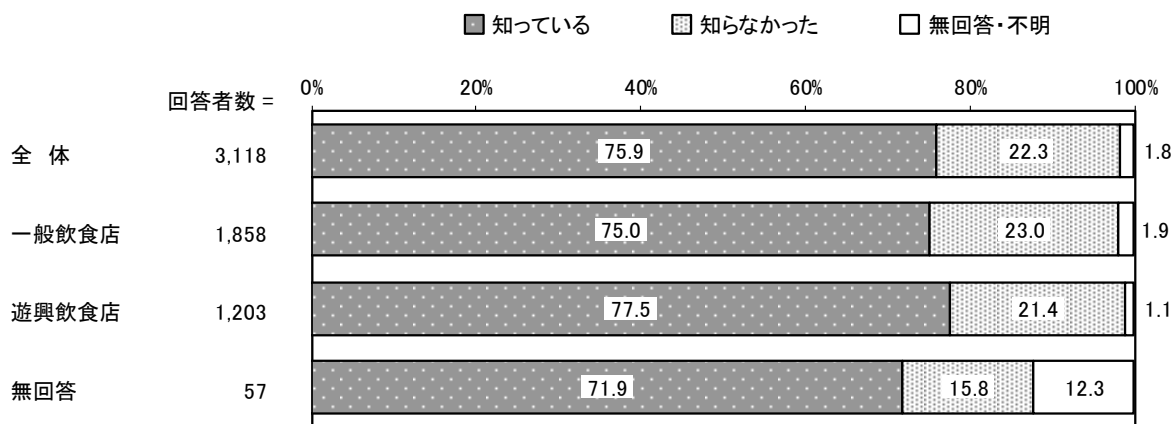
改正健康増進法で定める、施設管理者の望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならない「配慮義務」について「知っている」の割合が75.9%となっている。一般飲食店・遊興飲食店別にみても、ほぼ同様の構成比となっている。

図表 2-2-6-1 改正健康増進法での施設管理者の「配慮義務」の認知度

上段: 件数 下段: 構成比

項目	知っている	知らなかった	無回答・不明
全 体 (n = 3,118)	2,367 75.9%	695 22.3%	56 1.8%
一般飲食店 (n = 1,858)	1,394 75.0%	428 23.0%	36 1.9%
遊興飲食店 (n = 1,203)	932 77.5%	258 21.4%	13 1.1%
無回答・不明 (n = 57)	41 71.9%	9 15.8%	7 12.3%

図表 2-2-6-2 改正健康増進法での施設管理者の「配慮義務」の認知度



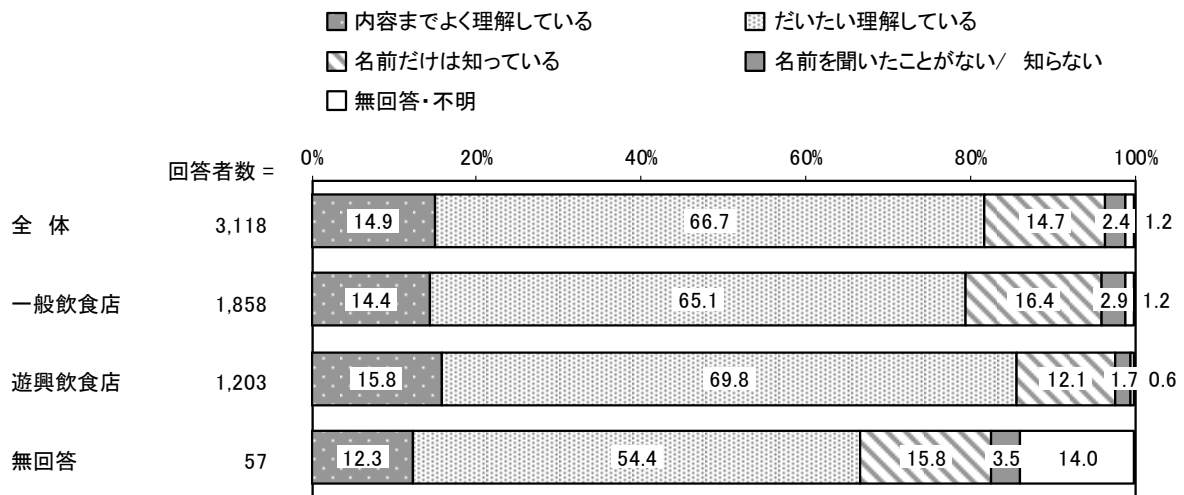
(7) 東京都受動喫煙防止条例の認知度<問 14>

東京都受動喫煙防止条例の認知度について、知っている人（「内容までよく理解している」「だいたい理解している」「名前だけは知っている」の計）が96.3%と高い認知度になっている。
一般飲食店・遊興飲食店別にも、同様の構成比となっている。

図表 2-2-7-1 東京都受動喫煙防止条例の認知度

項目	上段:件数 下段:構成比				
	内容までよく理解している	だいたい理解している	名前だけは知っている	名前を聞いたことがない/知らない	無回答・不明
全 体 (n = 3,118)	464 14.9%	2,081 66.7%	459 14.7%	76 2.4%	38 1.2%
一般飲食店 (n = 1,858)	267 14.4%	1,210 65.1%	305 16.4%	53 2.9%	23 1.2%
遊興飲食店 (n = 1,203)	190 15.8%	840 69.8%	145 12.1%	21 1.7%	7 0.6%
無回答・不明 (n = 57)	7 12.3%	31 54.4%	9 15.8%	2 3.5%	8 14.0%

図表 2-2-7-2 東京都受動喫煙防止条例の認知度



(8) 東京都受動喫煙防止条例の従業員がいる場合の対応の認知度<問 15>

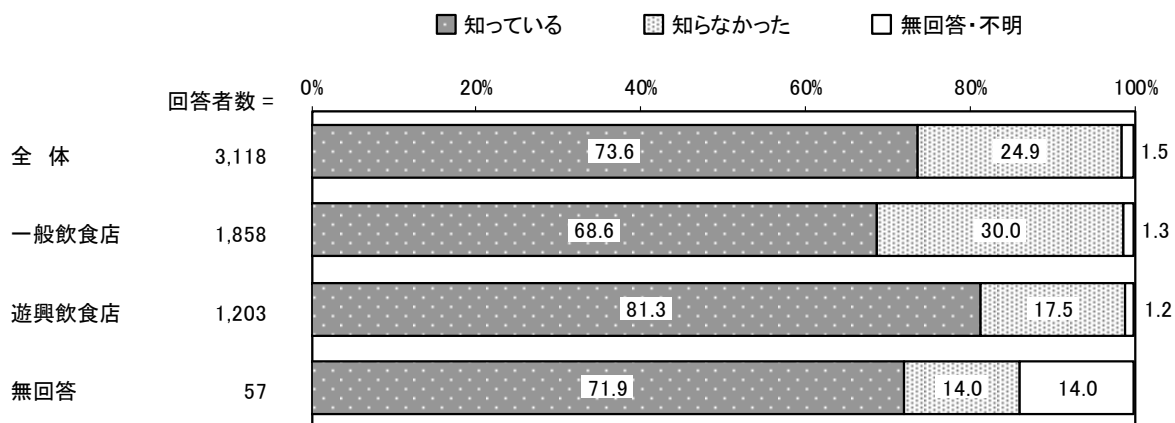
東京都受動喫煙防止条例では、2020年4月から、飲食店は、従業員が1人でもいれば、基準に合致した喫煙専用室又は指定たばこ専用喫煙室を設置した場合のみ、その中で喫煙が可となることについて、「知っている」が73.6%と7割を超えている。

一般飲食店・遊興飲食店別にみると、「知っている」は遊興飲食店のほうが多くなっている。

図表 2-2-8-1 東京都受動喫煙防止条例の従業員がいる場合の対応の認知度

項目	上段:件数 下段:構成比		
	知っている	知らなかった	無回答・不明
全 体 (n = 3,118)	2,294 73.6%	776 24.9%	48 1.5%
一般飲食店 (n = 1,858)	1,275 68.6%	558 30.0%	25 1.3%
遊興飲食店 (n = 1,203)	978 81.3%	210 17.5%	15 1.2%
無回答・不明 (n = 57)	41 71.9%	8 14.0%	8 14.0%

図表 2-2-8-2 東京都受動喫煙防止条例の従業員がいる場合の対応の認知度



(9) 違反時の指導や過料の対象についての認知度<問 16>

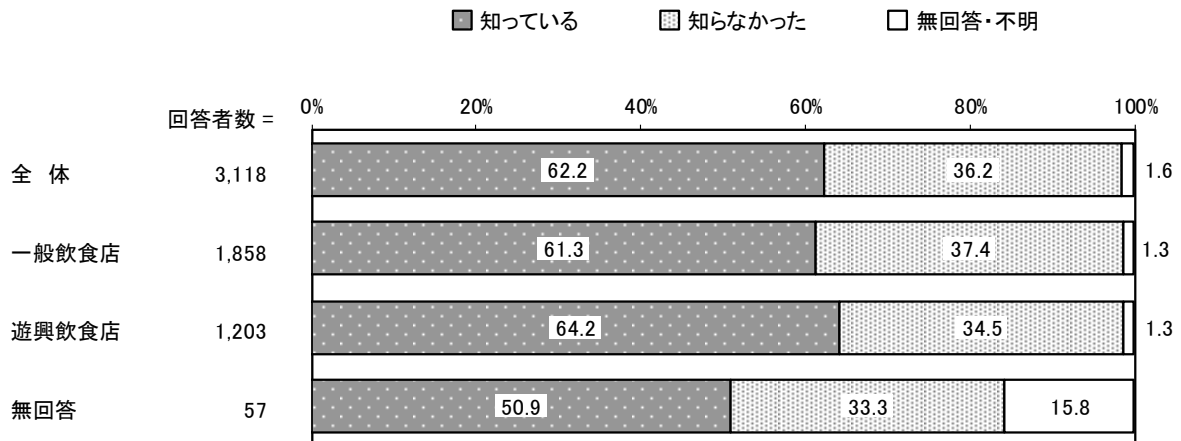
改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例では、制度に違反した場合に、保健所からの指導や過料の対象になることについて、「知っている」の割合が62.2%となっている。

一般飲食店・遊興飲食店別にも、ほぼ同様の構成比となっている。

図表 2-2-9-1 違反時の指導や過料の対象についての認知度

項目	上段:件数 下段:構成比		
	知っている	知らなかった	無回答・不明
全 体 (n = 3,118)	1,940 62.2%	1,129 36.2%	49 1.6%
一般飲食店 (n = 1,858)	1,139 61.3%	695 37.4%	24 1.3%
遊興飲食店 (n = 1,203)	772 64.2%	415 34.5%	16 1.3%
無回答・不明 (n = 57)	29 50.9%	19 33.3%	9 15.8%

図表 2-2-9-2 違反時の指導や過料の対象についての認知度



(10) 受動喫煙に関する内容の理解度<問8～問16>

受動喫煙に関する内容の理解度について、問9及び問14の回答の構成比を比較すると、改正健康増進法と東京都受動喫煙防止条例の認知度は大きな差がない。

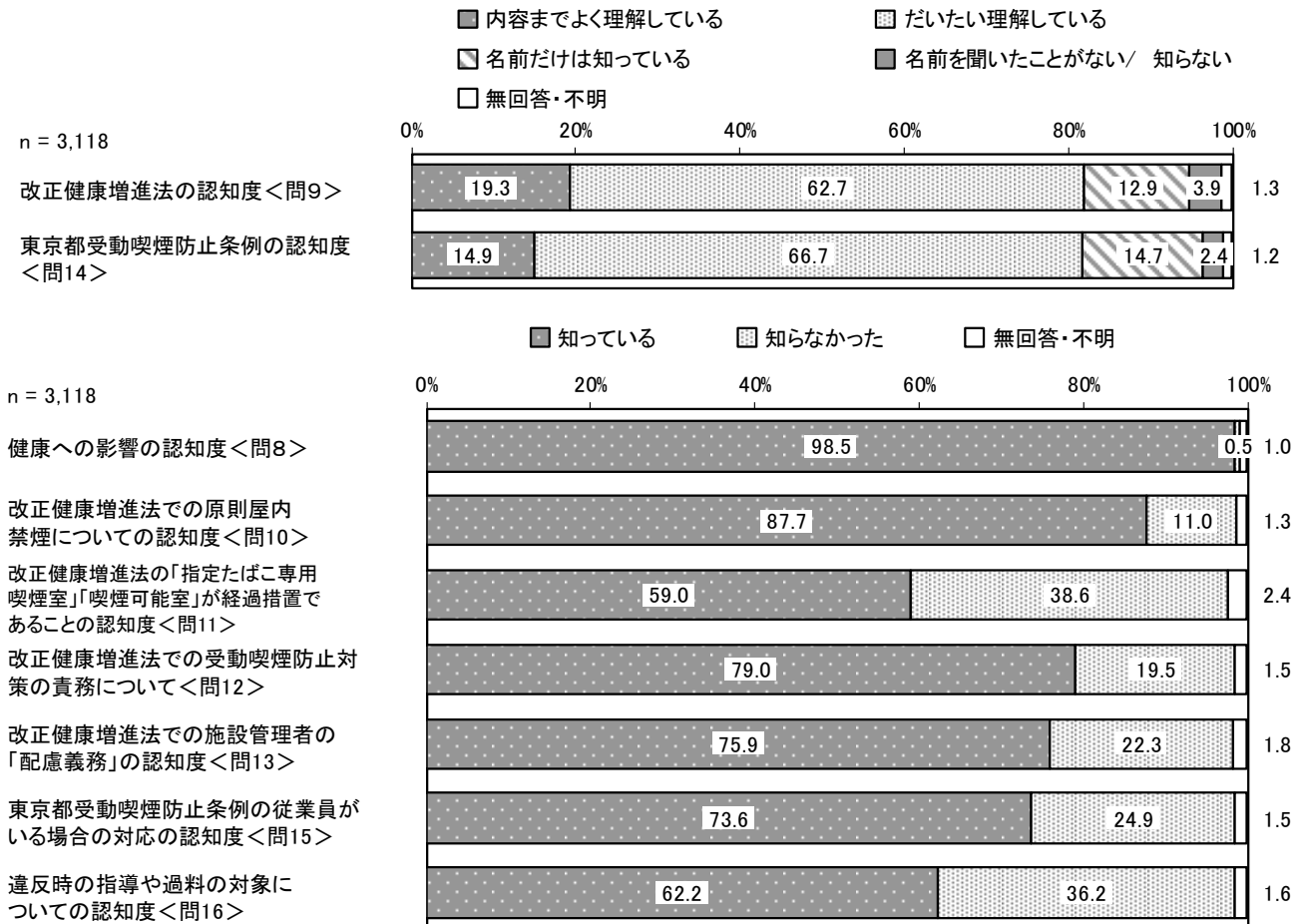
受動喫煙について健康への影響の認知度は100%に近づいているが、改正健康増進法の経過措置の認知度及び違反時の指導や過料についての認知度は、6割程度にとどまっている。

図表 2-2-10-1 受動喫煙に関する内容の理解度

【全体】n=3,118	上段: 件数 下段: 構成比				
	内容までよく理解している	だいたい理解している	名前だけは知っている	名前を聞いたことがない/知らない	無回答・不明
改正健康増進法の認知度<問9>	603 19.3%	1,954 62.7%	401 12.9%	121 3.9%	39 1.3%
東京都受動喫煙防止条例の認知度<問14>	464 14.9%	2,081 66.7%	459 14.7%	76 2.4%	38 1.2%

【全体】n=3,118	上段: 件数 下段: 構成比		
	知っている	知らなかった	無回答・不明
健康への影響の認知度<問8>	3,070 98.5%	17 0.5%	31 1.0%
改正健康増進法での原則屋内禁煙についての認知度<問10>	2,733 87.7%	344 11.0%	41 1.3%
改正健康増進法の「指定たばこ専用喫煙室」「喫煙可能室」が経過措置であることの認知度<問11>	1,841 59.0%	1,203 38.6%	74 2.4%
改正健康増進法での受動喫煙防止対策の責務について<問12>	2,463 79.0%	609 19.5%	46 1.5%
改正健康増進法での施設管理者の「配慮義務」の認知度<問13>	2,367 75.9%	695 22.3%	56 1.8%
東京都受動喫煙防止条例の従業員がいる場合の対応の認知度<問15>	2,294 73.6%	776 24.9%	48 1.5%
違反時の指導や過料の対象についての認知度<問16>	1,940 62.2%	1,129 36.2%	49 1.6%

図表 2-2-10-2 受動喫煙に関する内容の理解度



(11) 受動喫煙防止に関する情報の入手方法（複数回答）〈問 17〉

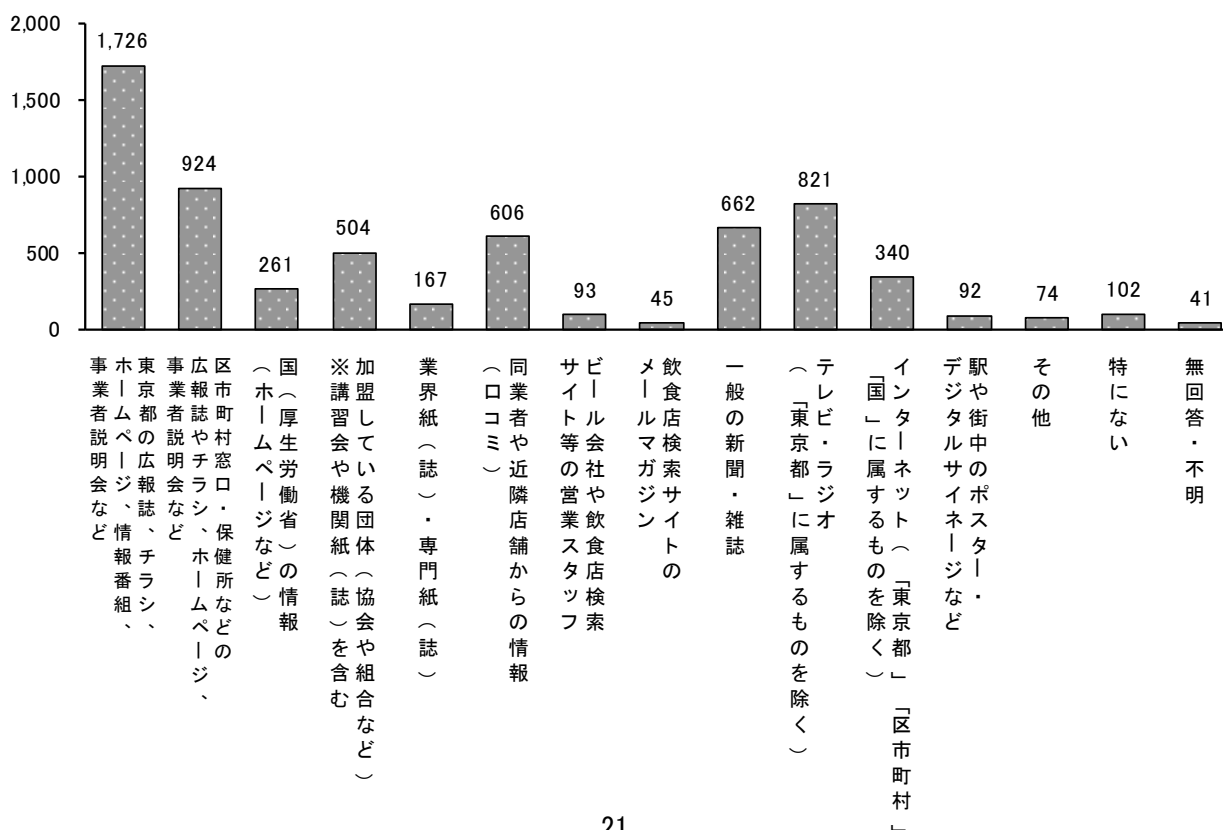
受動喫煙に関する情報の入手方法は、「東京都の広報誌、チラシ、ホームページ、情報番組、事業者説明会など」が1,726件と最も多く、次いで「区市町村窓口・保健所などの広報誌やチラシ、ホームページ、事業者説明会など」924件、「テレビ・ラジオ（「東京都」に属するものを除く）」821件となっている。

一般飲食店・遊興飲食店別にみると、一般飲食店は同様の傾向だが、遊興飲食店は「同業者や近隣店舗からの情報（口コミ）」も315件と割合が多くなっている。

図表 2-2-11-1 受動喫煙防止に関する情報の入手方法（複数回答）

業種	単位:件数														
	東京都の広報誌、事業者説明会など	区市町村窓口・保健所などの広報誌やチラシ、ホームページ、事業者説明会など	国（厚生労働省）の情報（ホームページなど）	※ 加盟している団体（協会や組合など）講習会や機関紙（誌）を含む	業界紙（誌）・専門紙（誌）	同業者や近隣店舗からの情報（口コミ）	ビール会社や飲食店検索サイト等の営業スタツフ	飲食店検索サイトのメールマガジン	一般の新聞・雑誌	テレビ・ラジオ（「東京都」に属するものを除く）	インターネット（「1」「2」「3」に属するものを除く）	駅や街中のポスター・デジタルサイネージなど	その他	特にない	無回答・不明
全体	1,726	924	261	504	167	606	93	45	662	821	340	92	74	102	41
一般飲食店	1,010	537	147	296	101	276	38	28	452	512	218	56	51	82	24
遊興飲食店	685	373	109	199	63	315	53	16	202	299	120	34	22	17	9
無回答	31	14	5	9	3	15	2	1	8	10	2	2	1	3	8

図表 2-2-11-2 受動喫煙防止に関する情報の入手方法（複数回答）（全体）



3 現在の受動喫煙防止対策について

(1) 受動喫煙防止に向けた対応策<問 18>

受動喫煙防止に向けた対応策については、「屋内・屋外とも全面禁煙にした／すでにしていた」が 1,202 件、「屋内を全面禁煙とし、屋外に喫煙場所を設置した／すでにしていた」が 793 件と多くの店が全面禁煙に向けた対応策をしていた回答している。

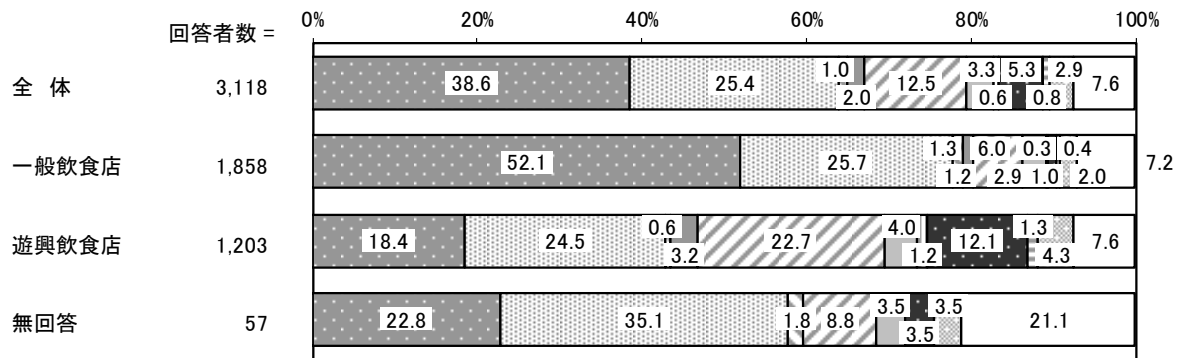
一般飲食店・遊興飲食店別にみると、一般飲食店では、「屋内・屋外とも全面禁煙にした／すでにしていた」968 件、「屋内を全面禁煙とし、屋外に喫煙場所を設置した／すでにしていた」478 件と、多くが全面禁煙に向けた対応策をしていた回答している。

図表 2-3-1-1 受動喫煙防止に向けた対応策

項目	上段: 件数 下段: 構成比					
	屋内・屋外とも全面禁煙にした／すでにしていた	屋内を全面禁煙とし、屋外に喫煙場所を設置した／すでにしていた	「指定たばこ専用喫煙室」を設置した	屋内の一部を「喫煙可能室」とした(従業員がいない飲食店のみ設置可)	屋内全部を「喫煙可能室(店)」とし、客席の全てを喫煙可能とした(従業員がいない飲食店のみ設置可)	「喫煙専用室」を設置した
全 体 (n = 3,118)	1,202 38.6%	793 25.4%	32 1.0%	61 2.0%	389 12.5%	104 3.3%
一般飲食店 (n = 1,858)	968 52.1%	478 25.7%	24 1.3%	22 1.2%	111 6.0%	54 2.9%
遊興飲食店 (n = 1,203)	221 18.4%	295 24.5%	7 0.6%	39 3.2%	273 22.7%	48 4.0%
無回答・不明 (n = 57)	13 22.8%	20 35.1%	1 1.8%	0 0.0%	5 8.8%	2 3.5%
項目	喫煙目的施設の要件を満たして屋内の一部を「喫煙目的室」とした(喫煙を主目的とする飲食店のみ設置可)	喫煙目的施設の要件を満たして屋内全部を「喫煙目的室(店)」とし、客席の全てを喫煙可能とした(喫煙を主目的とする飲食店のみ設置可)	検討中または改修中につき、一旦禁煙にした	検討中 その他	無回答・不明	
全 体 (n = 3,118)	19 0.6%	166 5.3%	24 0.8%	91 2.9%	237 7.6%	
一般飲食店 (n = 1,858)	5 0.3%	18 1.0%	8 0.4%	37 2.0%	133 7.2%	
遊興飲食店 (n = 1,203)	14 1.2%	146 12.1%	16 1.3%	52 4.3%	92 7.6%	
無回答・不明 (n = 57)	0 0.0%	2 3.5%	0 0.0%	2 3.5%	12 21.1%	

図表 2-3-1-2 受動喫煙防止に向けた対応策

- 屋内・屋外とも全面禁煙にした／すでにしていた
- ▨ 屋内を全面禁煙とし、屋外に喫煙場所を設置した／すでにしていた
- 「指定たばこ専用喫煙室」を設置した
- 屋内の一部を「喫煙可能室」とした
- ▨ 屋内全部を「喫煙可能室(店)」とし、客席の全てを喫煙可能とした
- 「喫煙専用室」を設置した
- ▨ 喫煙目的施設の要件を満たして屋内の一部を「喫煙目的室」とした
- 喫煙目的施設の要件を満たして屋内全部を「喫煙目的室(店)」とし、客席の全てを喫煙可能とした
- 検討中または改修中につき、一旦禁煙にした
- ▨ 検討中 その他
- 無回答・不明



(2) 全面禁煙にした理由（複数回答）〈問 19〉

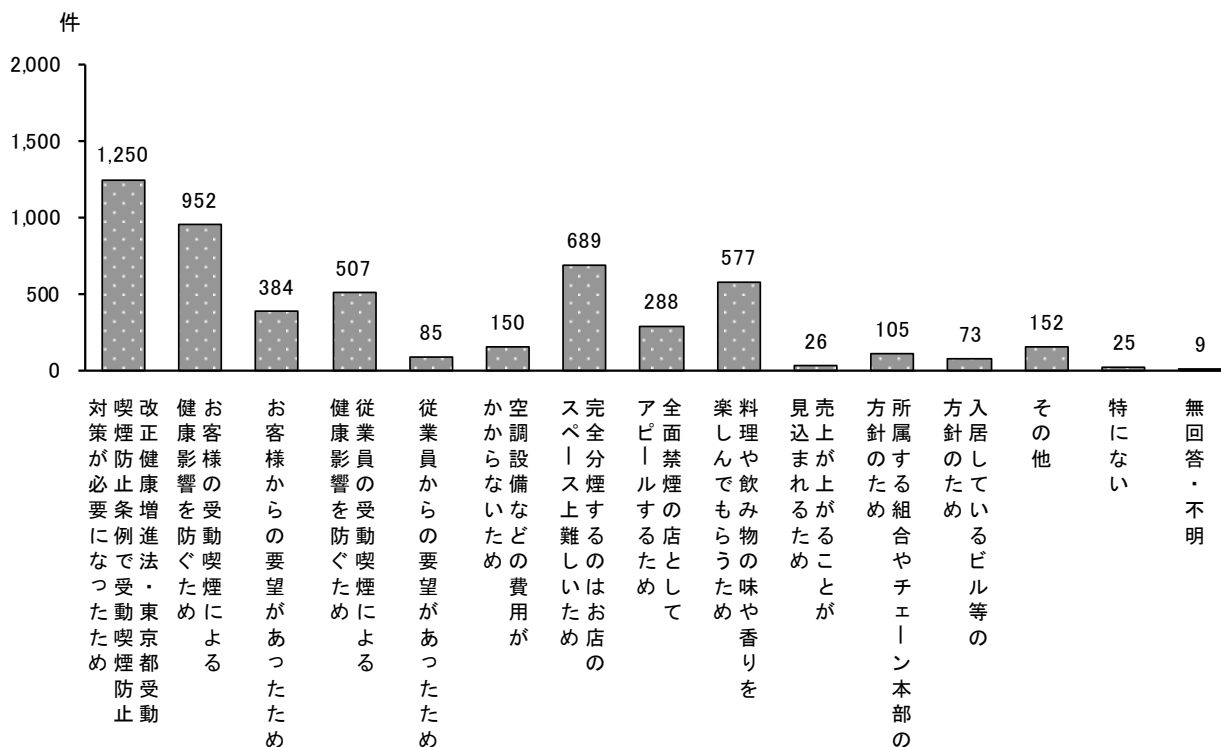
店内を全面禁煙にした理由として、「改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例で受動喫煙防止対策が必要になったため」が 1,250 件と最も多く挙げられており、次いで、「お客様の受動喫煙による健康影響を防ぐため」952 件、「完全分煙するのはお店のスペース上難しいため」689 件となっている。

一般飲食店・遊興飲食店別にみると、遊興飲食店は同様の傾向だが、一般飲食店は上記の項目とあわせて「料理や飲み物の味や香りを楽しんでもらうため」も 455 件と割合が高くなっている。

図表 2-3-2-1 全面禁煙にした理由（複数回答）

業種	単位：件数														
	改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例で受動喫煙防止対策が必要になったため	お客様の受動喫煙による健康影響を防ぐため	お客様の受動喫煙による健康影響を防ぐため	従業員の受動喫煙による健康影響を防ぐため	従業員からの要望があったため	空調設備などの費用がかからないため	完全分煙するのはお店のスペース上難しいため	全面禁煙の店としてアピールするため	料理や飲み物の味や香りを楽しんでもらうため	売上が上がるが見込まれるため	所属する組合やチェーン本部の方針のため	入居しているビル等の方針のため	その他	特にない	無回答・不明
全体	1,250	952	384	507	85	150	689	288	577	26	105	73	152	25	9
一般飲食店	857	699	292	370	69	101	463	221	455	15	92	66	113	20	7
遊興飲食店	374	235	86	126	13	48	215	62	109	11	12	6	36	5	2
無回答	19	18	6	11	3	1	11	5	13	0	1	1	3	0	0

図表 2-3-2-2 全面禁煙にした理由（複数回答）（全体）



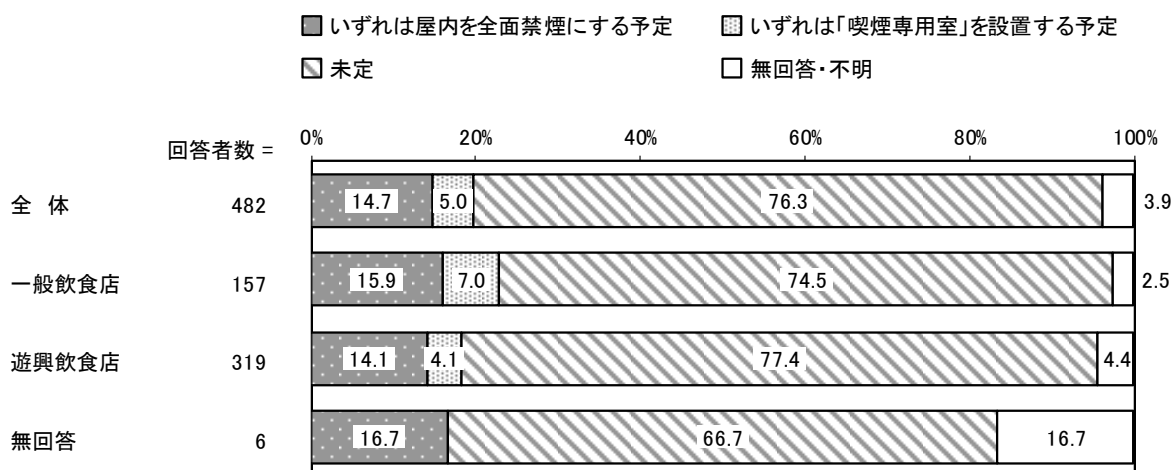
(3) 全面禁煙または喫煙専用室を設置する予定の有無<問 20>

「未定」の割合が76.3%と最も高く、次いで「いずれは屋内を全面禁煙にする予定」の割合が14.7%となっている。

図表 2-3-3-1 全面禁煙または喫煙専用室を設置する予定の有無

項目	上段:件数 下段:構成比			
	いずれは屋内を 全面禁煙にする 予定	いずれは「喫煙 専用室」を設置す る予定	未定	無回答・不明
全 体 (n = 482)	71 14.7%	24 5.0%	368 76.3%	19 3.9%
一般飲食店 (n = 157)	25 15.9%	11 7.0%	117 74.5%	4 2.5%
遊興飲食店 (n = 319)	45 14.1%	13 4.1%	247 77.4%	14 4.4%
無回答・不明 (n = 6)	1 16.7%	0 0.0%	4 66.7%	1 16.7%

図表 2-3-3-2 全面禁煙または喫煙専用室を設置する予定の有無



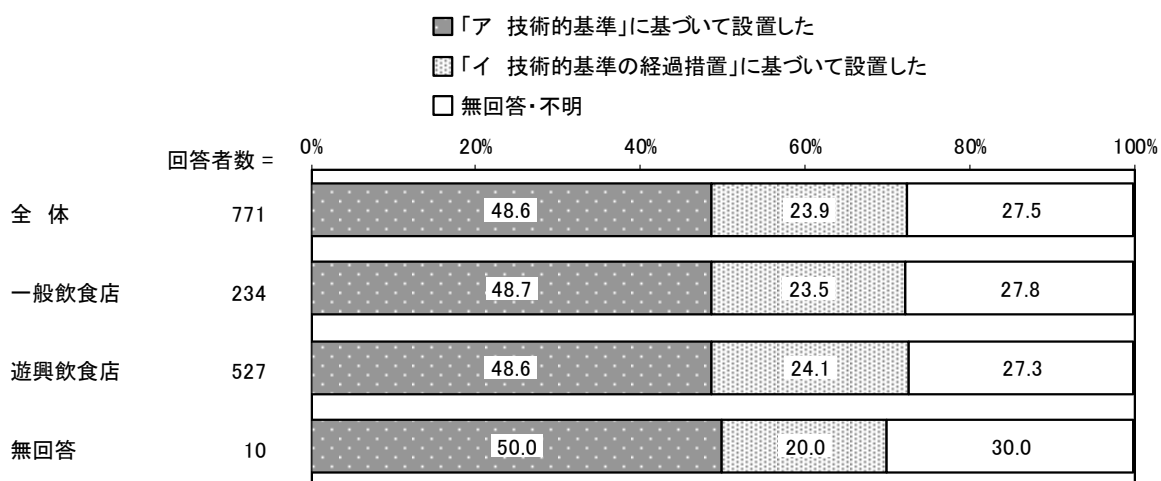
(4) 喫煙室設置時に基づいた基準<問 21>

「ア 技術的基準」に基づいて設置した」の割合が 48.6%、「イ 技術的基準の経過措置」に基づいて設置した」の割合が 23.9%となっている。

図表 2-3-4-1 喫煙室設置時に基づいた基準

項目	上段:件数		下段:構成比
	「ア 技術的基準」に基づいて設置した	「イ 技術的基準の経過措置」に基づいて設置した	無回答・不明
全 体 (n = 771)	375 48.6%	184 23.9%	212 27.5%
一般飲食店 (n = 234)	114 48.7%	55 23.5%	65 27.8%
遊興飲食店 (n = 527)	256 48.6%	127 24.1%	144 27.3%
無回答・不明 (n = 10)	5 50.0%	2 20.0%	3 30.0%

図表 2-3-4-2 喫煙室設置時に基づいた基準



(5) 問 18 の対応をした理由 (複数回答) <問 22>

問 18 の対応をした理由については、「喫煙者にも非喫煙者にも利用してほしいため」が 303 件、「お客様からの要望があったため」235 件、「改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例で受動喫煙防止対策が必要になったため」226 件の順に多くなっている。

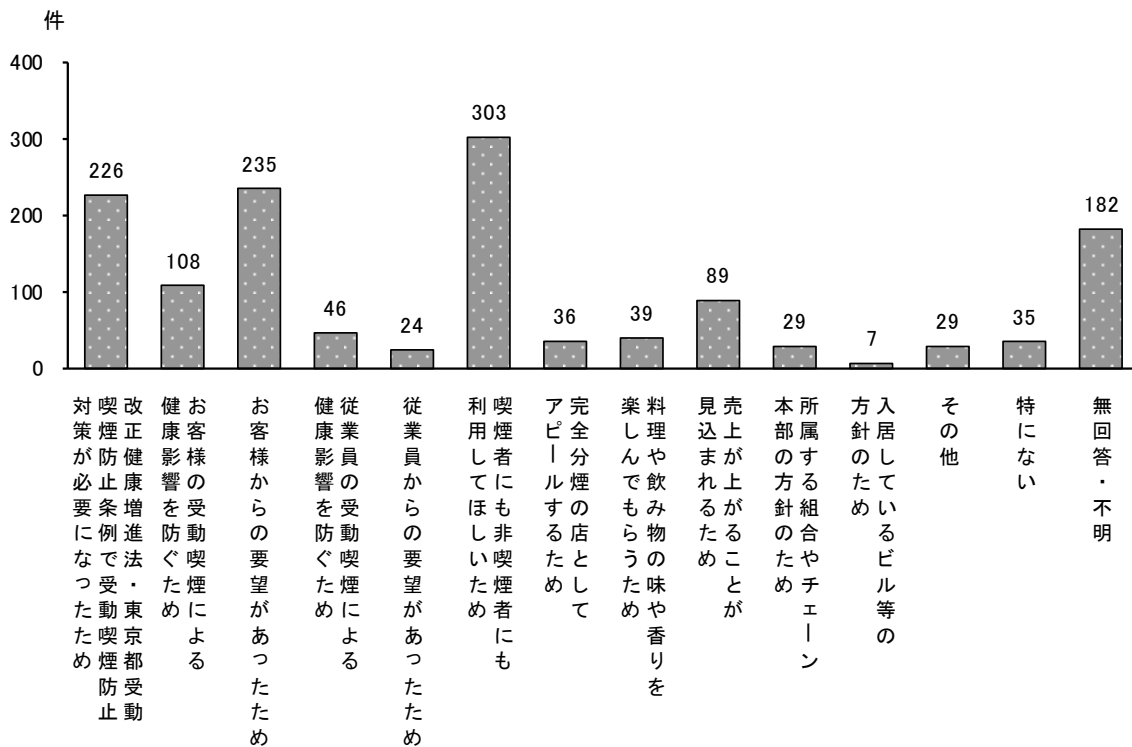
遊興飲食店でも、ほぼ同様の傾向となっている。

図表 2-3-5-1 問 18 の対応をした理由 (複数回答)

単位: 件数

区分	改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例で受動喫煙防止対策が必要になったため	お客様の受動喫煙による健康影響を防ぐため	お客様からの要望があったため	従業員からの要望があったため	従業員からの要望があったため	喫煙者にも非喫煙者にも利用してほしいため	完全分煙の店としてアピールするため	料理や飲み物の味や香りを楽しんでもらうため	見込まれるため	売上が上がるため	所属する組合やチェーン本部の方針のため	入居しているビル等の方針のため	その他	特になし	無回答・不明
全体	226	108	235	46	24	303	36	39	89	29	7	29	35	182	
一般飲食店	82	50	77	25	8	96	20	24	30	15	6	5	10	47	
遊興飲食店	141	57	156	19	16	203	15	14	59	14	1	22	25	133	
無回答	3	1	2	2	0	4	1	1	0	0	0	2	0	2	

図表 2-3-5-2 問 18 の対応をした理由 (複数回答) (全体)



(6) 問 18 の取り組みを決める際に参考にしたもの (複数回答) <問 23>

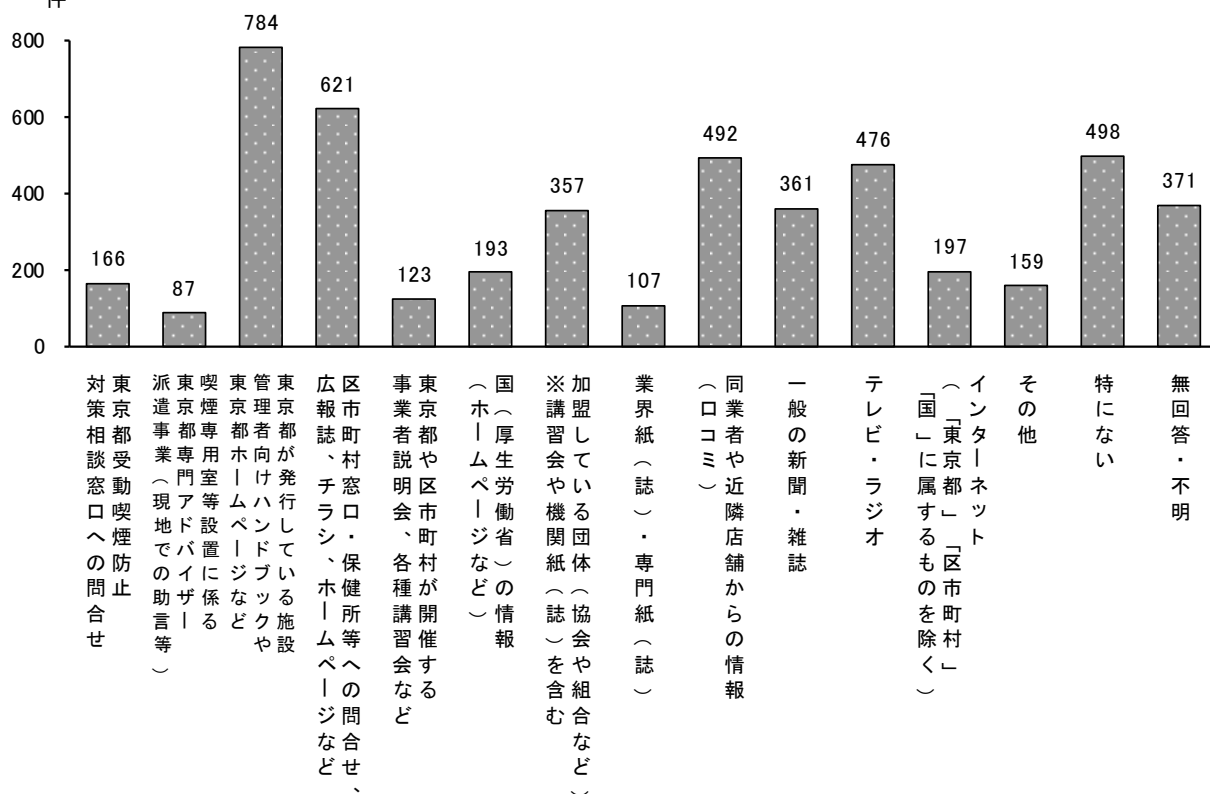
問 18 の取り組みを決める際に参考にしたものについては、「特にない」を除けば、「東京都が発行している施設管理者向けハンドブックや東京都ホームページなど」784 件、「区市町村窓口・保健所等への問合せ、広報誌、チラシ、ホームページなど」621 件、「同業者や近隣店舗からの情報 (口コミ)」492 件の順に多くなっている。

一般飲食店、遊興飲食店ともに、ほぼ同様の傾向となっている。

図表 2-3-6-1 問 18 の取り組みを決める際に参考にしたもの (複数回答)

区分	参考にしたもの (複数回答)															
	東京都受動喫煙防止対策 相談窓口への問合せ	喫煙専用室等設置に係る東京都専門アドバイザー派遣事業(現地での助言等)	東京都が発行している施設管理者向けハンドブックや東京都ホームページなど	区市町村窓口・保健所等への問合せ、広報誌、チラシ、ホームページなど	区市町村窓口・保健所等への問合せ、各種講習会など	東京都や区市町村が開催する事業者説明会(ホームページなど)の情報	国(厚生労働省)の情報	加盟している団体(協会や組合など)※講習会や機関紙(誌)を含む	業界紙(誌)・専門紙(誌)	同業者や近隣店舗からの情報(口コミ)	一般の新聞・雑誌	テレビ・ラジオ	「国」に属するものを除く)	インターネット(「東京都」「区市町村」)	その他	特にない
全 体	166	87	784	621	123	193	357	107	492	361	476	197	159	498	371	
一般飲食店	89	40	462	360	69	117	219	68	243	250	291	123	120	355	202	
遊興飲食店	74	43	311	252	53	75	131	38	242	100	172	71	38	139	155	
無回答	3	4	11	9	1	1	7	1	7	11	13	3	1	4	14	

図表 2-3-6-2 問 18 の取り組みを決める際に参考にしたもの (複数回答) (全体)



(7) 新型コロナウイルス感染症対策の一環としての喫煙室の対応<問 24>

「以前から喫煙室を設置していない」の割合が49.2%と最も高くなっている。

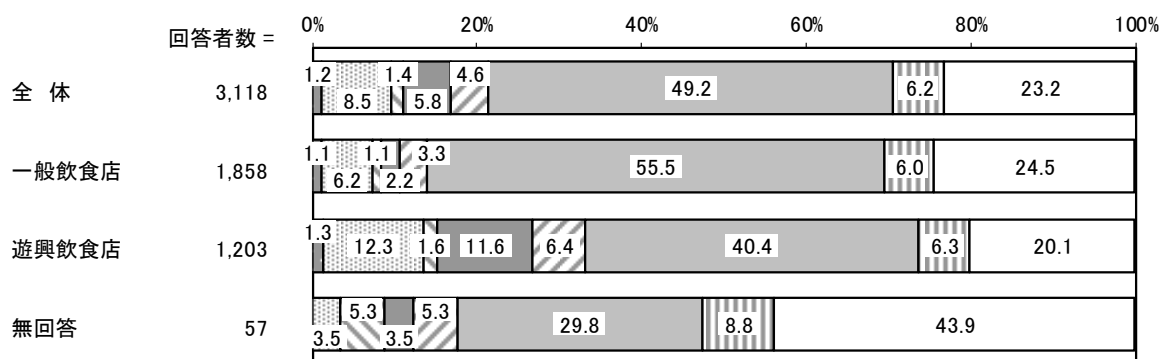
図表 2-3-7-1 新型コロナウイルス感染症対策の一環としての喫煙室の対応

上段:件数 下段:構成比

項目	喫煙室を一時閉鎖している	喫煙室の利用人数制限や、密にならないようするための注意書きの掲示等を行っている	新型コロナウイルス感染症対策を契機に禁煙とした(喫煙室を撤去した)	店舗を臨時休業としており、喫煙室について対応はしていない	喫煙室を設置しているが、特に何もしていない	以前から喫煙室を設置していない	その他	無回答・不明
全体(n = 3,118)	37 1.2%	266 8.5%	43 1.4%	182 5.8%	142 4.6%	1,534 49.2%	192 6.2%	722 23.2%
一般飲食店(n = 1,858)	21 1.1%	116 6.2%	21 1.1%	41 2.2%	62 3.3%	1,031 55.5%	111 6.0%	455 24.5%
遊興飲食店(n = 1,203)	16 1.3%	148 12.3%	19 1.6%	139 11.6%	77 6.4%	486 40.4%	76 6.3%	242 20.1%
無回答・不明(n = 57)	0 0.0%	2 3.5%	3 5.3%	2 3.5%	3 5.3%	17 29.8%	5 8.8%	25 43.9%

図表 2-3-7-2 新型コロナウイルス感染症対策の一環としての喫煙室の対応

- 喫煙室を一時閉鎖している
- ▨ 喫煙室の利用人数制限や、密にならないようするための注意書きの掲示等を行っている
- ▩ 新型コロナウイルス感染症対策を契機に禁煙とした(喫煙室を撤去した)
- 店舗を臨時休業としており、喫煙室について対応はしていない
- ▨ 喫煙室を設置しているが、特に何もしていない
- ▩ 以前から喫煙室を設置していない
- その他
- 無回答・不明



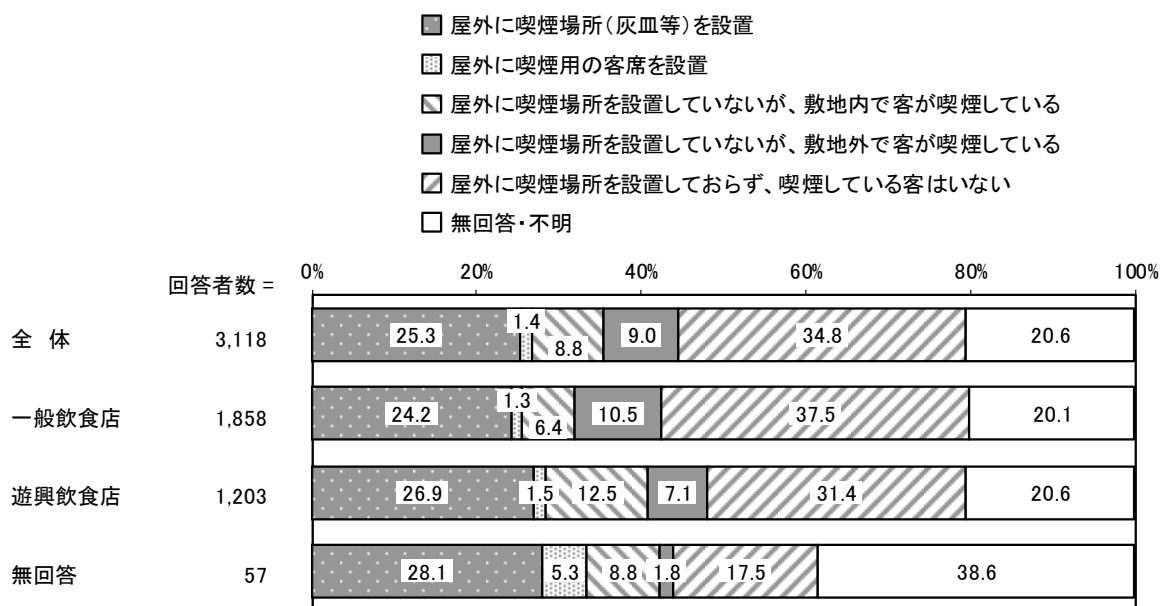
(8) 屋外の喫煙場所等の状況<問 25>

屋外の喫煙場所等の状況について、「屋外に喫煙場所を設置しておらず、喫煙している客はいない」が 34.8%と最も多く、次いで「屋外に喫煙場所（灰皿等）を設置」25.3%となっている。一般飲食店、遊興飲食店ともに、ほぼ同様の傾向となっている。

図表 2-3-8-1 屋外の喫煙場所等の状況

項目	上段:件数					下段:構成比	
	屋外に喫煙場所(灰皿等)を設置	屋外に喫煙用の客席を設置	屋外に喫煙場所を設置していないが、敷地内で客が喫煙している	屋外に喫煙場所を設置していないが、敷地外で客が喫煙している	屋外に喫煙場所を設置しておらず、喫煙している客はいない	無回答・不明	
全体(n = 3,118)	789 25.3%	45 1.4%	274 8.8%	282 9.0%	1,085 34.8%	643 20.6%	
一般飲食店(n = 1,858)	449 24.2%	24 1.3%	119 6.4%	196 10.5%	697 37.5%	373 20.1%	
遊興飲食店(n = 1,203)	324 26.9%	18 1.5%	150 12.5%	85 7.1%	378 31.4%	248 20.6%	
無回答・不明(n = 57)	16 28.1%	3 5.3%	5 8.8%	1 1.8%	10 17.5%	22 38.6%	

図表 2-3-8-2 屋外の喫煙場所等の状況

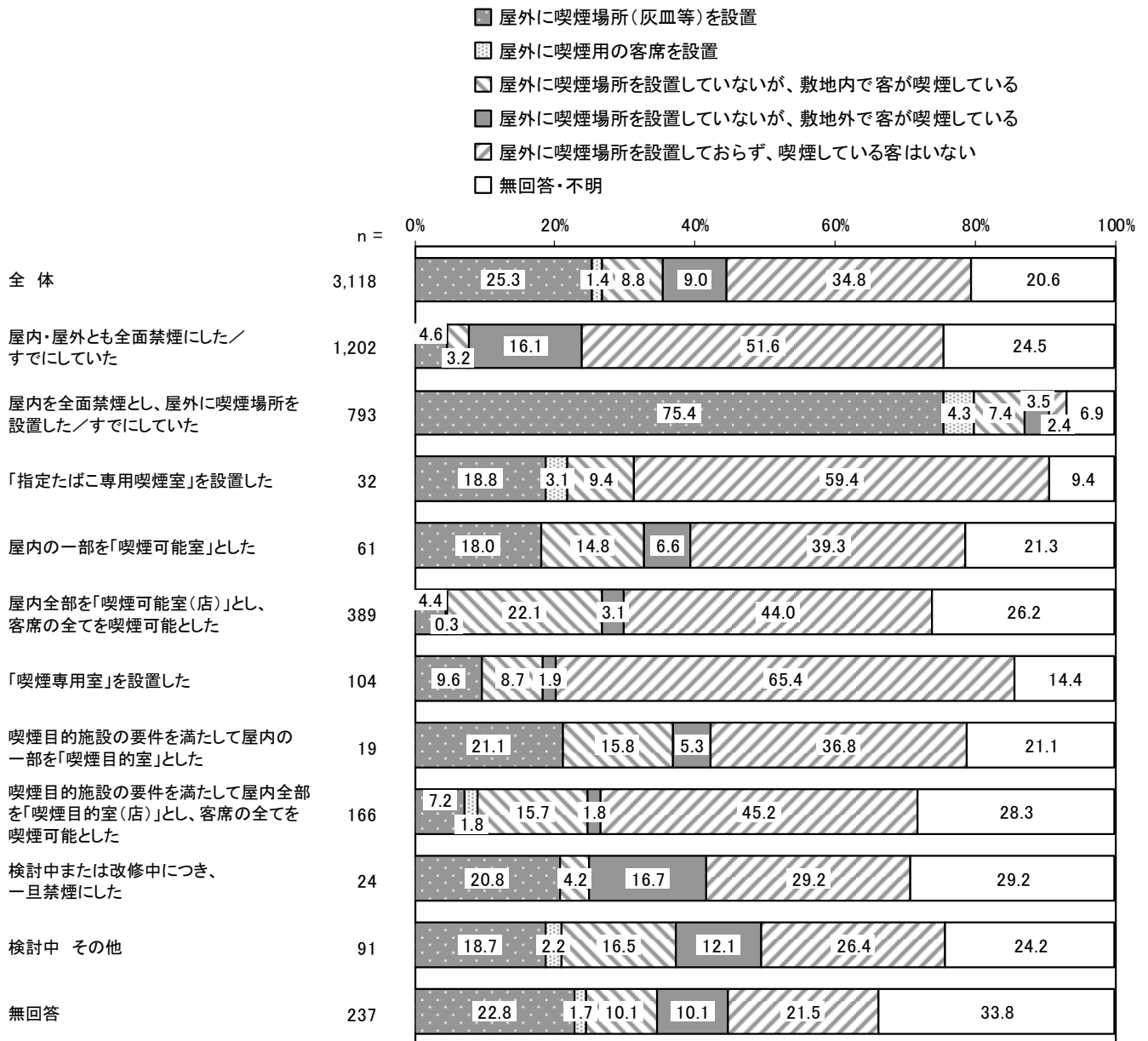


(9) 屋外の喫煙場所等の状況（受動喫煙防止に向けた対応策別）〈問 25〉

図表 2-3-9-1 屋外の喫煙場所等の状況（問 18 受動喫煙防止に向けた対応策別）

対応策	上段: 件数 下段: 構成比					
	屋外に喫煙場所(灰皿等)を設置	屋外に喫煙用の客席を設置(例: テラス席・屋上の席など)	屋外に喫煙場所を設置していないが、敷地内で客が喫煙している	屋外に喫煙場所を設置していないが、敷地外で客が喫煙している	屋外に喫煙場所を設置しておらず、喫煙している客はいない	無回答・不明
全 体(n = 3,118)	789 25.3%	45 1.4%	274 8.8%	282 9.0%	1,085 34.8%	643 20.6%
屋内・屋外とも全面禁煙にした／すでにしていた(n = 1,202)	55 4.6%	-	39 3.2%	193 16.1%	620 51.6%	295 24.5%
屋内を全面禁煙とし、屋外に喫煙場所を設置した／すでにしていた(n = 793)	598 75.4%	34 4.3%	59 7.4%	28 3.5%	19 2.4%	55 6.9%
「指定たばこ専用喫煙室」を設置した(n = 32)	6 18.8%	1 3.1%	3 9.4%	-	19 59.4%	3 9.4%
屋内の一部を「喫煙可能室」とした(n = 61)	11 18.0%	-	9 14.8%	4 6.6%	24 39.3%	13 21.3%
屋内全部を「喫煙可能室(店)」とし、客席の全てを喫煙可能とした(n = 389)	17 4.4%	1 0.3%	86 22.1%	12 3.1%	171 44.0%	102 26.2%
「喫煙専用室」を設置した(n = 104)	10 9.6%	-	9 8.7%	2 1.9%	68 65.4%	15 14.4%
喫煙目的施設の要件を満たして屋内の一部を「喫煙目的室」とした(n = 19)	4 21.1%	-	3 15.8%	1 5.3%	7 36.8%	4 21.1%
喫煙目的施設の要件を満たして屋内全部を「喫煙目的室(店)」とし、客席の全てを喫煙可能とした(n = 166)	12 7.2%	3 1.8%	26 15.7%	3 1.8%	75 45.2%	47 28.3%
検討中または改修中につき、一旦禁煙にした(n = 24)	5 20.8%	-	1 4.2%	4 16.7%	7 29.2%	7 29.2%
検討中 その他(n = 91)	17 18.7%	2 2.2%	15 16.5%	11 12.1%	24 26.4%	22 24.2%
無回答(n = 237)	54 22.8%	4 1.7%	24 10.1%	24 10.1%	51 21.5%	80 33.8%

図表 2-3-9-2 屋外の喫煙場所等の状況（問 18 受動喫煙防止に向けた対応策別）



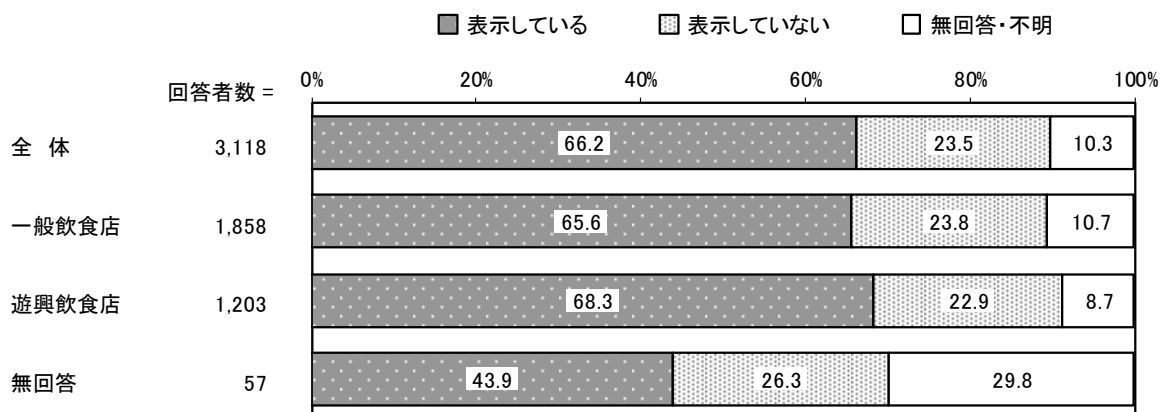
(10) 喫煙室を設置した場合の適切な表示の有無<問 26>

喫煙室を設置した場合の適切な表示の有無については、「表示している」の割合が6割台後半となっている。

図表 2-3-10-1 喫煙室を設置した場合の適切な表示の有無

項目	上段:件数 下段:構成比		
	表示している	表示していない	無回答・不明
全 体 (n = 3,118)	2,065 66.2%	733 23.5%	320 10.3%
一般飲食店 (n = 1,858)	1,218 65.6%	442 23.8%	198 10.7%
遊興飲食店 (n = 1,203)	822 68.3%	276 22.9%	105 8.7%
無回答・不明 (n = 57)	25 43.9%	15 26.3%	17 29.8%

図表 2-3-10-2 喫煙室を設置した場合の適切な表示の有無



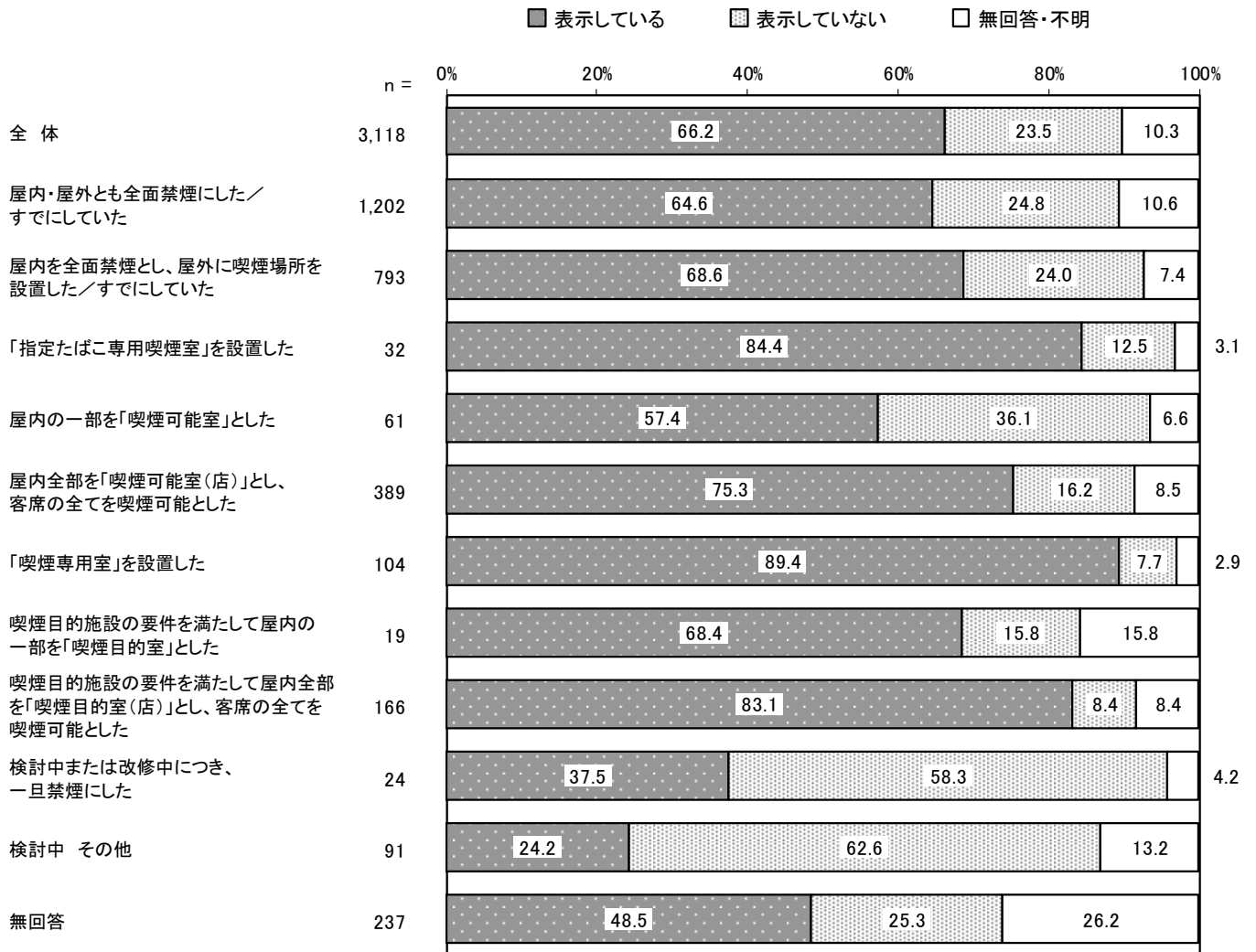
(11) 喫煙室を設置した場合の適切な表示の有無（受動喫煙防止に向けた対応策別）
 <問 26>

標識の表示状況について、受動喫煙防止に向けた対応策別にみると、「指定たばこ専用喫煙室」や「喫煙専用室」を設置している店や客席の全てを喫煙可能とした店では「表示している」が8割を超えているが、検討中の店では「表示していない」が他と比較して高くなっている。

図表 2-3-11-1 喫煙室を設置した場合の適切な表示の有無（問 18 受動喫煙防止に向けた対応策別）

対応策	上段:件数 下段:構成比		
	表示している	表示していない	無回答・不明
全 体 (n = 3,118)	2,065 66.2%	733 23.5%	320 10.3%
屋内・屋外とも全面禁煙にした／ すでにしていた (n = 1,202)	776 64.6%	298 24.8%	128 10.6%
屋内を全面禁煙とし、屋外に喫煙場所を 設置した／すでにしていた (n = 793)	544 68.6%	190 24.0%	59 7.4%
「指定たばこ専用喫煙室」を設置した (n = 32)	27 84.4%	4 12.5%	1 3.1%
屋内の一部を「喫煙可能室」とした (n = 61)	35 57.4%	22 36.1%	4 6.6%
屋内全部を「喫煙可能室(店)」とし、客席の全てを喫煙 可能とした (n = 389)	293 75.3%	63 16.2%	33 8.5%
「喫煙専用室」を設置した (n = 104)	93 89.4%	8 7.7%	3 2.9%
喫煙目的施設の要件を満たして屋内の一部を「喫煙目 的室」とした (n = 19)	13 68.4%	3 15.8%	3 15.8%
喫煙目的施設の要件を満たして屋内全部を「喫煙目的室 (店)」とし、客席の全てを喫煙可能とした (n = 166)	138 83.1%	14 8.4%	14 8.4%
検討中または改修中につき、一旦禁煙にした (n = 24)	9 37.5%	14 58.3%	1 4.2%
検討中 その他 (n = 91)	22 24.2%	57 62.6%	12 13.2%
無回答 (n = 237)	115 48.5%	60 25.3%	62 26.2%

図表 2-3-11-2 喫煙室を設置した場合の適切な表示の有無（問 18 受動喫煙防止に向けた対応策別）



(12) 喫煙室を表示していない理由（複数回答）＜問 27＞

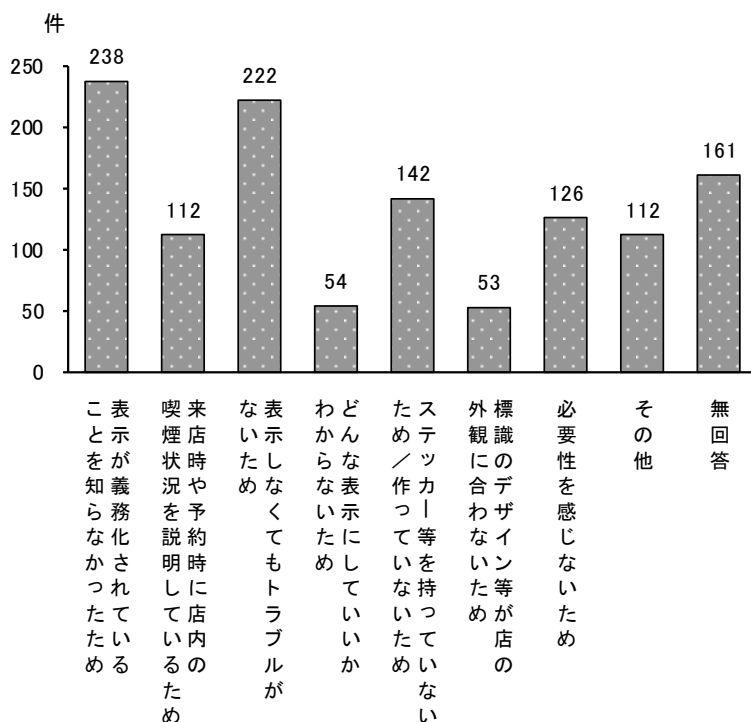
「表示が義務化されていることを知らなかったため」が 238 件と最も高く、次いで「表示しなくてもトラブルがないため」222 件、「ステッカー等を持っていないため／作っていないため」142 件となっている。

図表 2-3-12-1 喫煙室を表示していない理由（複数回答）

単位：件数

区分	表示が義務化されたことを知らなかったため	来店時や予約時に店内の喫煙状況を説明しているため	表示しなくてもトラブルがないため	どんな表示にしているかわからないため	ステッカー等を持っていないため／作っていないため	標識のデザイン等が店の外観に合わないため	必要性を感じないため	その他	無回答・不明
全体	238	112	222	54	142	53	126	112	161
一般飲食店	138	51	126	25	73	43	75	69	114
遊興飲食店	94	57	95	25	65	9	50	42	41
無回答	6	4	1	4	4	1	1	1	6

図表 2-3-12-2 喫煙室を表示していない理由（複数回答）（全体）



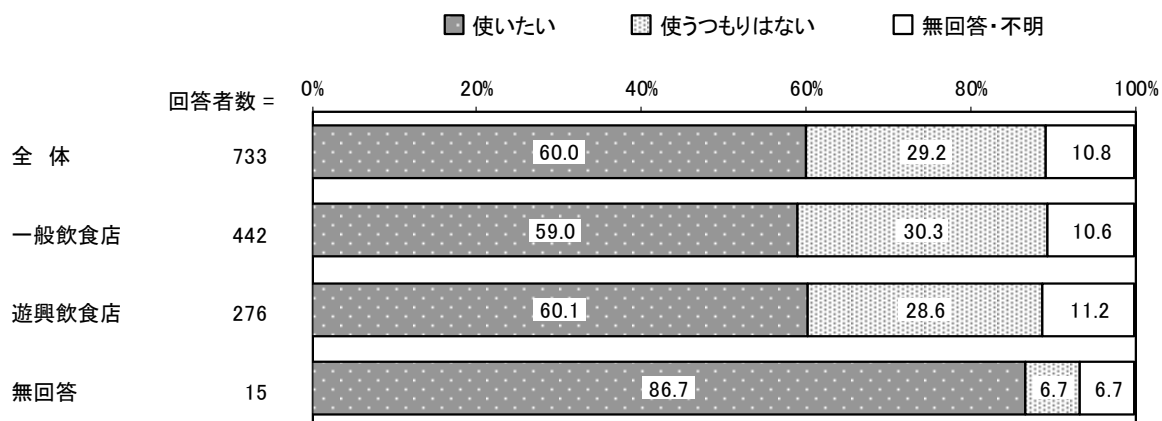
(13) 喫煙室の店頭掲示ステッカーの利用意向<問 28>

都で作成している喫煙室の表示ステッカーの利用意向については、「使いたい」の割合が6割となっている。

図表 2-3-13-1 喫煙室の店頭掲示ステッカーの利用意向

項目	上段: 件数 下段: 構成比		
	使いたい	使うつもりはない	無回答・不明
全 体 (n = 733)	440 60.0%	214 29.2%	79 10.8%
一般飲食店 (n = 442)	261 59.0%	134 30.3%	47 10.6%
遊興飲食店 (n = 276)	166 60.1%	79 28.6%	31 11.2%
無回答・不明 (n = 15)	13 86.7%	1 6.7%	1 6.7%

図表 2-3-13-2 喫煙室の店頭掲示ステッカーの利用意向



4 東京都への要望について

(1) 受動喫煙防止の取組のための東京都への要望（複数回答）〈問 29〉

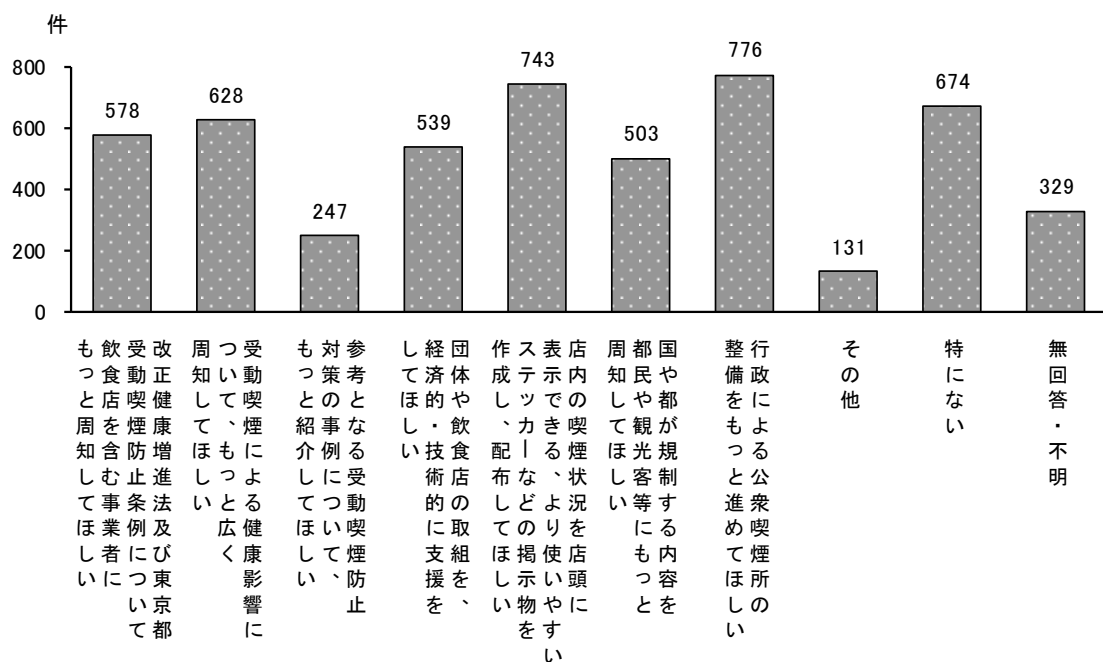
受動喫煙防止の取組のための東京都への要望は、「特にない」を除けば、「行政による公衆喫煙所の整備をもっと進めてほしい」が776件と最も多く、次いで「店内の喫煙状況を店頭に表示できる、より使いやすいステッカーなどの掲示物を作成し、配布してほしい」743件、「受動喫煙による健康影響について、もっと広く周知してほしい」628件となっている。

一般飲食店では「店内の喫煙状況を店頭に表示できる、より使いやすいステッカーなどの掲示物を作成し、配布してほしい」が443件と最も多いが、遊興飲食店では「行政による公衆喫煙所の整備をもっと進めてほしい」が325件と最も多くなっている。

図表 2-4-1-1 受動喫煙防止の取組のための東京都への要望（複数回答）

区分	単位: 件数									
	店舗の喫煙状況の改善、健康増進法に及び東京都受	受動喫煙による健康影響について	参考となる受動喫煙防止対策	団体の飲食店の取組を、経済	表示できるステッカーなどの掲示物を作成	店内の喫煙状況を店頭に表示	国や都が規制する内容を知	行政による公衆喫煙所の整備	その他	特にない
全体	578	628	247	539	743	503	776	131	674	329
一般飲食店	349	407	144	275	443	317	439	82	413	200
遊興飲食店	219	211	96	253	283	178	325	48	250	119
無回答	10	10	7	11	17	8	12	1	11	10

図表 2-4-1-2 受動喫煙防止の取組のための東京都への要望（複数回答）（全体）



(2) 受動喫煙防止の取組のための東京都への要望（複数回答）
 （受動喫煙防止に向けた対応策別）＜問 29＞

図表 2-4-2-1 受動喫煙防止の取組のための東京都への要望（問 18 受動喫煙防止に向けた対応策別）

（複数回答）

単位：件数

区分	店舗を 含む 事業者 にも ついで 周知 飲食	改正 健康 増進 法及 び東 京都 受	受 動 喫 煙 に よ る 健 康 影 響 に つ い て 、 も つ と 広 く 周 知 し て ほ う	参 考 と な る 受 動 喫 煙 防 止 対 策 の 事 例 に つ い て 、 も つ と 紹 介 し て ほ う	団 体 ・ 技 術 的 支 援 を し て ほ う	テ ッ カ ー な ど の 掲 示 物 を 作 成 し 、 配 布 し て ほ う	店 内 の 喫 煙 状 況 を 店 頭 に 表 示 し 、 配 布 し て ほ う	ほ し い 客 等 に も つ と 周 知 し て ほ う	国 や 都 が 規 制 す る 内 容 を 都 民 に 周 知 し て ほ う	行 政 に よ る 公 衆 喫 煙 所 の 整 備 を も つ と 進 め て ほ う	そ の 他	特 に な い	無 回 答 ・ 不 明
全 体	578	628	247	539	743	503	776	131	674	329			
屋内・屋外とも全面禁煙にした／すでにしていた	262	295	96	159	272	251	303	59	252	114			
屋内を全面禁煙とし、屋外に喫煙場所を設置した／すでにしていた	167	186	62	154	194	132	174	35	166	69			
「指定たばこ専用喫煙室」を設置した	6	10	3	8	5	4	13	1	5	3			
屋内の一部を「喫煙可能室」とした	13	13	11	7	21	11	17	2	13	3			
屋内全部を「喫煙可能室（店）」とし、客席の全てを喫煙可能とした	39	36	24	70	111	38	112	7	87	44			
「喫煙専用室」を設置した	23	20	8	38	22	14	29	8	23	4			
喫煙目的施設の要件を満たして屋内の一部を「喫煙目的室」とした	5	4	2	2	6	3	3	-	3	3			
喫煙目的施設の要件を満たして屋内全部を「喫煙目的室（店）」とし、客席の全てを喫煙可能とした	10	6	10	40	35	9	58	6	38	20			
検討中または改修中につき、一旦禁煙にした	5	6	5	6	8	4	7	1	6	2			
検討中 その他	8	12	9	18	16	10	11	5	33	13			
無回答・不明	40	40	17	37	53	27	49	7	48	54			

Ⅲ 調査の結果（業種別）

1 回答者属性

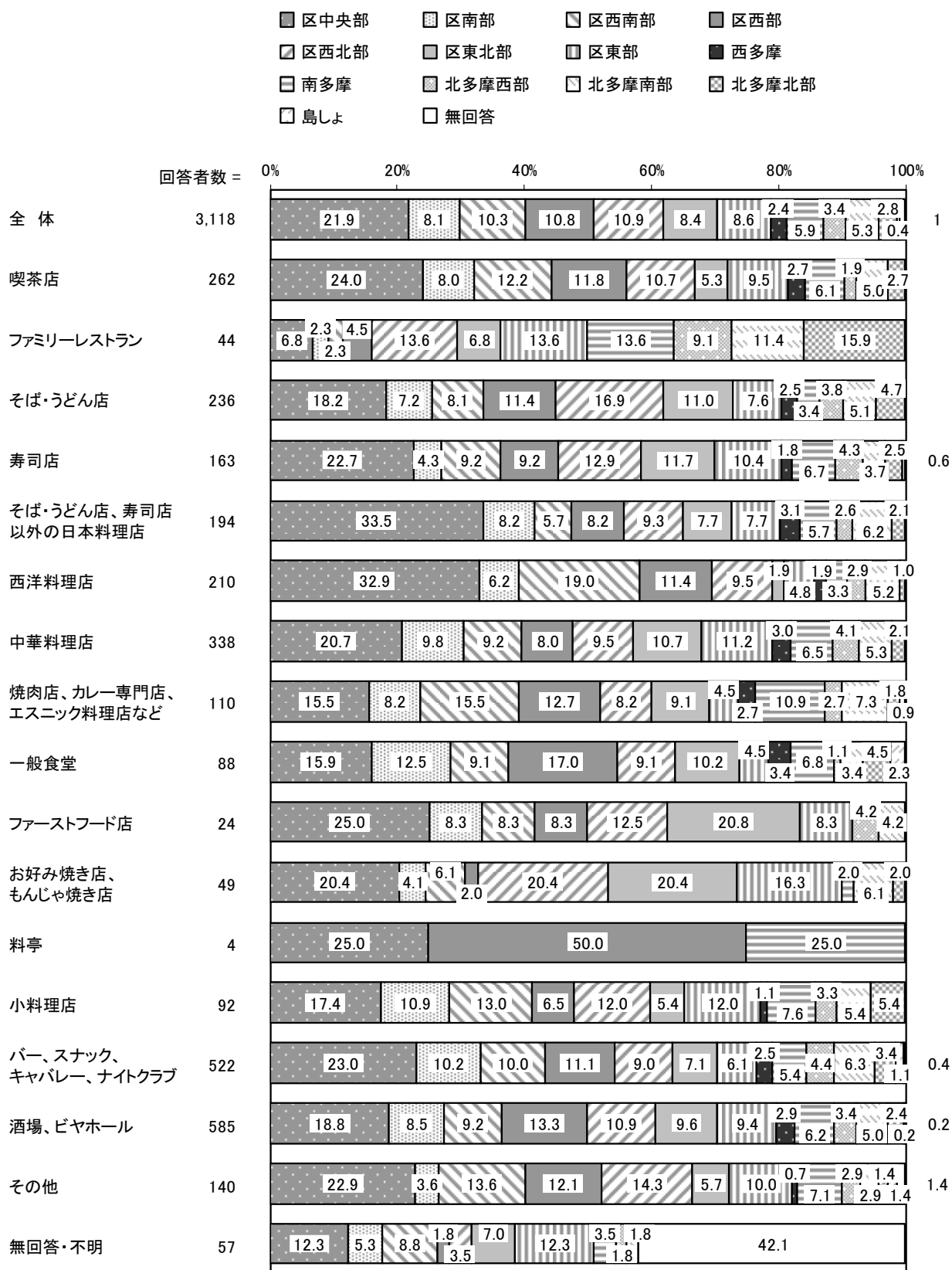
（1）店舗所在地〈問2〉

業種別所在地別では、極端な偏りはなく、ある程度バランスのとれた回答が得られた。

図表 3-1-1-1 店舗所在地

項目	上段:件数 下段:構成比													
	区中央部	区南部	区西南部	区西部	区西北部	区東北部	区東部	西多摩	南多摩	北多摩西部	北多摩南部	北多摩北部	島しょ	無回答・不明
全体(n=3,118)	683 21.9%	253 8.1%	321 10.3%	336 10.8%	339 10.9%	261 8.4%	267 8.6%	74 2.4%	184 5.9%	106 3.4%	164 5.3%	88 2.8%	12 0.4%	30 1.0%
喫茶店(n=262)	63 24.0%	21 8.0%	32 12.2%	31 11.8%	28 10.7%	14 5.3%	25 9.5%	7 2.7%	16 6.1%	5 1.9%	13 5.0%	7 2.7%	0 0.0%	0 0.0%
ファミリーレストラン(n=44)	3 6.8%	1 2.3%	1 2.3%	2 4.5%	6 13.6%	3 6.8%	6 13.6%	0 0.0%	6 13.6%	4 9.1%	5 11.4%	7 15.9%	0 0.0%	0 0.0%
そば・うどん店(n=236)	43 18.2%	17 7.2%	19 8.1%	27 11.4%	40 16.9%	26 11.0%	18 7.6%	6 2.5%	8 3.4%	9 3.8%	12 5.1%	11 4.7%	0 0.0%	0 0.0%
寿司店(n=163)	37 22.7%	7 4.3%	15 9.2%	15 9.2%	21 12.9%	19 11.7%	17 10.4%	3 1.8%	11 6.7%	7 4.3%	6 3.7%	4 2.5%	0 0.0%	1 0.6%
そば・うどん店、寿司店以外の 日本料理店(n=194)	65 33.5%	16 8.2%	11 5.7%	16 8.2%	18 9.3%	15 7.7%	15 7.7%	6 3.1%	11 5.7%	5 2.6%	12 6.2%	4 2.1%	0 0.0%	0 0.0%
西洋料理店(n=210)	69 32.9%	13 6.2%	40 19.0%	24 11.4%	20 9.5%	4 1.9%	10 4.8%	4 1.9%	7 3.3%	6 2.9%	11 5.2%	2 1.0%	0 0.0%	0 0.0%
中華料理店(n=338)	70 20.7%	33 9.8%	31 9.2%	27 8.0%	32 9.5%	36 10.7%	38 11.2%	10 3.0%	22 6.5%	14 4.1%	18 5.3%	7 2.1%	0 0.0%	0 0.0%
焼肉店、カレー専門店、 エスニック料理店など(n=110)	17 15.5%	9 8.2%	17 15.5%	14 12.7%	9 8.2%	10 9.1%	5 4.5%	3 2.7%	12 10.9%	3 2.7%	8 7.3%	2 1.8%	1 0.9%	0 0.0%
一般食堂(n=88)	14 15.9%	11 12.5%	8 9.1%	15 17.0%	8 9.1%	9 10.2%	4 4.5%	3 3.4%	6 6.8%	1 1.1%	3 3.4%	4 4.5%	2 2.3%	0 0.0%
ファーストフード店(n=24)	6 25.0%	2 8.3%	2 8.3%	2 8.3%	3 12.5%	5 20.8%	2 8.3%	0 0.0%	0 0.0%	1 4.2%	1 4.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
お好み焼き店、もんじゃ焼き店 (n=49)	10 20.4%	2 4.1%	3 6.1%	1 2.0%	10 20.4%	10 20.4%	8 16.3%	0 0.0%	1 2.0%	0 0.0%	3 6.1%	1 2.0%	0 0.0%	0 0.0%
料亭(n=4)	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
小料理店(n=92)	16 17.4%	10 10.9%	12 13.0%	6 6.5%	11 12.0%	5 5.4%	11 12.0%	1 1.1%	7 7.6%	3 3.3%	5 5.4%	5 5.4%	0 0.0%	0 0.0%
バー、スナック、キャバレー、 ナイトクラブ(n=522)	120 23.0%	53 10.2%	52 10.0%	58 11.1%	47 9.0%	37 7.1%	32 6.1%	13 2.5%	28 5.4%	23 4.4%	33 6.3%	18 3.4%	6 1.1%	2 0.4%
酒場、ビヤホール(n=585)	110 18.8%	50 8.5%	54 9.2%	78 13.3%	64 10.9%	56 9.6%	55 9.4%	17 2.9%	36 6.2%	20 3.4%	29 5.0%	14 2.4%	1 0.2%	1 0.2%
その他(n=140)	32 22.9%	5 3.6%	19 13.6%	17 12.1%	20 14.3%	8 5.7%	14 10.0%	1 0.7%	10 7.1%	4 2.9%	4 2.9%	2 1.4%	2 1.4%	2 1.4%
無回答・不明(n=57)	7 12.3%	3 5.3%	5 8.8%	1 1.8%	2 3.5%	4 7.0%	7 12.3%	0 0.0%	2 3.5%	1 1.8%	1 1.8%	0 0.0%	0 0.0%	24 42.1%

図表 3-1-1-2 店舗所在地



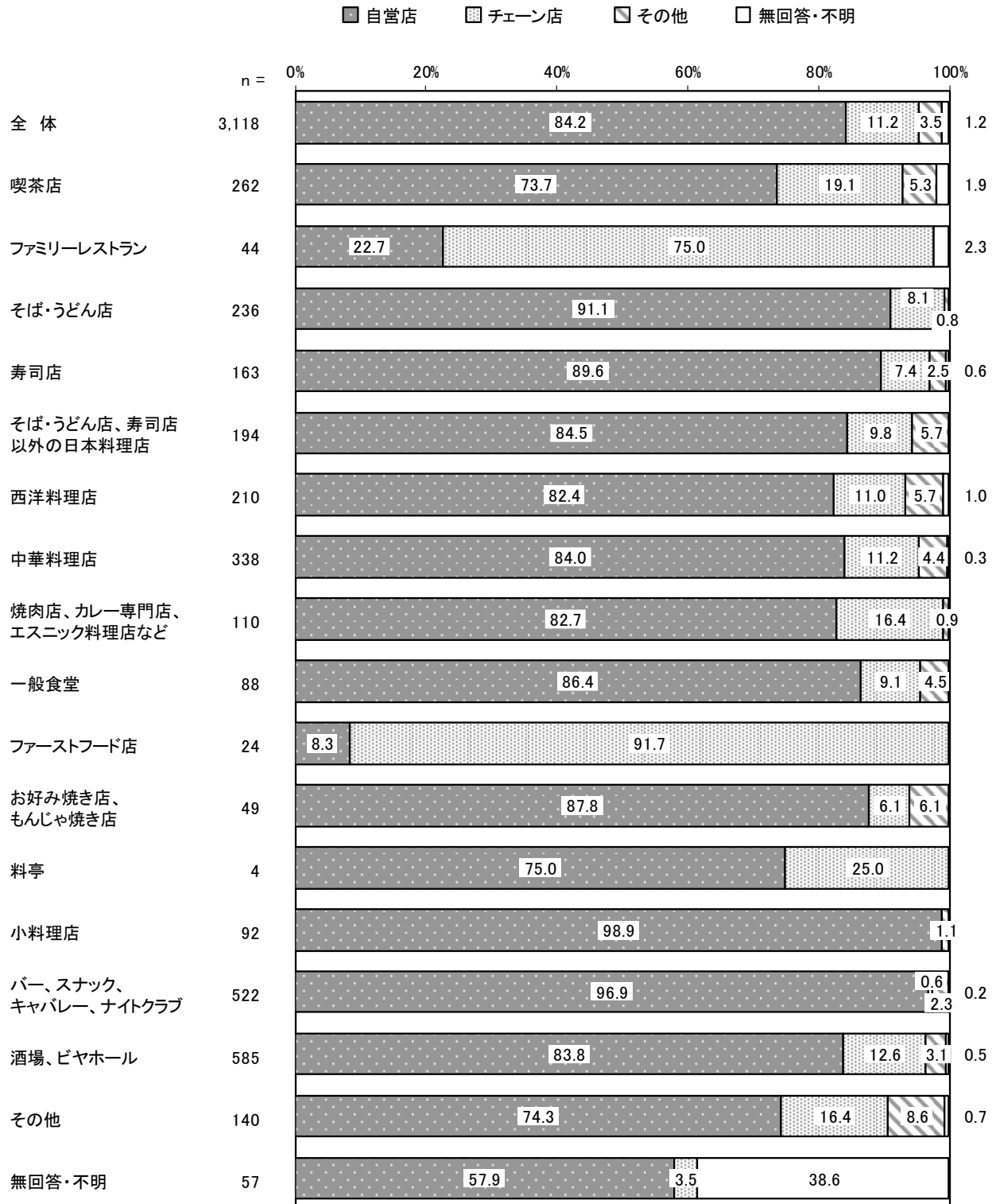
(2) 経営形態<問3>

ファミリーレストラン、ファーストフード店では、チェーン店の割合が高く、それ以外の業種では自営店の割合が高くなっている。

図表 3-1-2-1 経営形態

業種	上段:件数 下段:構成比				合計
	自営店	チェーン店	その他	無回答・不明	
全体(n = 3,118)	2,624 84.2%	348 11.2%	109 3.5%	37 1.2%	3,118 100.0%
喫茶店(n = 262)	193 73.7%	50 19.1%	14 5.3%	5 1.9%	262 100.0%
ファミリーレストラン(n = 44)	10 22.7%	33 75.0%	0 0.0%	1 2.3%	44 100.0%
そば・うどん店(n = 236)	215 91.1%	19 8.1%	2 0.8%	0 0.0%	236 100.0%
寿司店(n = 163)	146 89.6%	12 7.4%	4 2.5%	1 0.6%	163 100.0%
そば・うどん店、寿司店以外の日本料理店(n = 194)	164 84.5%	19 9.8%	11 5.7%	0 0.0%	194 100.0%
西洋料理店(n = 210)	173 82.4%	23 11.0%	12 5.7%	2 1.0%	210 100.0%
中華料理店(n = 338)	284 84.0%	38 11.2%	15 4.4%	1 0.3%	338 100.0%
焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など(n = 110)	91 82.7%	18 16.4%	1 0.9%	0 0.0%	110 100.0%
一般食堂(n = 88)	76 86.4%	8 9.1%	4 4.5%	0 0.0%	88 100.0%
ファーストフード店(n = 24)	2 8.3%	22 91.7%	0 0.0%	0 0.0%	24 100.0%
お好み焼き店、もんじゃ焼き店(n = 49)	43 87.8%	3 6.1%	3 6.1%	0 0.0%	49 100.0%
料亭(n = 4)	3 75.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 100.0%
小料理店(n = 92)	91 98.9%	0 0.0%	1 1.1%	0 0.0%	92 100.0%
バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ(n = 522)	506 96.9%	3 0.6%	12 2.3%	1 0.2%	522 100.0%
酒場、ビヤホール(n = 585)	490 83.8%	74 12.6%	18 3.1%	3 0.5%	585 100.0%
その他(n = 140)	104 74.3%	23 16.4%	12 8.6%	1 0.7%	140 100.0%
無回答・不明(n = 57)	33 57.9%	2 3.5%	0 0.0%	22 38.6%	57 100.0%

図表 3-1-2-2 経営形態



(3) 従業員数<問4>

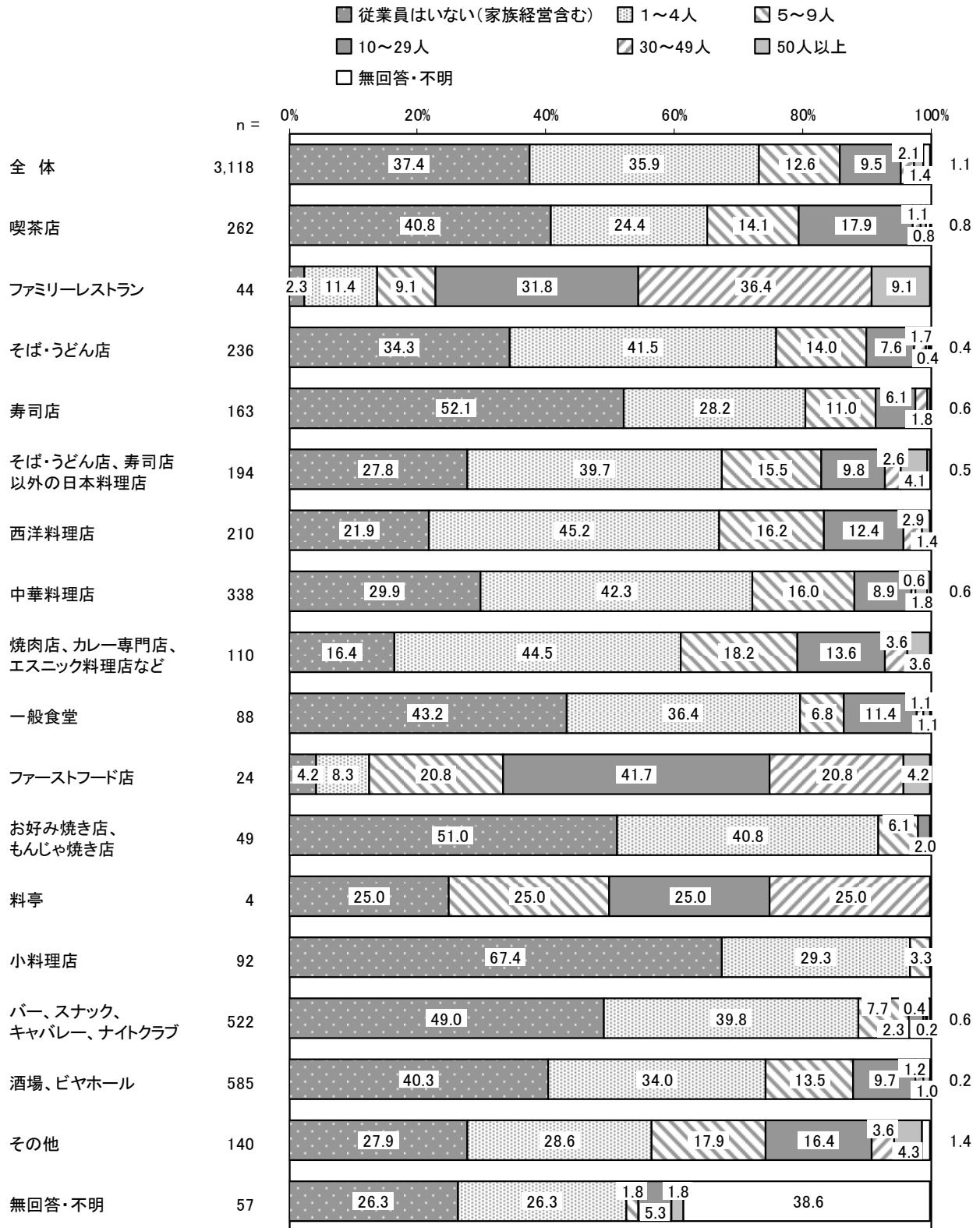
従業員がいない店の割合は、小料理店で67.4%と特に高くなっている一方、ファミリーレストラン、ファーストフード店では、2.3%、4.2%と低くなっている。

図表 3-1-3-1 従業員数

上段:件数 下段:構成比

業種	従業員はいない(家族経営含む)	1~4人	5~9人	10~29人	30~49人	50人以上	無回答・不明	合計
全体(n = 3,118)	1,166 37.4%	1,120 35.9%	393 12.6%	296 9.5%	64 2.1%	44 1.4%	35 1.1%	3,118 100.0%
喫茶店(n = 262)	107 40.8%	64 24.4%	37 14.1%	47 17.9%	3 1.1%	2 0.8%	2 0.8%	262 100.0%
ファミリーレストラン(n = 44)	1 2.3%	5 11.4%	4 9.1%	14 31.8%	16 36.4%	4 9.1%	0 0.0%	44 100.0%
そば・うどん店(n = 236)	81 34.3%	98 41.5%	33 14.0%	18 7.6%	4 1.7%	1 0.4%	1 0.4%	236 100.0%
寿司店(n = 163)	85 52.1%	46 28.2%	18 11.0%	10 6.1%	3 1.8%	0 0.0%	1 0.6%	163 100.0%
そば・うどん店、寿司店以外の日本料理店(n = 194)	54 27.8%	77 39.7%	30 15.5%	19 9.8%	5 2.6%	8 4.1%	1 0.5%	194 100.0%
西洋料理店(n = 210)	46 21.9%	95 45.2%	34 16.2%	26 12.4%	6 2.9%	3 1.4%	0 0.0%	210 100.0%
中華料理店(n = 338)	101 29.9%	143 42.3%	54 16.0%	30 8.9%	2 0.6%	6 1.8%	2 0.6%	338 100.0%
焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など(n = 110)	18 16.4%	49 44.5%	20 18.2%	15 13.6%	4 3.6%	4 3.6%	0 0.0%	110 100.0%
一般食堂(n = 88)	38 43.2%	32 36.4%	6 6.8%	10 11.4%	1 1.1%	1 1.1%	0 0.0%	88 100.0%
ファーストフード店(n = 24)	1 4.2%	2 8.3%	5 20.8%	10 41.7%	5 20.8%	1 4.2%	0 0.0%	24 100.0%
お好み焼き店、もんじゃ焼き店(n = 49)	25 51.0%	20 40.8%	3 6.1%	1 2.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	49 100.0%
料亭(n = 4)	1 25.0%	0 0.0%	1 25.0%	1 25.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 100.0%
小料理店(n = 92)	62 67.4%	27 29.3%	3 3.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	92 100.0%
バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ(n = 522)	256 49.0%	208 39.8%	40 7.7%	12 2.3%	2 0.4%	1 0.2%	3 0.6%	522 100.0%
酒場、ビヤホール(n = 585)	236 40.3%	199 34.0%	79 13.5%	57 9.7%	7 1.2%	6 1.0%	1 0.2%	585 100.0%
その他(n = 140)	39 27.9%	40 28.6%	25 17.9%	23 16.4%	5 3.6%	6 4.3%	2 1.4%	140 100.0%
無回答・不明(n = 57)	15 26.3%	15 26.3%	1 1.8%	3 5.3%	0 0.0%	1 1.8%	22 38.6%	57 100.0%

図表 3-1-3-2 従業員数



(4) 客席数<問5>

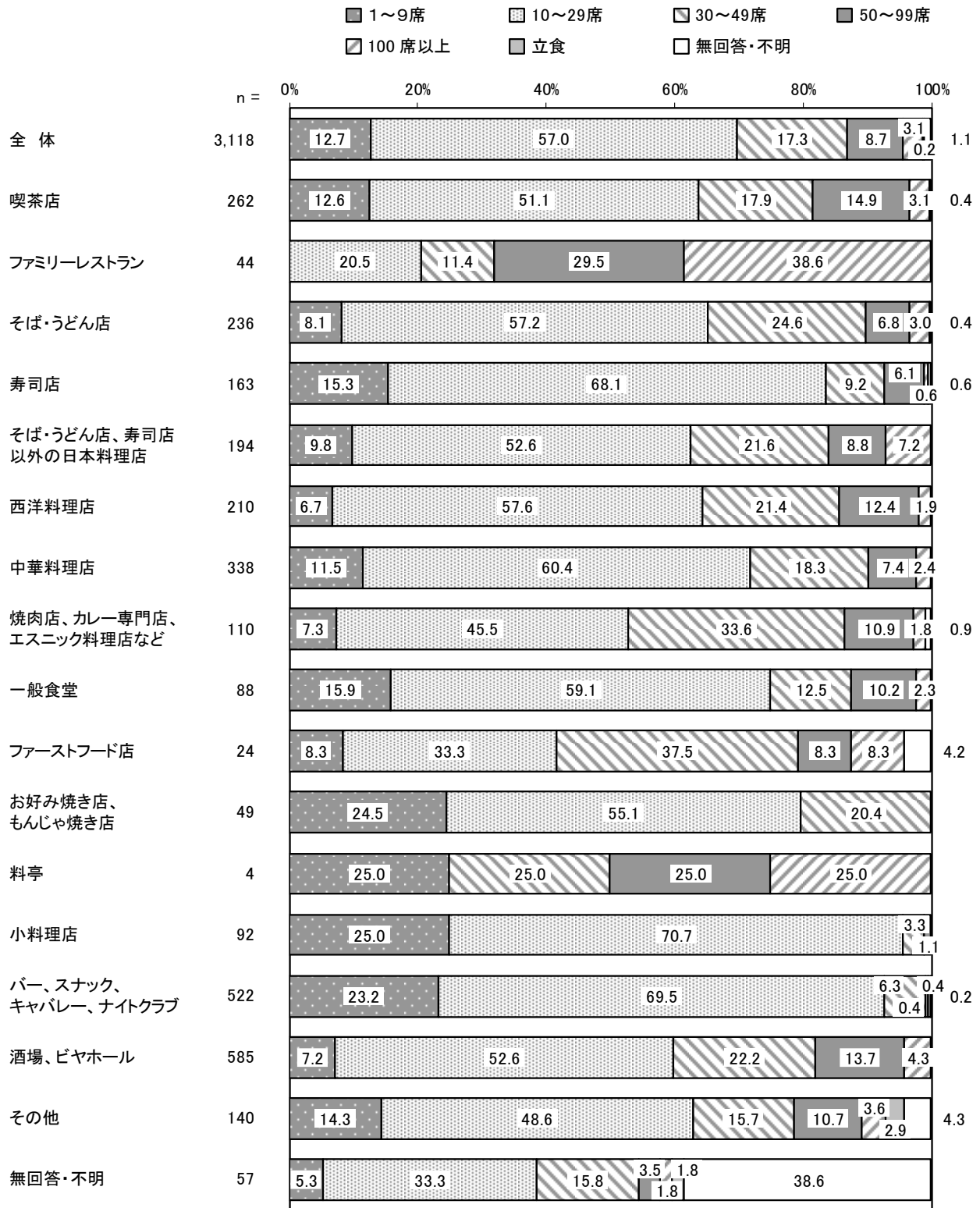
ファミリーレストランでは、客席数が100席以上の割合が高く、他の業種に比べ席数が多くなっている。

図表 3-1-4-1 客席数

上段: 件数 下段: 構成比

業種	1~9席	10~29席	30~49席	50~99席	100席以上	立食	無回答・不明	合計
全体 (n = 3,118)	395 12.7%	1,776 57.0%	539 17.3%	270 8.7%	97 3.1%	7 0.2%	34 1.1%	3,118 100.0%
喫茶店 (n = 262)	33 12.6%	134 51.1%	47 17.9%	39 14.9%	8 3.1%	0 0.0%	1 0.4%	262 100.0%
ファミリーレストラン (n = 44)	0 0.0%	9 20.5%	5 11.4%	13 29.5%	17 38.6%	0 0.0%	0 0.0%	44 100.0%
そば・うどん店 (n = 236)	19 8.1%	135 57.2%	58 24.6%	16 6.8%	7 3.0%	0 0.0%	1 0.4%	236 100.0%
寿司店 (n = 163)	25 15.3%	111 68.1%	15 9.2%	10 6.1%	1 0.6%	0 0.0%	1 0.6%	163 100.0%
そば・うどん店、寿司店以外の日本料理店 (n = 194)	19 9.8%	102 52.6%	42 21.6%	17 8.8%	14 7.2%	0 0.0%	0 0.0%	194 100.0%
西洋料理店 (n = 210)	14 6.7%	121 57.6%	45 21.4%	26 12.4%	4 1.9%	0 0.0%	0 0.0%	210 100.0%
中華料理店 (n = 338)	39 11.5%	204 60.4%	62 18.3%	25 7.4%	8 2.4%	0 0.0%	0 0.0%	338 100.0%
焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など (n = 110)	8 7.3%	50 45.5%	37 33.6%	12 10.9%	2 1.8%	0 0.0%	1 0.9%	110 100.0%
一般食堂 (n = 88)	14 15.9%	52 59.1%	11 12.5%	9 10.2%	2 2.3%	0 0.0%	0 0.0%	88 100.0%
ファーストフード店 (n = 24)	2 8.3%	8 33.3%	9 37.5%	2 8.3%	2 8.3%	0 0.0%	1 4.2%	24 100.0%
お好み焼き店、もんじゃ焼き店 (n = 49)	12 24.5%	27 55.1%	10 20.4%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	49 100.0%
料亭 (n = 4)	1 25.0%	0 0.0%	1 25.0%	1 25.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 100.0%
小料理店 (n = 92)	23 25.0%	65 70.7%	3 3.3%	1 1.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	92 100.0%
バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ (n = 522)	121 23.2%	363 69.5%	33 6.3%	2 0.4%	0 0.0%	2 0.4%	1 0.2%	522 100.0%
酒場、ビヤホール (n = 585)	42 7.2%	308 52.6%	130 22.2%	80 13.7%	25 4.3%	0 0.0%	0 0.0%	585 100.0%
その他 (n = 140)	20 14.3%	68 48.6%	22 15.7%	15 10.7%	5 3.6%	4 2.9%	6 4.3%	140 100.0%
無回答・不明 (n = 57)	3 5.3%	19 33.3%	9 15.8%	2 3.5%	1 1.8%	1 1.8%	22 38.6%	57 100.0%

図表 3-1-4-2 客席数



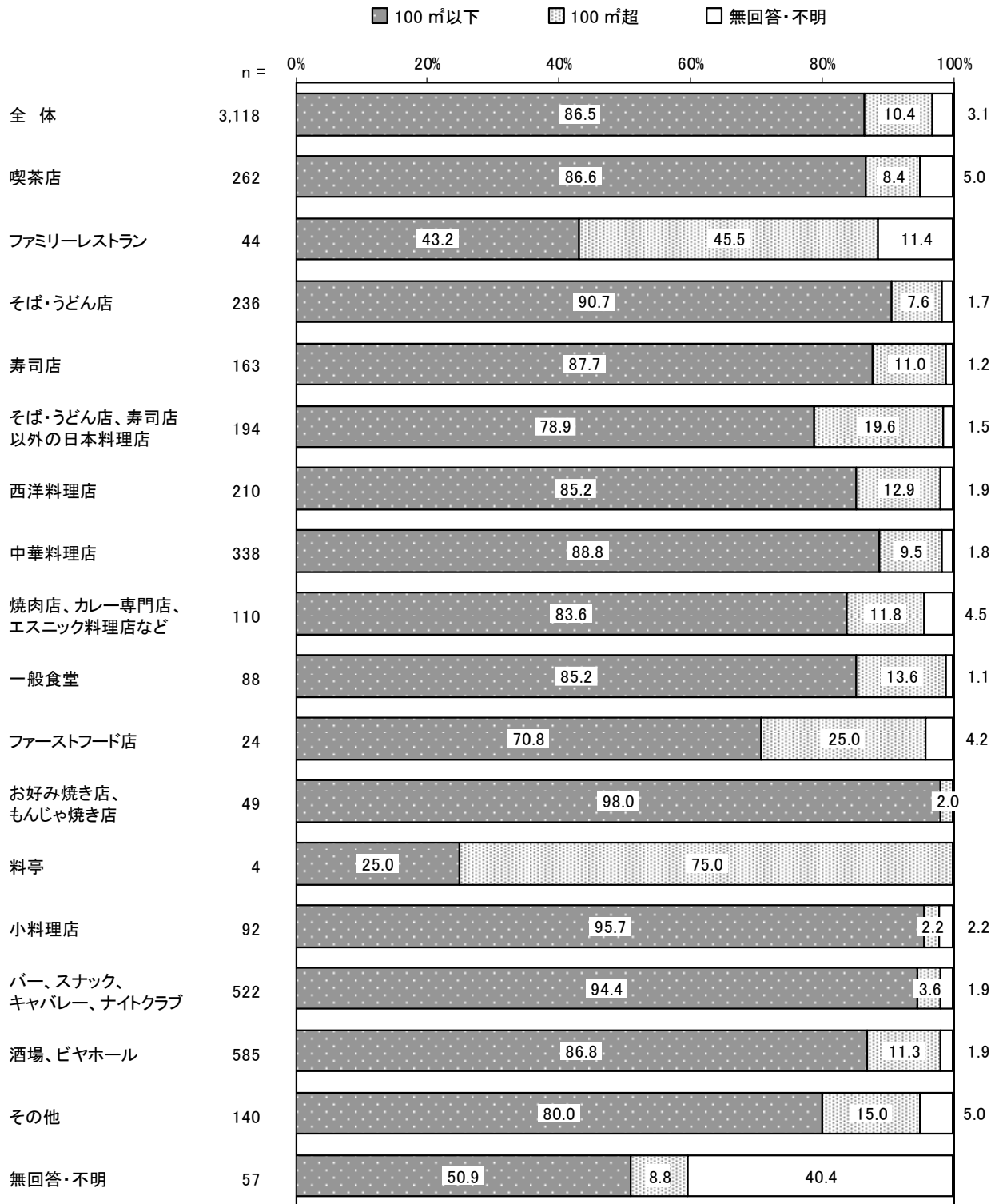
(5) 客席面積<問6>

客席面積が100㎡以上である店が多い業種は、ファミリーレストランや料亭である。それ以外の業種では、客席面積100㎡以下の店が7割から9割となっている。

図表 3-1-5-1 客席面積

業種	上段:件数 下段:構成比			
	100㎡以下	100㎡超	無回答・不明	合計
全体(n = 3,118)	2,698 86.5%	323 10.4%	97 3.1%	3,118 100.0%
喫茶店(n = 262)	227 86.6%	22 8.4%	13 5.0%	262 100.0%
ファミリーレストラン(n = 44)	19 43.2%	20 45.5%	5 11.4%	44 100.0%
そば・うどん店(n = 236)	214 90.7%	18 7.6%	4 1.7%	236 100.0%
寿司店(n = 163)	143 87.7%	18 11.0%	2 1.2%	163 100.0%
そば・うどん店、寿司店以外の日本料理店(n = 194)	153 78.9%	38 19.6%	3 1.5%	194 100.0%
西洋料理店(n = 210)	179 85.2%	27 12.9%	4 1.9%	210 100.0%
中華料理店(n = 338)	300 88.8%	32 9.5%	6 1.8%	338 100.0%
焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など(n = 110)	92 83.6%	13 11.8%	5 4.5%	110 100.0%
一般食堂(n = 88)	75 85.2%	12 13.6%	1 1.1%	88 100.0%
ファーストフード店(n = 24)	17 70.8%	6 25.0%	1 4.2%	24 100.0%
お好み焼き店、もんじゃ焼き店(n = 49)	48 98.0%	1 2.0%	0 0.0%	49 100.0%
料亭(n = 4)	1 25.0%	3 75.0%	0 0.0%	4 100.0%
小料理店(n = 92)	88 95.7%	2 2.2%	2 2.2%	92 100.0%
バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ(n = 522)	493 94.4%	19 3.6%	10 1.9%	522 100.0%
酒場、ピヤホール(n = 585)	508 86.8%	66 11.3%	11 1.9%	585 100.0%
その他(n = 140)	112 80.0%	21 15.0%	7 5.0%	140 100.0%
無回答・不明(n = 57)	29 50.9%	5 8.8%	23 40.4%	57 100.0%

図表 3-1-5-2 客席面積



(6) 資本金<問7>

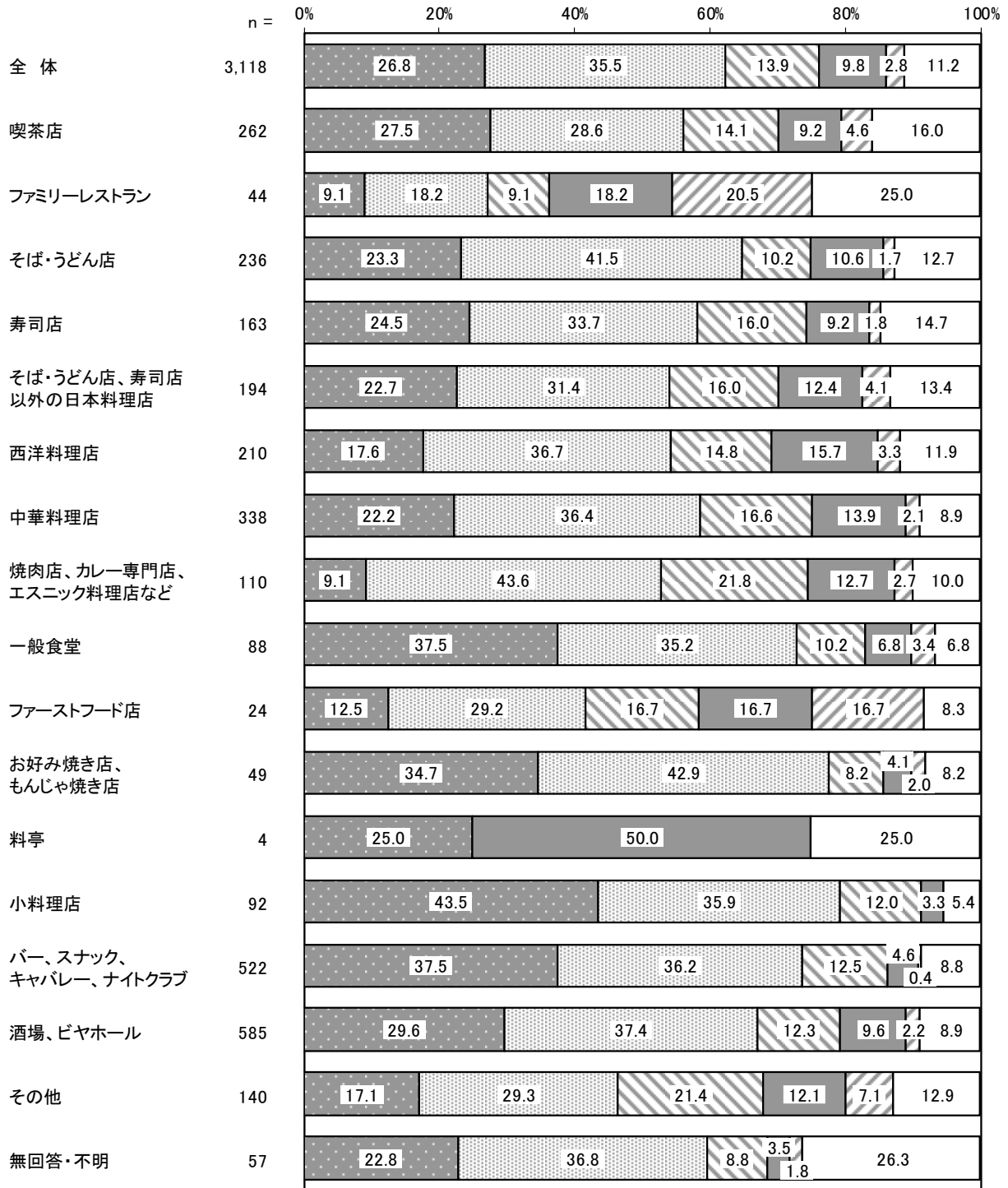
資本金 5,000 万円以上の店が多かった業種は、ファミリーレストラン、ファーストフード店である。それ以外の業種では、資本金 1,000 万円未満の店が 7 割から 9 割となっている。

図表 3-1-6-1 客席数

業種	上段: 件数 下段: 構成比						合計
	100万円未満	100~500万円未満	500~1,000万円未満	1,000~5,000万円未満	5,000万円以上	無回答・不明	
全体 (n = 3,118)	837 26.8%	1,107 35.5%	433 13.9%	306 9.8%	87 2.8%	348 11.2%	3,118 100.0%
喫茶店 (n = 262)	72 27.5%	75 28.6%	37 14.1%	24 9.2%	12 4.6%	42 16.0%	262 100.0%
ファミリーレストラン (n = 44)	4 9.1%	8 18.2%	4 9.1%	8 18.2%	9 20.5%	11 25.0%	44 100.0%
そば・うどん店 (n = 236)	55 23.3%	98 41.5%	24 10.2%	25 10.6%	4 1.7%	30 12.7%	236 100.0%
寿司店 (n = 163)	40 24.5%	55 33.7%	26 16.0%	15 9.2%	3 1.8%	24 14.7%	163 100.0%
そば・うどん店、寿司店以外の日本料理店 (n = 194)	44 22.7%	61 31.4%	31 16.0%	24 12.4%	8 4.1%	26 13.4%	194 100.0%
西洋料理店 (n = 210)	37 17.6%	77 36.7%	31 14.8%	33 15.7%	7 3.3%	25 11.9%	210 100.0%
中華料理店 (n = 338)	75 22.2%	123 36.4%	56 16.6%	47 13.9%	7 2.1%	30 8.9%	338 100.0%
焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など (n = 110)	10 9.1%	48 43.6%	24 21.8%	14 12.7%	3 2.7%	11 10.0%	110 100.0%
一般食堂 (n = 88)	33 37.5%	31 35.2%	9 10.2%	6 6.8%	3 3.4%	6 6.8%	88 100.0%
ファーストフード店 (n = 24)	3 12.5%	7 29.2%	4 16.7%	4 16.7%	4 16.7%	2 8.3%	24 100.0%
お好み焼き店、もんじゃ焼き店 (n = 49)	17 34.7%	21 42.9%	4 8.2%	2 4.1%	1 2.0%	4 8.2%	49 100.0%
料亭 (n = 4)	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 50.0%	0 0.0%	1 25.0%	4 100.0%
小料理店 (n = 92)	40 43.5%	33 35.9%	11 12.0%	3 3.3%	0 0.0%	5 5.4%	92 100.0%
バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ (n = 522)	196 37.5%	189 36.2%	65 12.5%	24 4.6%	2 0.4%	46 8.8%	522 100.0%
酒場、ビヤホール (n = 585)	173 29.6%	219 37.4%	72 12.3%	56 9.6%	13 2.2%	52 8.9%	585 100.0%
その他 (n = 140)	24 17.1%	41 29.3%	30 21.4%	17 12.1%	10 7.1%	18 12.9%	140 100.0%
無回答・不明 (n = 57)	13 22.8%	21 36.8%	5 8.8%	2 3.5%	1 1.8%	15 26.3%	57 100.0%

図表 3-1-6-2 客席数

100万円未満
 100~500万円未満
 500~1,000万円未満
 1,000~5,000万円未満
 5,000万円以上
 無回答・不明



2 受動喫煙に関する制度について

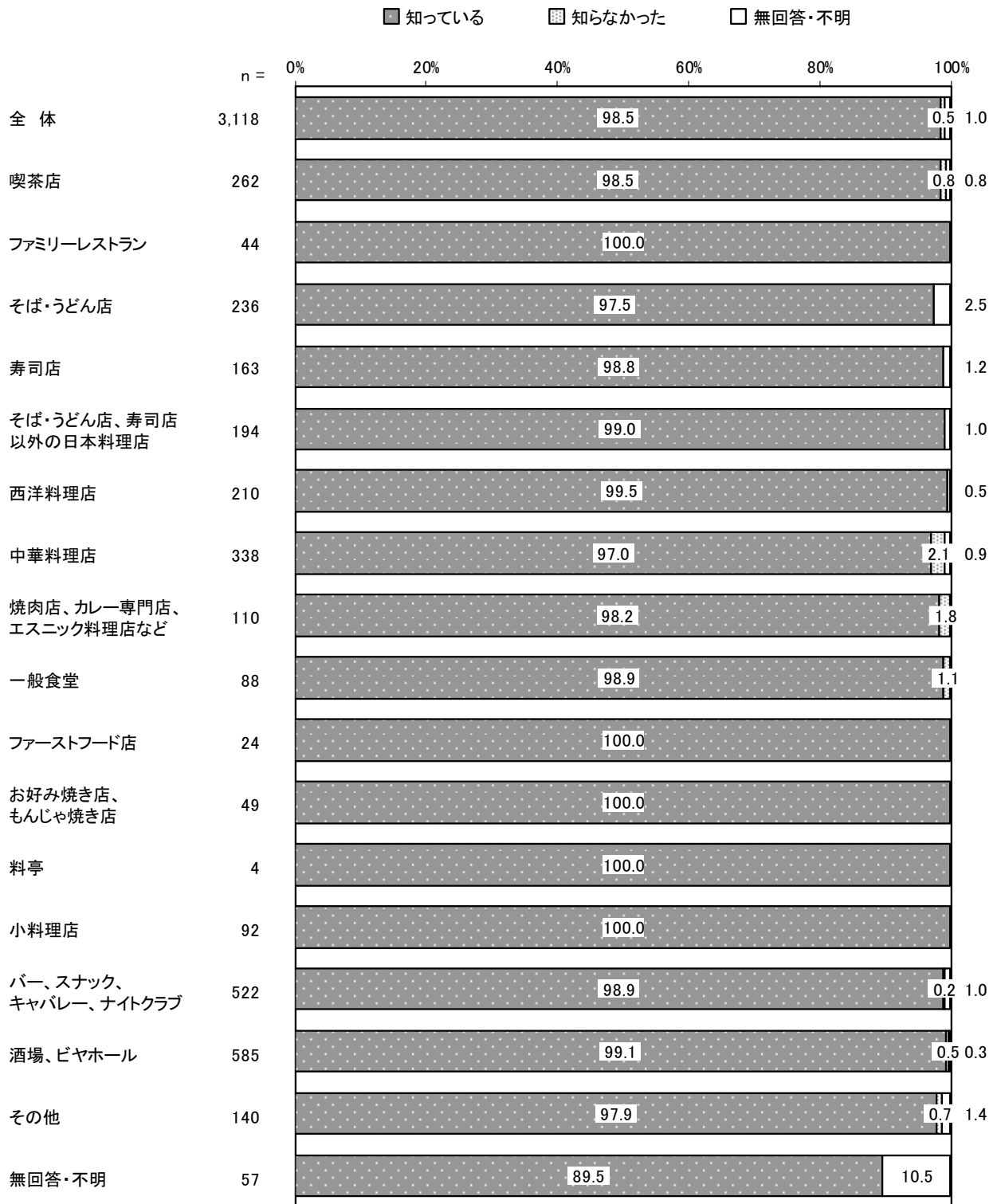
(1) 健康への影響の認知度〈問8〉

全ての業種で認知度は9割を超えており、高い認知状況となっている。

図表 3-2-1-1 健康への影響の認知度

業種	上段: 件数			下段: 構成比
	知っている	知らなかった	無回答・不明	
全体 (n = 3,118)	3,070 98.5%	17 0.5%	31 1.0%	3,118 100.0%
喫茶店 (n = 262)	258 98.5%	2 0.8%	2 0.8%	262 100.0%
ファミリーレストラン (n = 44)	44 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	44 100.0%
そば・うどん店 (n = 236)	230 97.5%	0 0.0%	6 2.5%	236 100.0%
寿司店 (n = 163)	161 98.8%	0 0.0%	2 1.2%	163 100.0%
そば・うどん店、寿司店以外の日本料理店 (n = 194)	192 99.0%	0 0.0%	2 1.0%	194 100.0%
西洋料理店 (n = 210)	209 99.5%	0 0.0%	1 0.5%	210 100.0%
中華料理店 (n = 338)	328 97.0%	7 2.1%	3 0.9%	338 100.0%
焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店 など (n = 110)	108 98.2%	2 1.8%	0 0.0%	110 100.0%
一般食堂 (n = 88)	87 98.9%	1 1.1%	0 0.0%	88 100.0%
ファーストフード店 (n = 24)	24 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	24 100.0%
お好み焼き店、もんじゃ焼き店 (n = 49)	49 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	49 100.0%
料亭 (n = 4)	4 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 100.0%
小料理店 (n = 92)	92 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	92 100.0%
バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ (n = 522)	516 98.9%	1 0.2%	5 1.0%	522 100.0%
酒場、ビヤホール (n = 585)	580 99.1%	3 0.5%	2 0.3%	585 100.0%
その他 (n = 140)	137 97.9%	1 0.7%	2 1.4%	140 100.0%
無回答・不明 (n = 57)	51 89.5%	0 0.0%	6 10.5%	57 100.0%

図表 3-2-1-2 健康への影響の認知度



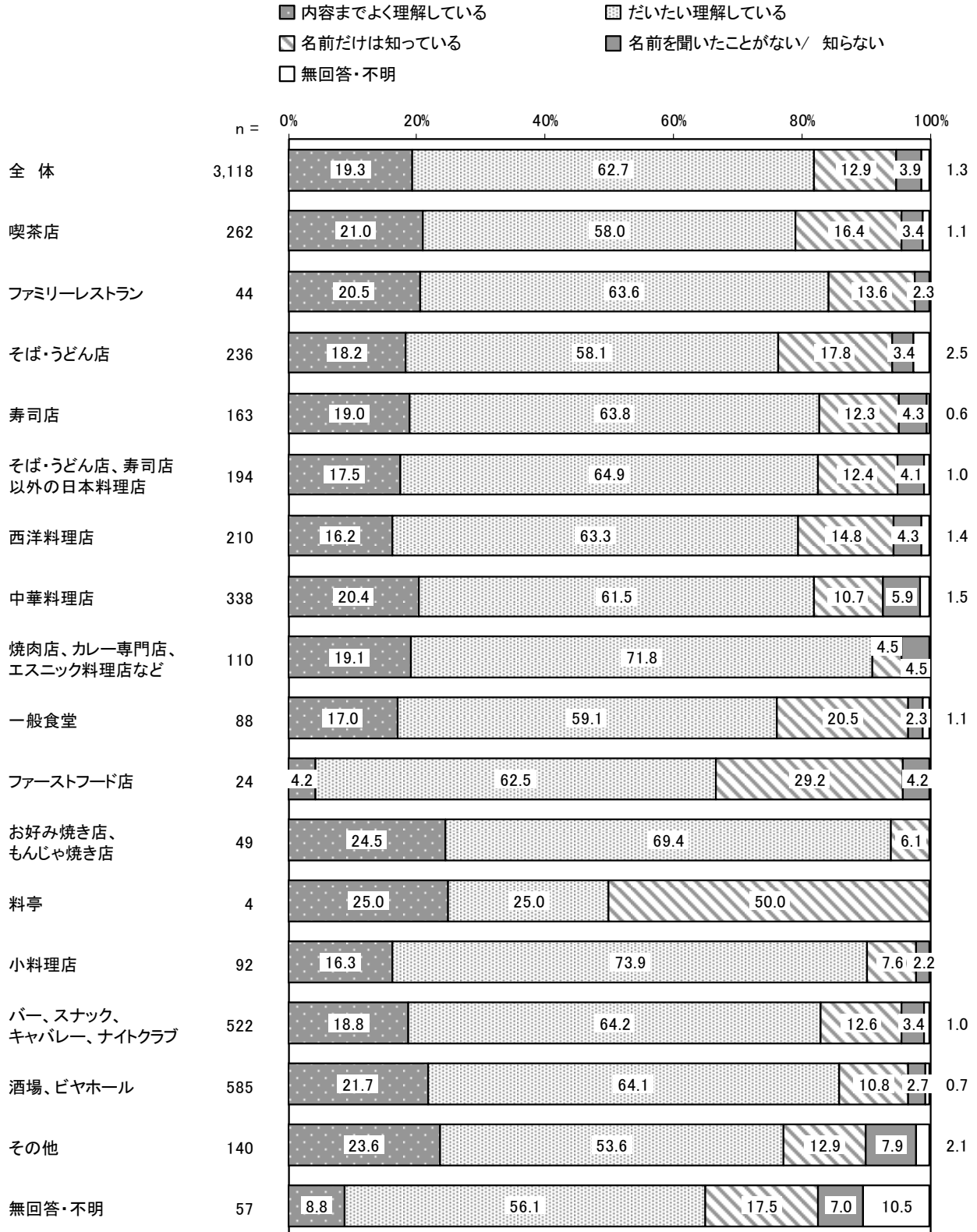
(2) 改正健康増進法の認知度<問9>

改正健康増進法の認知度について、知っている人（「内容までよく理解している」「だいたい理解している」「名前だけは知っている」の計）はどの業種でも9割を超えており、高い認知度になっている。

図表 3-2-2-1 改正健康増進法の認知度

業種						上段:件数	下段:構成比
	内容までよく理解している	だいたい理解している	名前だけは知っている	名前を聞いたことがない/ 知らない	無回答・不明	合計	
全体(n = 3,118)	603 19.3%	1,954 62.7%	401 12.9%	121 3.9%	39 1.3%	3,118 100.0%	
喫茶店(n = 262)	55 21.0%	152 58.0%	43 16.4%	9 3.4%	3 1.1%	262 100.0%	
ファミリーレストラン(n = 44)	9 20.5%	28 63.6%	6 13.6%	1 2.3%	0 0.0%	44 100.0%	
そば・うどん店(n = 236)	43 18.2%	137 58.1%	42 17.8%	8 3.4%	6 2.5%	236 100.0%	
寿司店(n = 163)	31 19.0%	104 63.8%	20 12.3%	7 4.3%	1 0.6%	163 100.0%	
そば・うどん店、寿司店以外の日本料理店(n = 194)	34 17.5%	126 64.9%	24 12.4%	8 4.1%	2 1.0%	194 100.0%	
西洋料理店(n = 210)	34 16.2%	133 63.3%	31 14.8%	9 4.3%	3 1.4%	210 100.0%	
中華料理店(n = 338)	69 20.4%	208 61.5%	36 10.7%	20 5.9%	5 1.5%	338 100.0%	
焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など(n = 110)	21 19.1%	79 71.8%	5 4.5%	5 4.5%	0 0.0%	110 100.0%	
一般食堂(n = 88)	15 17.0%	52 59.1%	18 20.5%	2 2.3%	1 1.1%	88 100.0%	
ファーストフード店(n = 24)	1 4.2%	15 62.5%	7 29.2%	1 4.2%	0 0.0%	24 100.0%	
お好み焼き店、もんじゃ焼き店(n = 49)	12 24.5%	34 69.4%	3 6.1%	0 0.0%	0 0.0%	49 100.0%	
料亭(n = 4)	1 25.0%	1 25.0%	2 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 100.0%	
小料理店(n = 92)	15 16.3%	68 73.9%	7 7.6%	2 2.2%	0 0.0%	92 100.0%	
バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ(n = 522)	98 18.8%	335 64.2%	66 12.6%	18 3.4%	5 1.0%	522 100.0%	
酒場、ビヤホール(n = 585)	127 21.7%	375 64.1%	63 10.8%	16 2.7%	4 0.7%	585 100.0%	
その他(n = 140)	33 23.6%	75 53.6%	18 12.9%	11 7.9%	3 2.1%	140 100.0%	
無回答・不明(n = 57)	5 8.8%	32 56.1%	10 17.5%	4 7.0%	6 10.5%	57 100.0%	

図表 3-2-2-2 改正健康増進法の認知度



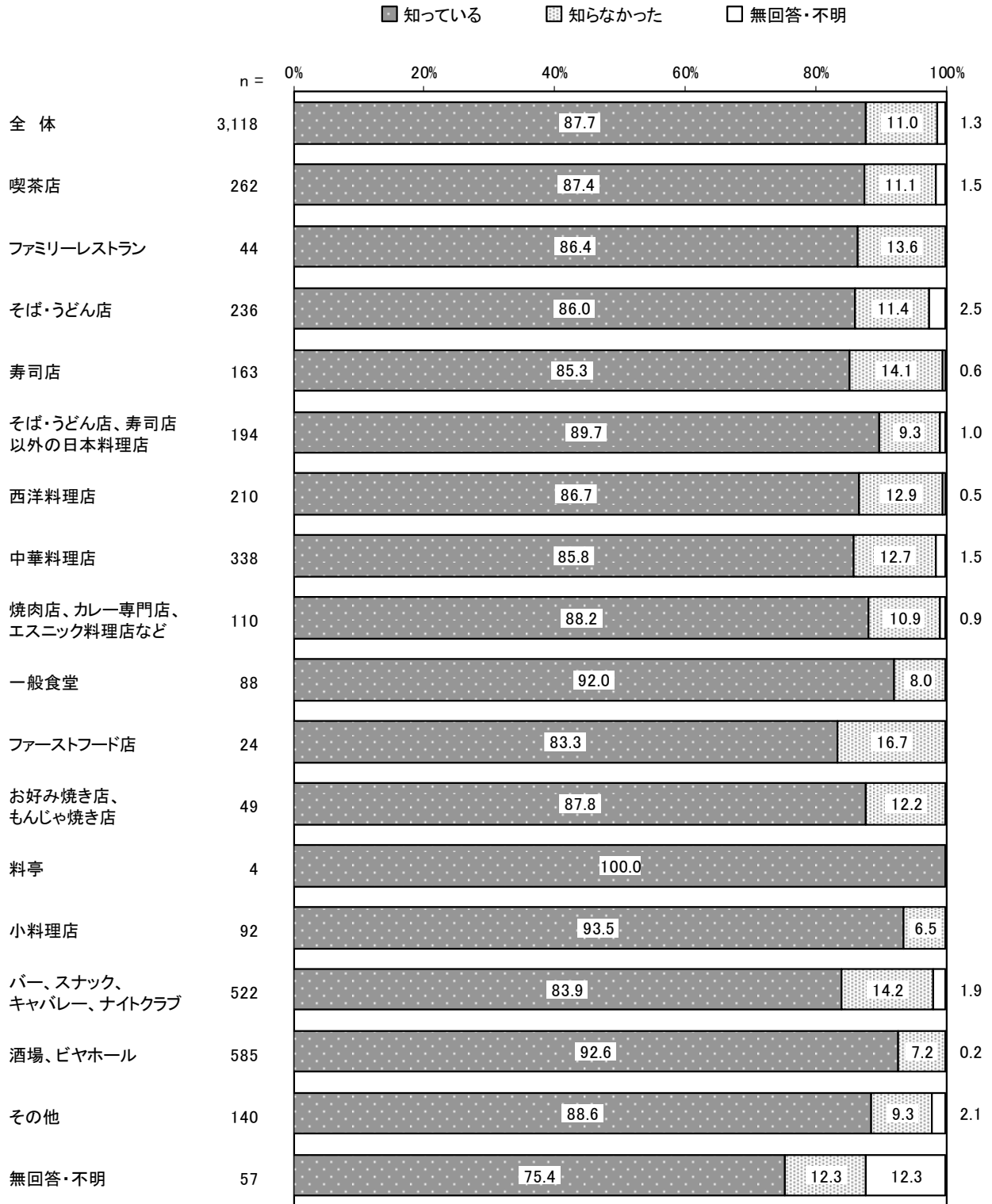
(3) 改正健康増進法での原則屋内禁煙についての認知度〈問10〉

すべての業種で認知度は8割以上となっている。

図表 3-2-3-1 改正健康増進法での原則屋内禁煙についての認知度

業種	上段:件数			下段:構成比
	知っている	知らなかった	無回答・不明	合計
全体(n = 3,118)	2,733 87.7%	344 11.0%	41 1.3%	3,118 100.0%
喫茶店(n = 262)	229 87.4%	29 11.1%	4 1.5%	262 100.0%
ファミリーレストラン(n = 44)	38 86.4%	6 13.6%	0 0.0%	44 100.0%
そば・うどん店(n = 236)	203 86.0%	27 11.4%	6 2.5%	236 100.0%
寿司店(n = 163)	139 85.3%	23 14.1%	1 0.6%	163 100.0%
そば・うどん店、寿司店以外の日本料理店 (n = 194)	174 89.7%	18 9.3%	2 1.0%	194 100.0%
西洋料理店(n = 210)	182 86.7%	27 12.9%	1 0.5%	210 100.0%
中華料理店(n = 338)	290 85.8%	43 12.7%	5 1.5%	338 100.0%
焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店 など(n = 110)	97 88.2%	12 10.9%	1 0.9%	110 100.0%
一般食堂(n = 88)	81 92.0%	7 8.0%	0 0.0%	88 100.0%
ファーストフード店(n = 24)	20 83.3%	4 16.7%	0 0.0%	24 100.0%
お好み焼き店、もんじゃ焼き店(n = 49)	43 87.8%	6 12.2%	0 0.0%	49 100.0%
料亭(n = 4)	4 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 100.0%
小料理店(n = 92)	86 93.5%	6 6.5%	0 0.0%	92 100.0%
バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ (n = 522)	438 83.9%	74 14.2%	10 1.9%	522 100.0%
酒場、ビヤホール(n = 585)	542 92.6%	42 7.2%	1 0.2%	585 100.0%
その他(n = 140)	124 88.6%	13 9.3%	3 2.1%	140 100.0%
無回答・不明(n = 57)	43 75.4%	7 12.3%	7 12.3%	57 100.0%

図表 3-2-3-2 改正健康増進法での原則屋内禁煙についての認知度



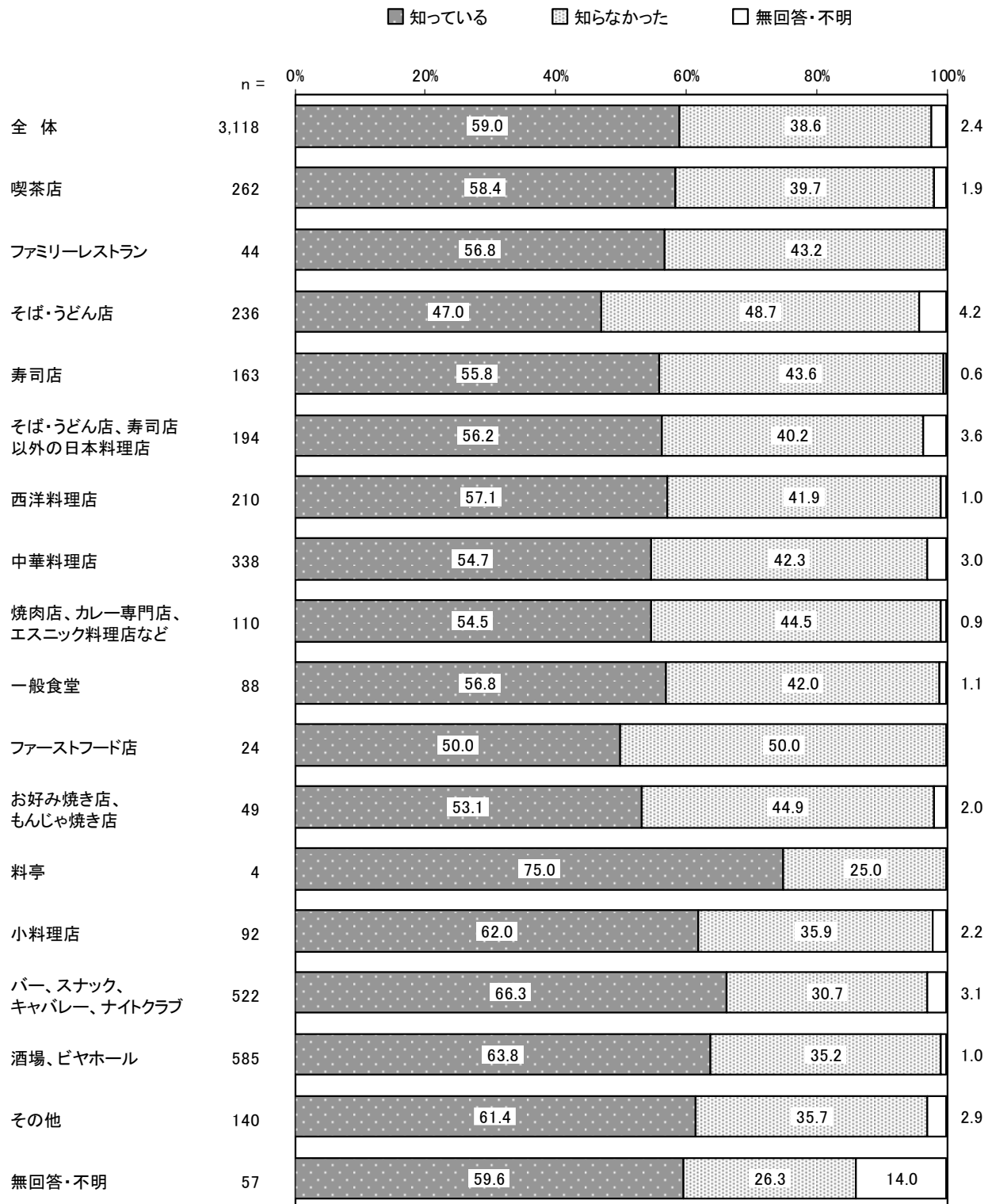
(4) 改正健康増進法の「指定たばこ専用喫煙室」「喫煙可能室」が経過措置であることの認知度<問 11>

ファーストフード店は「知らなかった」が半数と最も高くなっている。また、多くの業種が6割前後と認知度は低い。

図表 3-2-4-1 改正健康増進法の「指定たばこ専用喫煙室」「喫煙可能室」が経過措置であることの認知度

業種	上段:件数 下段:構成比			合計
	知っている	知らなかった	無回答・不明	
全体(n = 3,118)	1,841 59.0%	1,203 38.6%	74 2.4%	3,118 100.0%
喫茶店(n = 262)	153 58.4%	104 39.7%	5 1.9%	262 100.0%
ファミリーレストラン(n = 44)	25 56.8%	19 43.2%	0 0.0%	44 100.0%
そば・うどん店(n = 236)	111 47.0%	115 48.7%	10 4.2%	236 100.0%
寿司店(n = 163)	91 55.8%	71 43.6%	1 0.6%	163 100.0%
そば・うどん店、寿司店以外の日本料理店 (n = 194)	109 56.2%	78 40.2%	7 3.6%	194 100.0%
西洋料理店(n = 210)	120 57.1%	88 41.9%	2 1.0%	210 100.0%
中華料理店(n = 338)	185 54.7%	143 42.3%	10 3.0%	338 100.0%
焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店 など(n = 110)	60 54.5%	49 44.5%	1 0.9%	110 100.0%
一般食堂(n = 88)	50 56.8%	37 42.0%	1 1.1%	88 100.0%
ファーストフード店(n = 24)	12 50.0%	12 50.0%	0 0.0%	24 100.0%
お好み焼き店、もんじゃ焼き店(n = 49)	26 53.1%	22 44.9%	1 2.0%	49 100.0%
料亭(n = 4)	3 75.0%	1 25.0%	0 0.0%	4 100.0%
小料理店(n = 92)	57 62.0%	33 35.9%	2 2.2%	92 100.0%
バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ (n = 522)	346 66.3%	160 30.7%	16 3.1%	522 100.0%
酒場、ビヤホール(n = 585)	373 63.8%	206 35.2%	6 1.0%	585 100.0%
その他(n = 140)	86 61.4%	50 35.7%	4 2.9%	140 100.0%
無回答・不明(n = 57)	34 59.6%	15 26.3%	8 14.0%	57 100.0%

図表 3-2-4-2 改正健康増進法の「指定たばこ専用喫煙室」「喫煙可能室」が経過措置であることの認知度



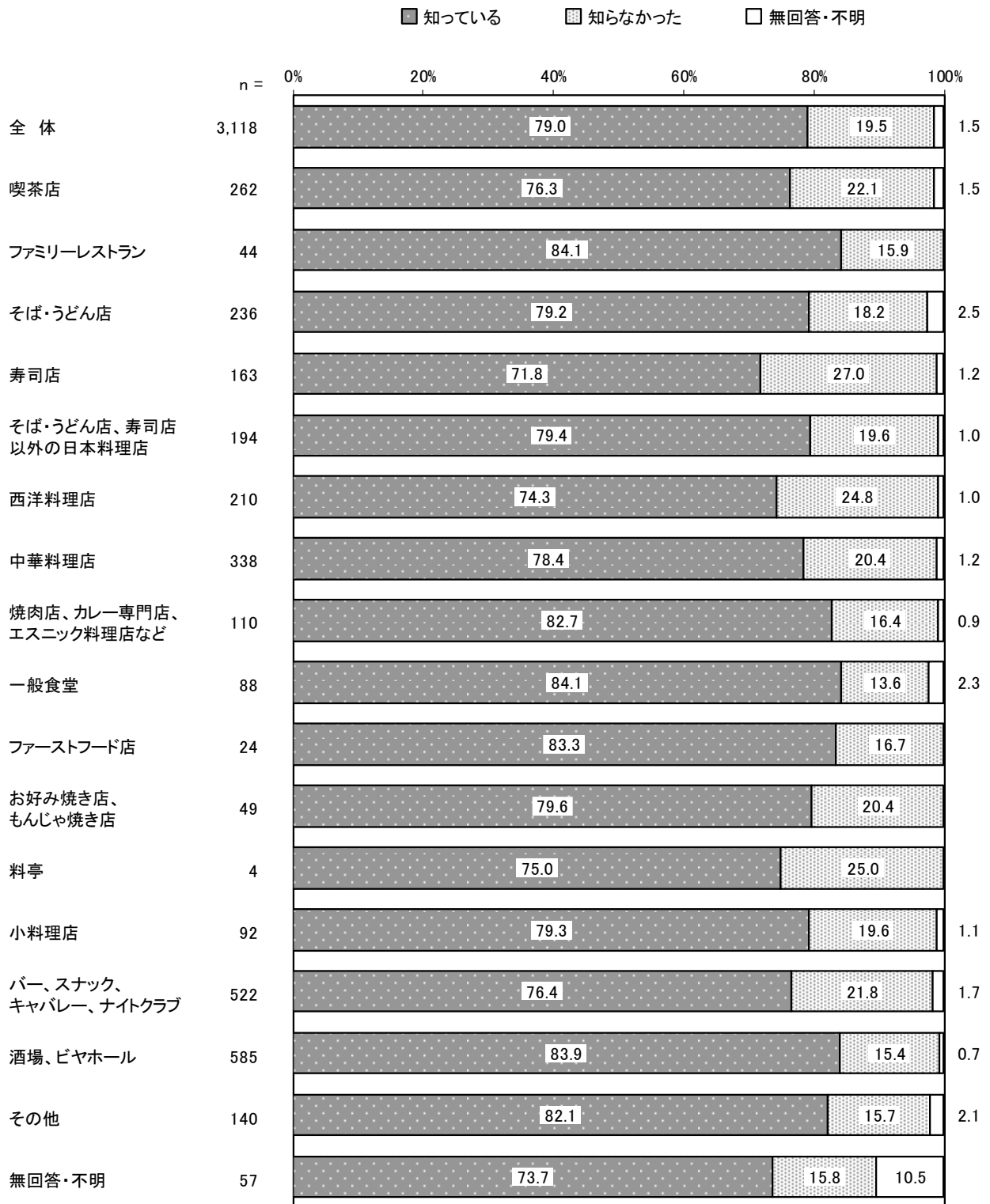
(5) 改正健康増進法での受動喫煙防止対策の責務について<問 12>

どの業種でも「知っている」の割合は7割を超えている。寿司店では、「知っている」の割合が71.8%と比較的認知度が低い。

図表 3-2-5-1 改正健康増進法での受動喫煙防止対策の責務について

業種	上段: 件数			下段: 構成比
	知っている	知らなかった	無回答・不明	合計
全 体 (n = 3,118)	2,463 79.0%	609 19.5%	46 1.5%	3,118 100.0%
喫茶店 (n = 262)	200 76.3%	58 22.1%	4 1.5%	262 100.0%
ファミリーレストラン (n = 44)	37 84.1%	7 15.9%	0 0.0%	44 100.0%
そば・うどん店 (n = 236)	187 79.2%	43 18.2%	6 2.5%	236 100.0%
寿司店 (n = 163)	117 71.8%	44 27.0%	2 1.2%	163 100.0%
そば・うどん店、寿司店以外の日本料理店 (n = 194)	154 79.4%	38 19.6%	2 1.0%	194 100.0%
西洋料理店 (n = 210)	156 74.3%	52 24.8%	2 1.0%	210 100.0%
中華料理店 (n = 338)	265 78.4%	69 20.4%	4 1.2%	338 100.0%
焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など (n = 110)	91 82.7%	18 16.4%	1 0.9%	110 100.0%
一般食堂 (n = 88)	74 84.1%	12 13.6%	2 2.3%	88 100.0%
ファーストフード店 (n = 24)	20 83.3%	4 16.7%	0 0.0%	24 100.0%
お好み焼き店、もんじゃ焼き店 (n = 49)	39 79.6%	10 20.4%	0 0.0%	49 100.0%
料亭 (n = 4)	3 75.0%	1 25.0%	0 0.0%	4 100.0%
小料理店 (n = 92)	73 79.3%	18 19.6%	1 1.1%	92 100.0%
バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ (n = 522)	399 76.4%	114 21.8%	9 1.7%	522 100.0%
酒場、ビヤホール (n = 585)	491 83.9%	90 15.4%	4 0.7%	585 100.0%
その他 (n = 140)	115 82.1%	22 15.7%	3 2.1%	140 100.0%
無回答・不明 (n = 57)	42 73.7%	9 15.8%	6 10.5%	57 100.0%

図表 3-2-5-2 改正健康増進法での受動喫煙防止対策の責務について



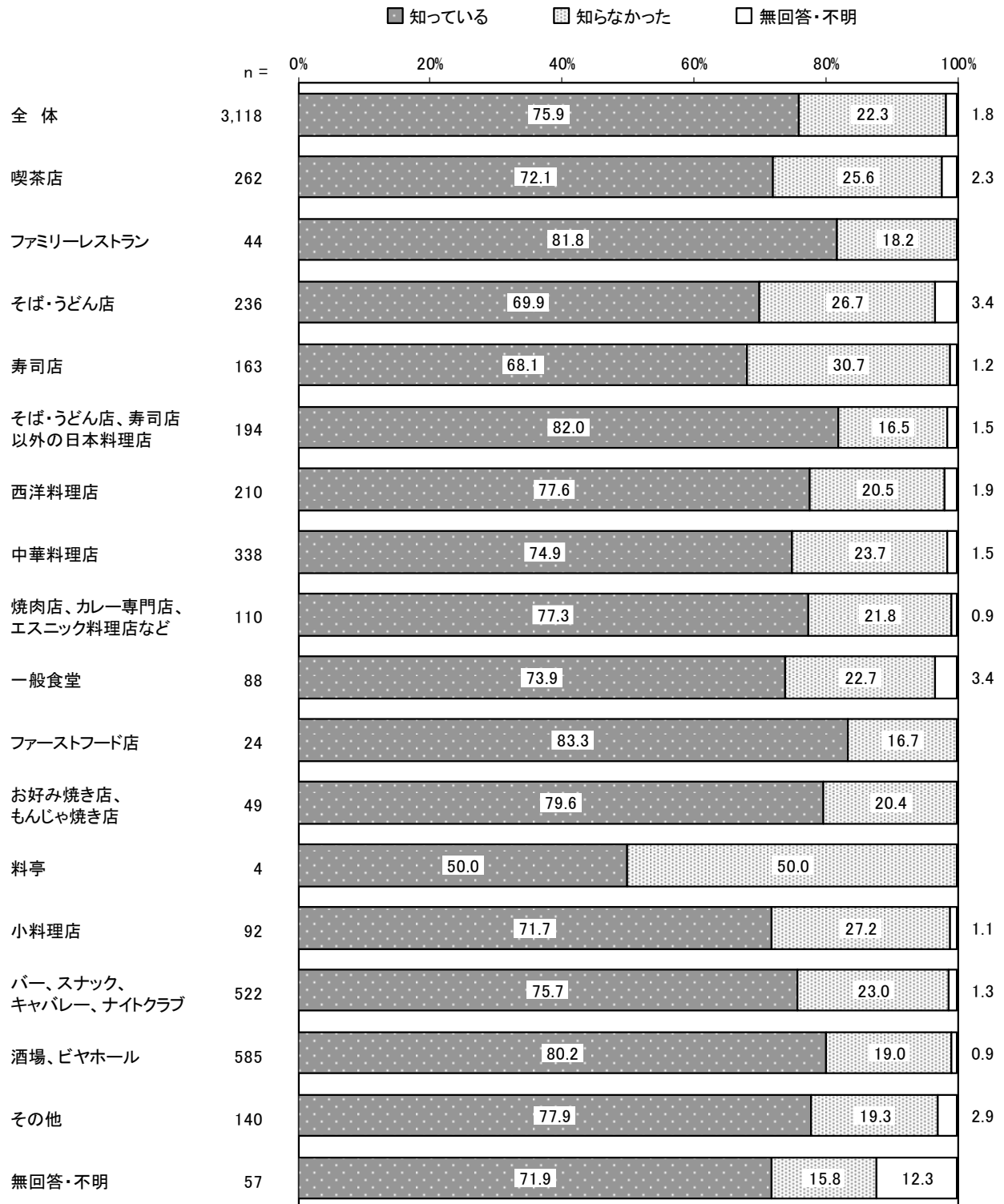
(6) 改正健康増進法での施設管理者の「配慮義務」の認知度〈問 13〉

ファミリーレストランや上記以外の日本料理店、ファーストフード店、酒場、ビヤホールは「知っている」が8割を超え、認知度が比較的高くなっている。

図表 3-2-6-1 改正健康増進法での施設管理者の「配慮義務」の認知度

業種	上段: 件数			下段: 構成比
	知っている	知らなかった	無回答・不明	合計
全体 (n = 3,118)	2,367 75.9%	695 22.3%	56 1.8%	3,118 100.0%
喫茶店 (n = 262)	189 72.1%	67 25.6%	6 2.3%	262 100.0%
ファミリーレストラン (n = 44)	36 81.8%	8 18.2%	0 0.0%	44 100.0%
そば・うどん店 (n = 236)	165 69.9%	63 26.7%	8 3.4%	236 100.0%
寿司店 (n = 163)	111 68.1%	50 30.7%	2 1.2%	163 100.0%
そば・うどん店、寿司店以外の日本料理店 (n = 194)	159 82.0%	32 16.5%	3 1.5%	194 100.0%
西洋料理店 (n = 210)	163 77.6%	43 20.5%	4 1.9%	210 100.0%
中華料理店 (n = 338)	253 74.9%	80 23.7%	5 1.5%	338 100.0%
焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など (n = 110)	85 77.3%	24 21.8%	1 0.9%	110 100.0%
一般食堂 (n = 88)	65 73.9%	20 22.7%	3 3.4%	88 100.0%
ファーストフード店 (n = 24)	20 83.3%	4 16.7%	0 0.0%	24 100.0%
お好み焼き店、もんじゃ焼き店 (n = 49)	39 79.6%	10 20.4%	0 0.0%	49 100.0%
料亭 (n = 4)	2 50.0%	2 50.0%	0 0.0%	4 100.0%
小料理店 (n = 92)	66 71.7%	25 27.2%	1 1.1%	92 100.0%
バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ (n = 522)	395 75.7%	120 23.0%	7 1.3%	522 100.0%
酒場、ビヤホール (n = 585)	469 80.2%	111 19.0%	5 0.9%	585 100.0%
その他 (n = 140)	109 77.9%	27 19.3%	4 2.9%	140 100.0%
無回答・不明 (n = 57)	41 71.9%	9 15.8%	7 12.3%	57 100.0%

図表 3-2-6-2 改正健康増進法での施設管理者の「配慮義務」の認知度



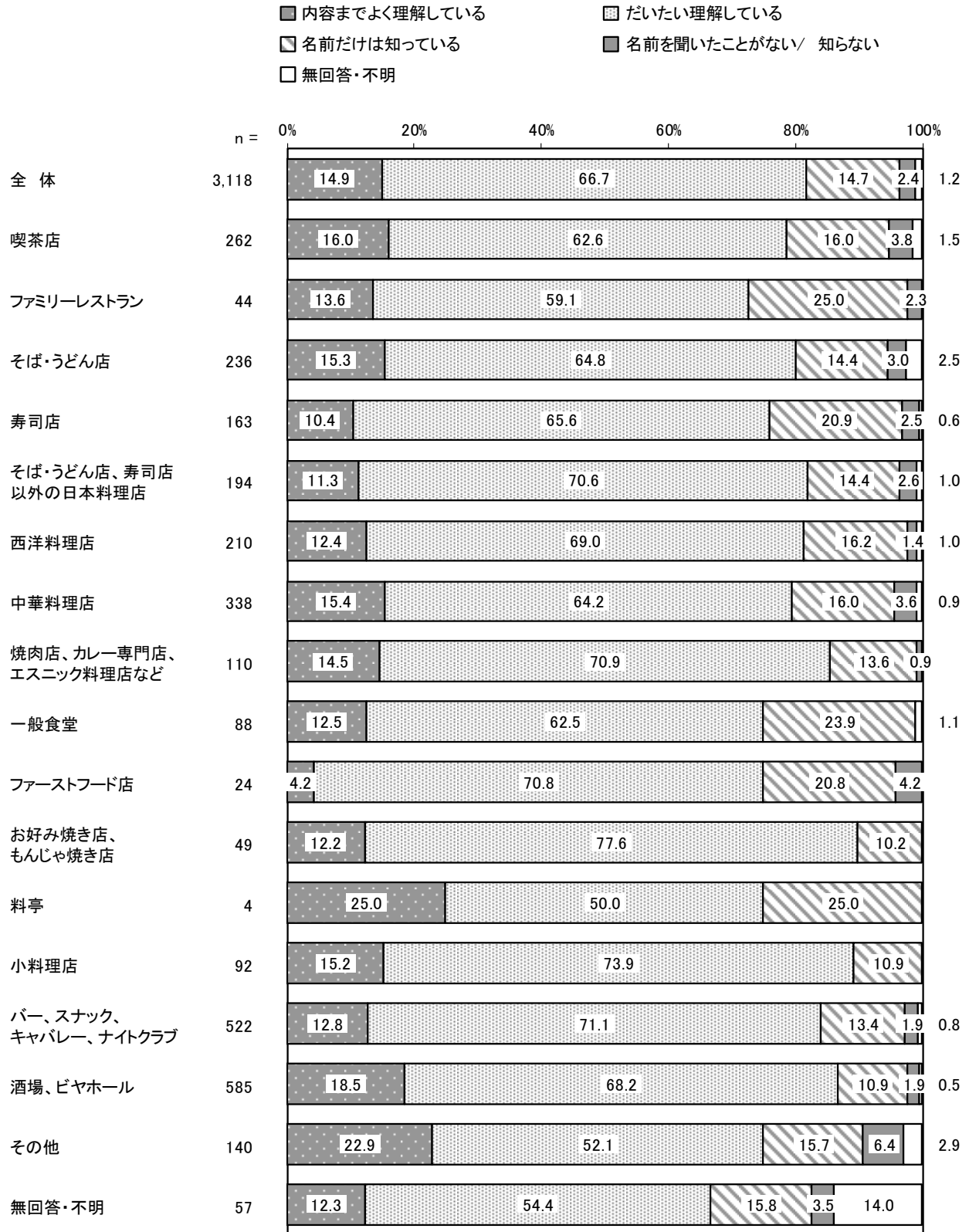
(7) 東京都受動喫煙防止条例の認知度〈問 14〉

東京都受動喫煙防止条例の認知度について、知っている人（「内容までよく理解している」「だいたい理解している」「名前だけは知っている」の計）はどの業種でも9割を超えており、高い認知度になっている。

図表 3-2-7-1 東京都受動喫煙防止条例の認知度

業種	上段: 件数					下段: 構成比	
	内容までよく理解している	だいたい理解している	名前だけは知っている	名前を聞いたことがない/知らない	無回答・不明	合計	
全体 (n = 3,118)	464 14.9%	2,081 66.7%	459 14.7%	76 2.4%	38 1.2%	3,118 100.0%	
喫茶店 (n = 262)	42 16.0%	164 62.6%	42 16.0%	10 3.8%	4 1.5%	262 100.0%	
ファミリーレストラン (n = 44)	6 13.6%	26 59.1%	11 25.0%	1 2.3%	0 0.0%	44 100.0%	
そば・うどん店 (n = 236)	36 15.3%	153 64.8%	34 14.4%	7 3.0%	6 2.5%	236 100.0%	
寿司店 (n = 163)	17 10.4%	107 65.6%	34 20.9%	4 2.5%	1 0.6%	163 100.0%	
そば・うどん店、寿司店以外の日本料理店 (n = 194)	22 11.3%	137 70.6%	28 14.4%	5 2.6%	2 1.0%	194 100.0%	
西洋料理店 (n = 210)	26 12.4%	145 69.0%	34 16.2%	3 1.4%	2 1.0%	210 100.0%	
中華料理店 (n = 338)	52 15.4%	217 64.2%	54 16.0%	12 3.6%	3 0.9%	338 100.0%	
焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など (n = 110)	16 14.5%	78 70.9%	15 13.6%	1 0.9%	0 0.0%	110 100.0%	
一般食堂 (n = 88)	11 12.5%	55 62.5%	21 23.9%	0 0.0%	1 1.1%	88 100.0%	
ファーストフード店 (n = 24)	1 4.2%	17 70.8%	5 20.8%	1 4.2%	0 0.0%	24 100.0%	
お好み焼き店、もんじゃ焼き店 (n = 49)	6 12.2%	38 77.6%	5 10.2%	0 0.0%	0 0.0%	49 100.0%	
料亭 (n = 4)	1 25.0%	2 50.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 100.0%	
小料理店 (n = 92)	14 15.2%	68 73.9%	10 10.9%	0 0.0%	0 0.0%	92 100.0%	
バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ (n = 522)	67 12.8%	371 71.1%	70 13.4%	10 1.9%	4 0.8%	522 100.0%	
酒場、ピヤホール (n = 585)	108 18.5%	399 68.2%	64 10.9%	11 1.9%	3 0.5%	585 100.0%	
その他 (n = 140)	32 22.9%	73 52.1%	22 15.7%	9 6.4%	4 2.9%	140 100.0%	
無回答・不明 (n = 57)	7 12.3%	31 54.4%	9 15.8%	2 3.5%	8 14.0%	57 100.0%	

図表 3-2-7-2 東京都受動喫煙防止条例の認知度



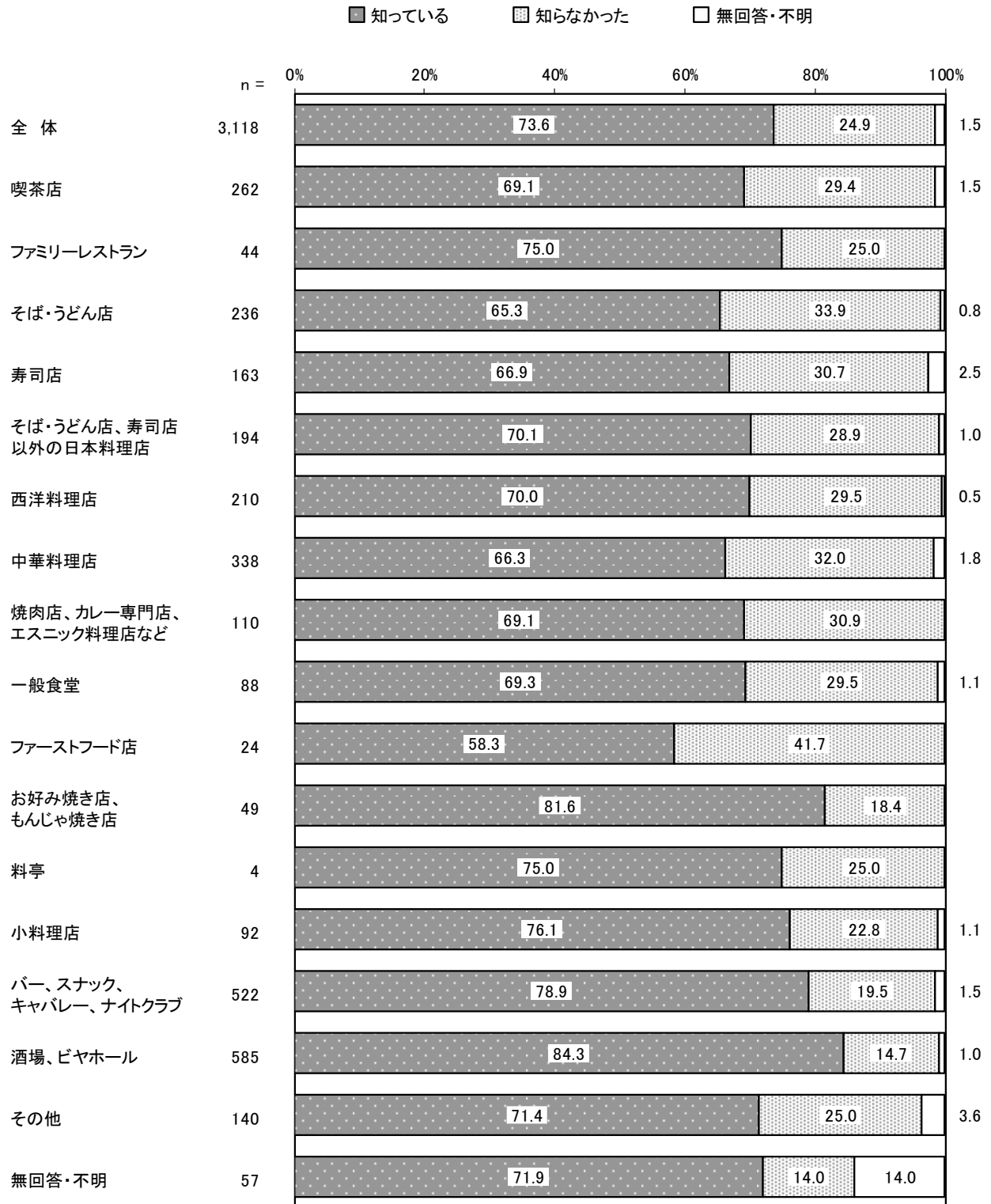
(8) 東京都受動喫煙防止条例の従業員がいる場合の対応の認知度<問 15>

お好み焼き店、もんじゃ焼き店や酒場、ビヤホールは「知っている」が8割を超え、認知度が比較的高くなっている。一方、ファーストフード店は「知らなかった」が4割を超えている。

図表 3-2-8-1 東京都受動喫煙防止条例の従業員がいる場合の対応の認知度

業種	上段: 件数			下段: 構成比
	知っている	知らなかった	無回答・不明	合計
全 体 (n = 3,118)	2,294 73.6%	776 24.9%	48 1.5%	3,118 100.0%
喫茶店 (n = 262)	181 69.1%	77 29.4%	4 1.5%	262 100.0%
ファミリーレストラン (n = 44)	33 75.0%	11 25.0%	0 0.0%	44 100.0%
そば・うどん店 (n = 236)	154 65.3%	80 33.9%	2 0.8%	236 100.0%
寿司店 (n = 163)	109 66.9%	50 30.7%	4 2.5%	163 100.0%
そば・うどん店、寿司店以外の日本料理店 (n = 194)	136 70.1%	56 28.9%	2 1.0%	194 100.0%
西洋料理店 (n = 210)	147 70.0%	62 29.5%	1 0.5%	210 100.0%
中華料理店 (n = 338)	224 66.3%	108 32.0%	6 1.8%	338 100.0%
焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など (n = 110)	76 69.1%	34 30.9%	0 0.0%	110 100.0%
一般食堂 (n = 88)	61 69.3%	26 29.5%	1 1.1%	88 100.0%
ファーストフード店 (n = 24)	14 58.3%	10 41.7%	0 0.0%	24 100.0%
お好み焼き店、もんじゃ焼き店 (n = 49)	40 81.6%	9 18.4%	0 0.0%	49 100.0%
料亭 (n = 4)	3 75.0%	1 25.0%	0 0.0%	4 100.0%
小料理店 (n = 92)	70 76.1%	21 22.8%	1 1.1%	92 100.0%
バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ (n = 522)	412 78.9%	102 19.5%	8 1.5%	522 100.0%
酒場、ビヤホール (n = 585)	493 84.3%	86 14.7%	6 1.0%	585 100.0%
その他 (n = 140)	100 71.4%	35 25.0%	5 3.6%	140 100.0%
無回答・不明 (n = 57)	41 71.9%	8 14.0%	8 14.0%	57 100.0%

図表 3-2-8-2 東京都受動喫煙防止条例の従業員がいる場合の対応の認知度



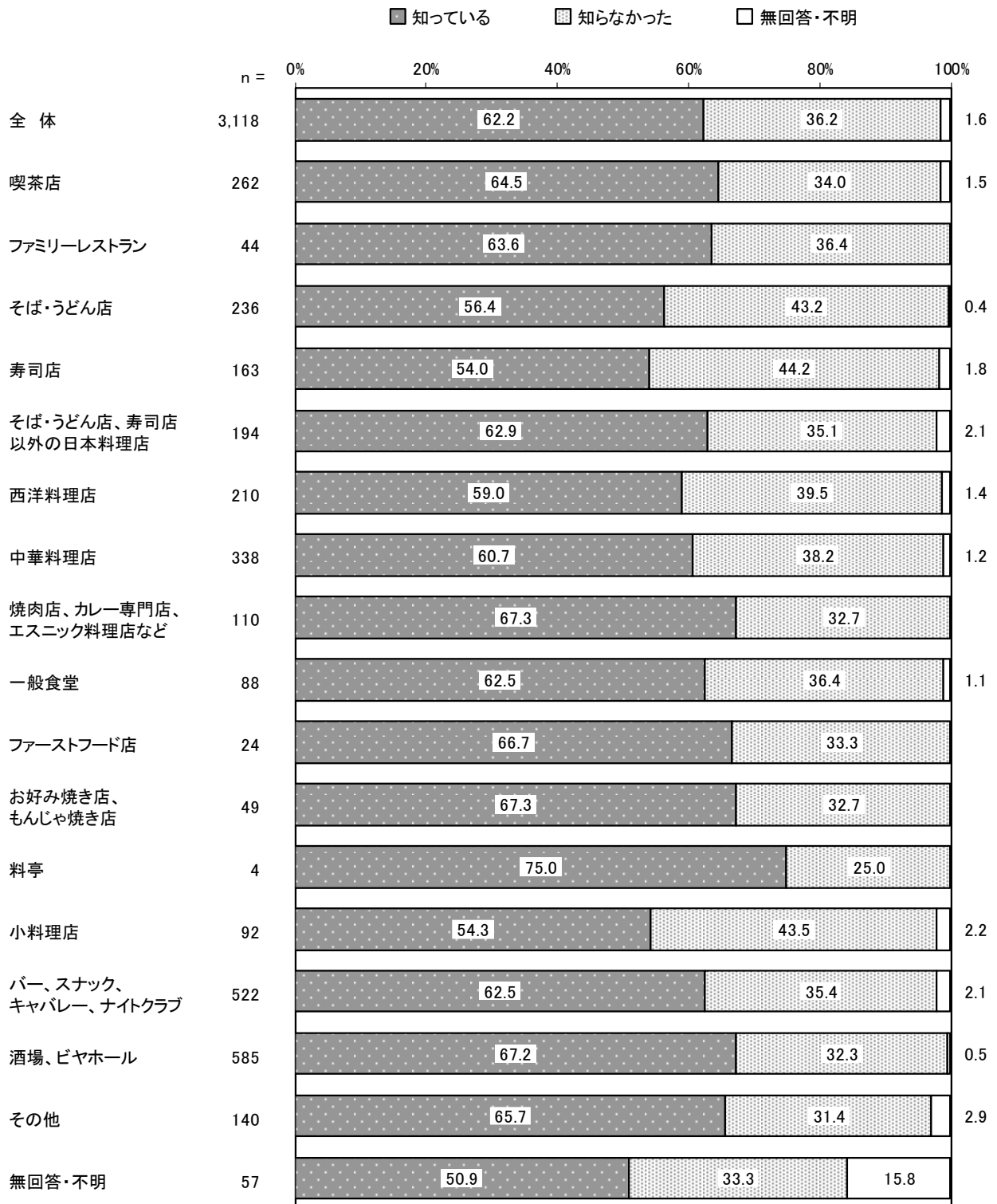
(9) 違反時の指導や過料の対象についての認知度〈問 16〉

そば・うどん店や寿司店、小料理店では「知っている」の割合が5割半ばと比較的低くなっている。

図表 3-2-9-1 違反時の指導や過料の対象についての認知度

業種	上段: 件数			下段: 構成比
	知っている	知らなかった	無回答・不明	合計
全 体 (n = 3,118)	1,940 62.2%	1,129 36.2%	49 1.6%	3,118 100.0%
喫茶店 (n = 262)	169 64.5%	89 34.0%	4 1.5%	262 100.0%
ファミリーレストラン (n = 44)	28 63.6%	16 36.4%	0 0.0%	44 100.0%
そば・うどん店 (n = 236)	133 56.4%	102 43.2%	1 0.4%	236 100.0%
寿司店 (n = 163)	88 54.0%	72 44.2%	3 1.8%	163 100.0%
そば・うどん店、寿司店以外の日本料理店 (n = 194)	122 62.9%	68 35.1%	4 2.1%	194 100.0%
西洋料理店 (n = 210)	124 59.0%	83 39.5%	3 1.4%	210 100.0%
中華料理店 (n = 338)	205 60.7%	129 38.2%	4 1.2%	338 100.0%
焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など (n = 110)	74 67.3%	36 32.7%	0 0.0%	110 100.0%
一般食堂 (n = 88)	55 62.5%	32 36.4%	1 1.1%	88 100.0%
ファーストフード店 (n = 24)	16 66.7%	8 33.3%	0 0.0%	24 100.0%
お好み焼き店、もんじゃ焼き店 (n = 49)	33 67.3%	16 32.7%	0 0.0%	49 100.0%
料亭 (n = 4)	3 75.0%	1 25.0%	0 0.0%	4 100.0%
小料理店 (n = 92)	50 54.3%	40 43.5%	2 2.2%	92 100.0%
バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ (n = 522)	326 62.5%	185 35.4%	11 2.1%	522 100.0%
酒場、ビヤホール (n = 585)	393 67.2%	189 32.3%	3 0.5%	585 100.0%
その他 (n = 140)	92 65.7%	44 31.4%	4 2.9%	140 100.0%
無回答・不明 (n = 57)	29 50.9%	19 33.3%	9 15.8%	57 100.0%

図表 3-2-9-2 違反時の指導や過料の対象についての認知度



(10) 受動喫煙防止に関する情報の入手方法（複数回答）〈問 17〉

どの業種も傾向はほぼ同じであり、「東京都の広報誌、チラシ、ホームページ、情報番組、事業者説明会など」、「区市町村窓口・保健所などの広報誌やチラシ、ホームページ、事業者説明会など」、「一般の新聞・雑誌」が多くなっている。

図表 3-2-10-1 受動喫煙防止に関する情報の入手方法（複数回答）

単位：件数

業種	東京都の広報誌、事業者説明会など	区市町村窓口・保健所などの広報誌やチラシ、ホームページ、事業者説明会など	国（厚生労働省）の情報（ホームページなど）	※講習会や機関紙（誌）を含む	加盟している団体（協会や組合など）	業界紙（誌）・専門紙（誌）	同業者や近隣店舗からの情報（口コミ）	営業スタッフ	ビール会社や飲食店検索サイト等の	飲食店検索サイトのメールマガジン	一般の新聞・雑誌	テレビ・ラジオ（「東京都」に属するものを除く）	「国」に属するものを除く	インターネット（「東京都」「区市町村」に属するものを除く）	駅や街中のポスター・デジタルサイネージなど	その他	特になし	無回答・不明
全体	1,726	924	261	504	167	606	93	45	662	821	340	92	74	102	41			
喫茶店	140	76	21	36	10	36	2	2	65	77	29	9	5	13	5			
ファミリーレストラン	20	7	7	8	3	3	0	0	7	11	10	1	6	3	0			
そば・うどん店	128	73	18	80	26	28	1	0	80	70	24	10	5	8	4			
寿司店	92	51	14	28	16	29	4	6	31	46	13	7	3	5	2			
そば・うどん店、寿司店以外の日本料理店	100	62	18	34	11	32	6	2	56	53	14	7	6	8	2			
西洋料理店	117	53	18	16	9	38	6	9	39	58	30	4	5	11	3			
中華料理店	188	102	22	42	14	55	7	7	88	92	31	10	7	15	4			
焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など	61	27	6	12	1	13	6	0	22	29	17	1	2	5	1			
一般食堂	54	34	6	19	3	15	1	0	24	22	11	1	2	2	1			
ファーストフード店	14	6	3	7	1	3	0	0	4	4	4	1	2	2	0			
お好み焼き店、もんじゃ焼き店	29	17	3	2	1	9	3	0	10	12	4	1	1	0	0			
料亭	1	0	1	0	0	2	0	0	1	2	0	0	0	0	0			
小料理店	60	26	2	12	4	29	4	0	25	33	2	2	4	3	0			
バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ	293	169	48	114	26	137	12	5	86	114	41	18	9	10	3			
酒場、ビヤホール	331	178	58	73	33	147	37	11	90	150	77	14	9	4	6			
その他	67	29	11	12	6	15	2	2	26	38	31	4	7	10	2			
無回答・不明	31	14	5	9	3	15	2	1	8	10	2	2	1	3	8			

3 現在の受動喫煙防止対策について

(1) 受動喫煙防止に向けた対応策<問18>

業種によって、ばらつきがある。ファーストフード店で「屋内・屋外とも全面禁煙にした／すでにしていた」が8割を超えており、比較的多い。

図表 3-3-1-1 受動喫煙防止に向けた対応策

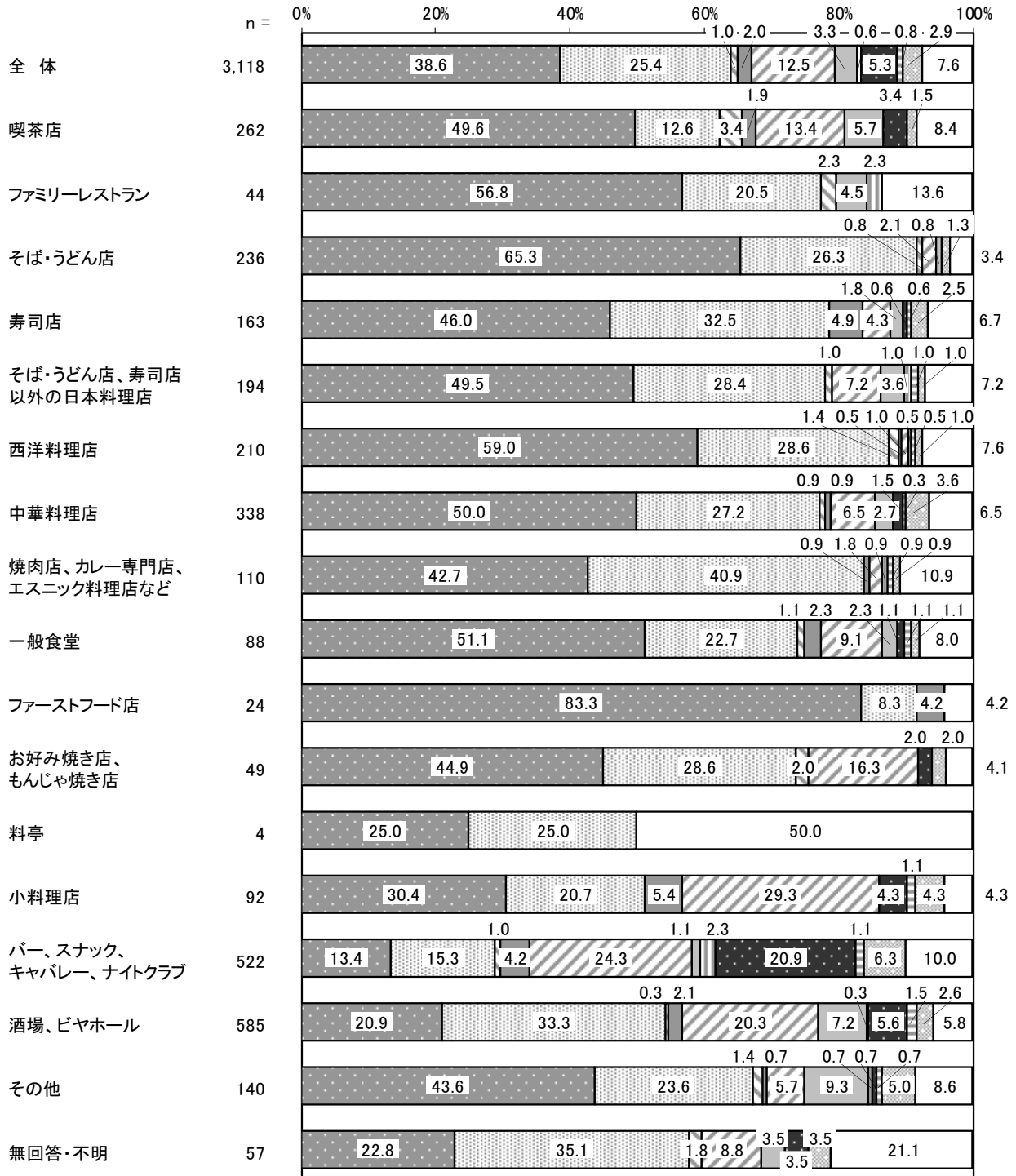
上段: 件数 下段: 構成比

業種	対応策					
	屋内・屋外とも全面禁煙にした／すでにしていた	屋内を全面禁煙とし、屋外に喫煙場所を設置した／すでにしていた	指定たばこ専用喫煙室を設置した	屋内の一部を「喫煙可能室」とした	屋内全部を「喫煙可能室(店)」とし、客席の全てを喫煙可能とした	「喫煙専用室」を設置した
全体(n=3,118)	1,202 38.6%	793 25.4%	32 1.0%	61 2.0%	389 12.5%	104 3.3%
喫茶店(n=262)	130 49.6%	33 12.6%	9 3.4%	5 1.9%	35 13.4%	15 5.7%
ファミリーレストラン(n=44)	25 56.8%	9 20.5%	1 2.3%	0 0.0%	0 0.0%	2 4.5%
そば・うどん店(n=236)	154 65.3%	62 26.3%	2 0.8%	0 0.0%	5 2.1%	2 0.8%
寿司店(n=163)	75 46.0%	53 32.5%	0 0.0%	8 4.9%	7 4.3%	3 1.8%
そば・うどん店、寿司店以外の日本料理店(n=194)	96 49.5%	55 28.4%	2 1.0%	0 0.0%	14 7.2%	7 3.6%
西洋料理店(n=210)	124 59.0%	60 28.6%	3 1.4%	1 0.5%	2 1.0%	1 0.5%
中華料理店(n=338)	169 50.0%	92 27.2%	3 0.9%	3 0.9%	22 6.5%	9 2.7%
焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など(n=110)	47 42.7%	45 40.9%	0 0.0%	1 0.9%	2 1.8%	0 0.0%
一般食堂(n=88)	45 51.1%	20 22.7%	1 1.1%	2 2.3%	8 9.1%	2 2.3%
ファーストフード店(n=24)	20 83.3%	2 8.3%	0 0.0%	1 4.2%	0 0.0%	0 0.0%
お好み焼き店、もんじゃ焼き店(n=49)	22 44.9%	14 28.6%	1 2.0%	0 0.0%	8 16.3%	0 0.0%
料亭(n=4)	1 25.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
小料理店(n=92)	28 30.4%	19 20.7%	0 0.0%	5 5.4%	27 29.3%	0 0.0%
バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ(n=522)	70 13.4%	80 15.3%	5 1.0%	22 4.2%	127 24.3%	6 1.1%
酒場、ビヤホール(n=585)	122 20.9%	195 33.3%	2 0.3%	12 2.1%	119 20.3%	42 7.2%
その他(n=140)	61 43.6%	33 23.6%	2 1.4%	1 0.7%	8 5.7%	13 9.3%
無回答・不明(n=57)	13 22.8%	20 35.1%	1 1.8%	0 0.0%	5 8.8%	2 3.5%

業種	喫煙目的施設の要件を満たして屋内の一部を「喫煙目的室」とした		検計中または改修中につき、一旦禁煙にした	検計中 その他	無回答・不明	合計
	要件を満たして屋内の一部を「喫煙目的室」とした	要件を満たして屋内全部を「喫煙目的室(店)」とし、客席の全てを喫煙可能とした				
全体(n=3,118)	19 0.6%	166 5.3%	24 0.8%	91 2.9%	237 7.6%	3,118 100.0%
喫茶店(n=262)	0 0.0%	9 3.4%	0 0.0%	4 1.5%	22 8.4%	262 100.0%
ファミリーレストラン(n=44)	1 2.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	6 13.6%	44 100.0%
そば・うどん店(n=236)	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 1.3%	8 3.4%	236 100.0%
寿司店(n=163)	0 0.0%	1 0.6%	1 0.6%	4 2.5%	11 6.7%	163 100.0%
そば・うどん店、寿司店以外の日本料理店(n=194)	2 1.0%	0 0.0%	2 1.0%	2 1.0%	14 7.2%	194 100.0%
西洋料理店(n=210)	0 0.0%	0 0.0%	1 0.5%	2 1.0%	16 7.6%	210 100.0%
中華料理店(n=338)	0 0.0%	5 1.5%	1 0.3%	12 3.6%	22 6.5%	338 100.0%
焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など(n=110)	1 0.9%	0 0.0%	1 0.9%	1 0.9%	12 10.9%	110 100.0%
一般食堂(n=88)	0 0.0%	1 1.1%	1 1.1%	1 1.1%	7 8.0%	88 100.0%
ファーストフード店(n=24)	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 4.2%	24 100.0%
お好み焼き店、もんじゃ焼き店(n=49)	0 0.0%	1 2.0%	0 0.0%	1 2.0%	2 4.1%	49 100.0%
料亭(n=4)	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 50.0%	4 100.0%
小料理店(n=92)	0 0.0%	4 4.3%	1 1.1%	4 4.3%	4 4.3%	92 100.0%
バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ(n=522)	12 2.3%	109 20.9%	6 1.1%	33 6.3%	52 10.0%	522 100.0%
酒場、ビヤホール(n=585)	2 0.3%	33 5.6%	9 1.5%	15 2.6%	34 5.8%	585 100.0%
その他(n=140)	1 0.7%	1 0.7%	1 0.7%	7 5.0%	12 8.6%	140 100.0%
無回答・不明(n=57)	0 0.0%	2 3.5%	0 0.0%	2 3.5%	12 21.1%	57 100.0%

図表 3-3-1-2 受動喫煙防止に向けた対応策

- 屋内・屋外とも全面禁煙にした／すでにしていた
- ▨ 屋内を全面禁煙とし、屋外に喫煙場所を設置した／すでにしていた
- ▧ 「指定たばこ専用喫煙室」を設置した
- 屋内の一部を「喫煙可能室」とした
- ▨ 屋内全部を「喫煙可能室(店)」とし、客席の全てを喫煙可能とした
- ▧ 「喫煙専用室」を設置した
- ▨ 喫煙目的施設の要件を満たして屋内の一部を「喫煙目的室」とした
- 喫煙目的施設の要件を満たして屋内全部を「喫煙目的室(店)」とし、客席の全てを喫煙可能とした
- ▨ 検討中または改修中につき、一旦禁煙にした
- ▧ 検討中 その他
- 無回答・不明



(2) 全面禁煙にした理由（複数回答）〈問 19〉

多くの業種で「改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例で受動喫煙防止対策が必要になったため」が最も多く、次いで「お客様の受動喫煙による健康影響を防ぐため」が多い傾向になっている。

図表 3-3-2-1 全面禁煙にした理由（複数回答）

単位: 件数

業種	受動喫煙防止対策が必要になったため	改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例で	お客様の受動喫煙による健康影響を防ぐため	お客様からの要望があったため	従業員の受動喫煙による健康影響を防ぐため	従業員からの要望があったため	空調設備などの費用がかからないため	完全分煙するのはお店のスペース上難しいため	全面禁煙の店としてアピールするため	料理や飲み物の味や香りを楽しんでもらうため	売上が上がることが見込まれるため	所属する組合やチェーン本部の方針のため	入居しているビル等の方針のため	その他	特になし	無回答・不明
全 体	1,250	952	384	507	85	150	689	288	577	26	105	73	152	25	9	
喫茶店	84	76	26	41	9	13	46	23	40	0	15	12	22	4	1	
ファミリーレストラン	20	16	10	9	3	3	3	10	5	1	14	2	2	1	0	
そば・うどん店	130	116	50	66	12	19	93	24	65	2	14	8	22	0	1	
寿司店	78	60	39	25	1	13	41	23	54	4	3	9	4	2	1	
そば・うどん店、寿司店以外の日本料理店	91	79	30	45	10	12	53	13	53	0	6	6	9	2	0	
西洋料理店	82	88	42	50	7	7	54	38	99	3	5	11	17	0	1	
中華料理店	177	123	46	54	13	14	81	42	65	3	15	6	15	8	2	
焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など	65	36	14	21	5	7	27	11	22	1	3	3	6	0	1	
一般食堂	40	37	11	21	3	4	18	11	18	1	4	1	2	0	0	
ファーストフード店	14	8	6	6	1	0	3	4	1	0	9	2	1	1	0	
お好み焼き店、もんじゃ焼き店	30	16	3	7	0	4	19	4	3	0	0	0	1	1	0	
料亭	2	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
小料理店	29	23	11	4	2	2	18	5	15	2	0	0	5	1	0	
バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ	100	72	26	36	5	11	63	12	19	3	1	4	14	1	1	
酒場、ビヤホール	243	140	49	86	6	34	133	45	75	6	11	2	17	3	1	
その他	46	44	15	25	5	5	25	18	30	0	4	6	12	1	0	
無回答・不明	19	18	6	11	3	1	11	5	13	0	1	1	3	0	0	

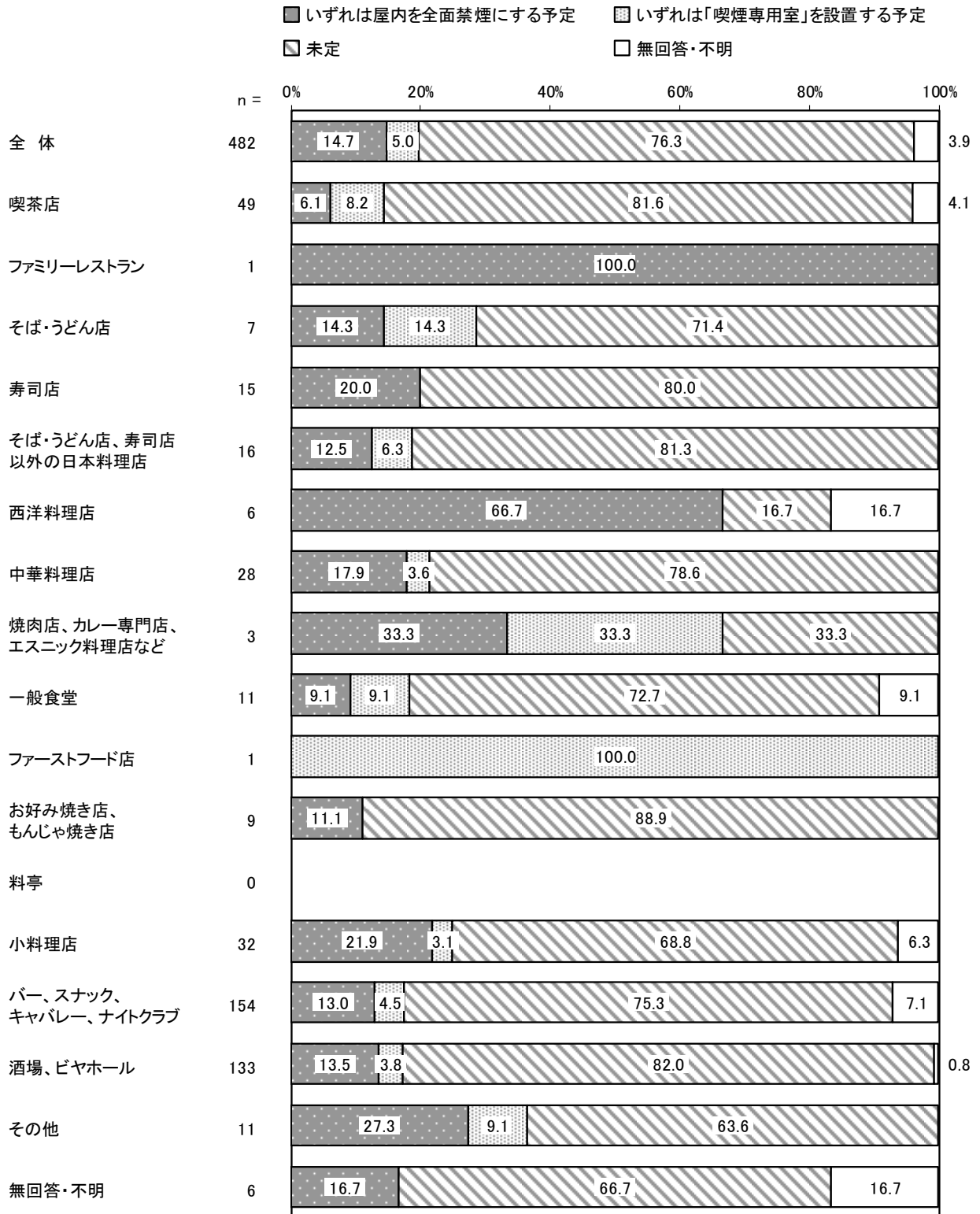
(3) 全面禁煙または喫煙専用室を設置する予定の有無<問 20>

西洋料理店は「いずれは屋内を全面禁煙にする予定」が6割半ばと、比較的高くなっている。一方、喫茶店や寿司店、上記以外の日本料理店、お好み焼き店、もんじゃ焼き店、酒場、ビヤホールは「未定」が8割以上となっている。

図表 3-3-3-1 全面禁煙または喫煙専用室を設置する予定の有無

業種	上段: 件数		下段: 構成比		
	いずれは屋内を全面禁煙にする予定	いずれは「喫煙専用室」を設置する予定	未定	無回答・不明	合計
全体(n = 482)	71 14.7%	24 5.0%	368 76.3%	19 3.9%	482 100.0%
喫茶店(n = 49)	3 6.1%	4 8.2%	40 81.6%	2 4.1%	49 100.0%
ファミリーレストラン(n = 1)	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%
そば・うどん店(n = 7)	1 14.3%	1 14.3%	5 71.4%	0 0.0%	7 100.0%
寿司店(n = 15)	3 20.0%	0 0.0%	12 80.0%	0 0.0%	15 100.0%
そば・うどん店、寿司店以外の日本料理店(n = 16)	2 12.5%	1 6.3%	13 81.3%	0 0.0%	16 100.0%
西洋料理店(n = 6)	4 66.7%	0 0.0%	1 16.7%	1 16.7%	6 100.0%
中華料理店(n = 28)	5 17.9%	1 3.6%	22 78.6%	0 0.0%	28 100.0%
焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など(n = 3)	1 33.3%	1 33.3%	1 33.3%	0 0.0%	3 100.0%
一般食堂(n = 11)	1 9.1%	1 9.1%	8 72.7%	1 9.1%	11 100.0%
ファーストフード店(n = 1)	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%
お好み焼き店、もんじゃ焼き店(n = 9)	1 11.1%	0 0.0%	8 88.9%	0 0.0%	9 100.0%
料亭(n = 0)	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
小料理店(n = 32)	7 21.9%	1 3.1%	22 68.8%	2 6.3%	32 100.0%
バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ(n = 154)	20 13.0%	7 4.5%	116 75.3%	11 7.1%	154 100.0%
酒場、ビヤホール(n = 133)	18 13.5%	5 3.8%	109 82.0%	1 0.8%	133 100.0%
その他(n = 11)	3 27.3%	1 9.1%	7 63.6%	0 0.0%	11 100.0%
無回答・不明(n = 6)	1 16.7%	0 0.0%	4 66.7%	1 16.7%	6 100.0%

図表 3-3-3-2 全面禁煙または喫煙専用室を設置する予定の有無



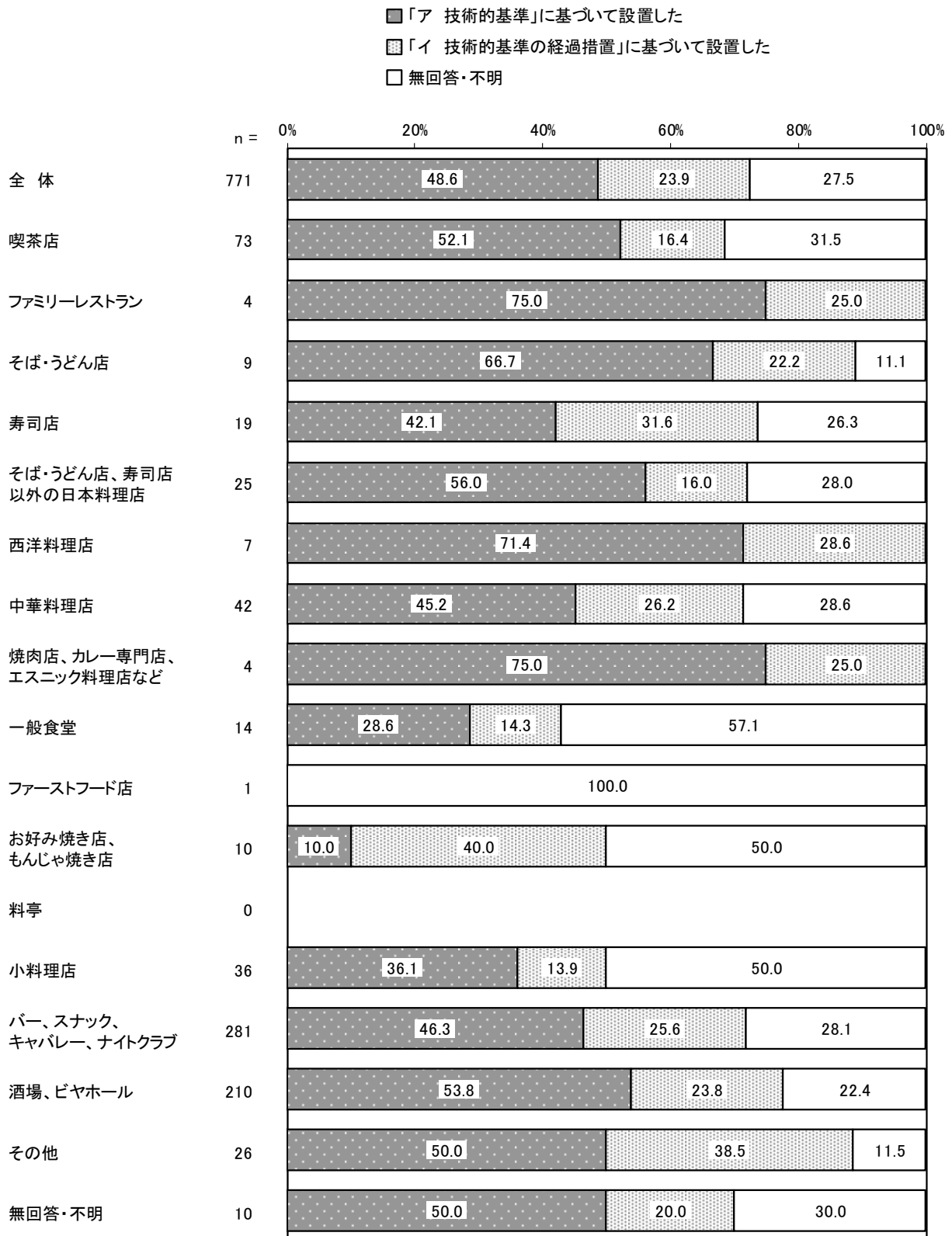
(4) 喫煙室設置時に基づいた基準<問 21>

ファミリーレストランや西洋料理店、焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店などは「ア 技術的基準」に基づいて設置した」が7割を超え、比較的高くなっている。また、お好み焼き店、もんじゃ焼き店は「イ 技術的基準の経過措置」に基づいて設置した」が4割となっている。

図表 3-3-4-1 喫煙室設置時に基づいた基準

業種	上段:件数 下段:構成比		無回答・不明	合計
	「ア 技術的基準」に基づいて設置した	「イ 技術的基準の経過措置」に基づいて設置した		
全体 (n = 771)	375 48.6%	184 23.9%	212 27.5%	771 100.0%
喫茶店 (n = 73)	38 52.1%	12 16.4%	23 31.5%	73 100.0%
ファミリーレストラン (n = 4)	3 75.0%	1 25.0%	0 0.0%	4 100.0%
そば・うどん店 (n = 9)	6 66.7%	2 22.2%	1 11.1%	9 100.0%
寿司店 (n = 19)	8 42.1%	6 31.6%	5 26.3%	19 100.0%
そば・うどん店、寿司店以外の日本料理店 (n = 25)	14 56.0%	4 16.0%	7 28.0%	25 100.0%
西洋料理店 (n = 7)	5 71.4%	2 28.6%	0 0.0%	7 100.0%
中華料理店 (n = 42)	19 45.2%	11 26.2%	12 28.6%	42 100.0%
焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など (n = 4)	3 75.0%	1 25.0%	0 0.0%	4 100.0%
一般食堂 (n = 14)	4 28.6%	2 14.3%	8 57.1%	14 100.0%
ファーストフード店 (n = 1)	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	1 100.0%
お好み焼き店、もんじゃ焼き店 (n = 10)	1 10.0%	4 40.0%	5 50.0%	10 100.0%
料亭 (n = 0)	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
小料理店 (n = 36)	13 36.1%	5 13.9%	18 50.0%	36 100.0%
バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ (n = 281)	130 46.3%	72 25.6%	79 28.1%	281 100.0%
酒場、ビヤホール (n = 210)	113 53.8%	50 23.8%	47 22.4%	210 100.0%
その他 (n = 26)	13 50.0%	10 38.5%	3 11.5%	26 100.0%
無回答・不明 (n = 10)	5 50.0%	2 20.0%	3 30.0%	10 100.0%

図表 3-3-4-2 喫煙室設置時に基づいた基準



(5) 問 18 の対応をした理由 (複数回答) <問 22>

どの業種も傾向はほぼ同じであり、「喫煙者にも非喫煙者にも利用してほしいため」、「お客様からの要望があったため」、「改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例で受動喫煙防止対策が必要になったため」が多くなっている。

図表 3-3-5-1 問 18 の対応をした理由 (複数回答)

単位: 件数

業種	改正健康増進法・東京都受動喫煙防止対策が必要になったため	お客様の受動喫煙による健康影響を防ぐため	お客様からの要望があったため	従業員の受動喫煙による健康影響を防ぐため	従業員からの要望があったため	喫煙者にも非喫煙者にも利用してほしいため	完全分煙の店としてアピールするため	料理や飲み物の味や香りを楽しんでもらうため	売上が上がることが見込まれるため	所属する組合やチェーン本部の方針のため	入居しているビル等の方針のため	その他	特になし	無回答・不明
全 体	226	108	235	46	24	303	36	39	89	29	7	29	35	182
喫茶店	26	12	24	7	2	32	7	6	10	6	1	1	3	19
ファミリーレストラン	4	1	1	2	1	3	3	2	0	2	0	0	0	0
そば・うどん店	5	2	3	1	0	3	1	0	1	0	0	0	0	1
寿司店	4	7	7	0	0	7	2	6	0	0	0	1	0	5
そば・うどん店、寿司店以外の日本料理店	13	10	8	3	1	10	1	6	1	3	0	0	0	5
西洋料理店	1	3	2	1	1	1	1	0	2	0	1	1	1	1
中華料理店	9	7	19	4	2	19	1	1	8	1	3	0	2	5
焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など	1	1	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	1
一般食堂	3	0	4	0	0	6	0	0	2	1	0	0	0	6
ファーストフード店	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
お好み焼き店、もんじゃ焼き店	0	0	2	0	0	3	0	0	3	0	0	0	3	2
料亭	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小料理店	1	6	8	2	0	12	1	2	3	0	0	1	2	16
バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ	83	29	85	9	11	101	3	3	36	0	1	10	12	68
酒場、ビヤホール	57	22	63	8	5	90	11	9	20	14	0	11	11	49
その他	15	7	7	7	1	9	4	3	3	2	1	2	1	2
無回答・不明	3	1	2	2	0	4	1	1	0	0	0	2	0	2

(6) 問18の取り組みを決める際に参考にしたもの(複数回答) <問23>

どの業種も傾向はほぼ同じであり、「東京都が発行している施設管理者向けハンドブックや東京都ホームページなど」、「区市町村窓口・保健所等への問合せ、広報誌、チラシ、ホームページなど」が多くなっている。

図表 3-3-6-1 問18の取り組みを決める際に参考にしたもの(複数回答)

単位:件数

業種	東京都受動喫煙防止対策 相談窓口への問合せ	ザイ派遣事業(現地での助言等)	喫煙専用室等設置に係る東京都専門アドバイザー	東京都ホームページなど	区市町村窓口・保健所等への問合せ、 広報誌、チラシ、ホームページなど	区市町村窓口・保健所等への問合せ、 各種講習会など	東京都や区市町村が開催する事業者説明会、 (ホームページなど)	国(厚生労働省)の情報 (ホームページなど)	※講習会や機関紙(誌)を含む	加盟している団体(協会や組合など)	業界紙(誌)・専門紙(誌)	同業者や近隣店舗からの情報(口コミ)	一般の新聞・雑誌	テレビ・ラジオ	「国」に属するものを除く)	「区市町村」	その他	特 に な い	無 回 答 ・ 不 明
全 体	166	87	784	621	123	193	357	107	492	361	476	197	159	498	371				
喫茶店	18	5	58	48	5	21	25	2	24	34	33	15	17	61	30				
ファミリーレストラン	5	1	9	7	2	5	5	0	5	5	5	2	8	6	4				
そば・うどん店	7	3	70	44	16	15	75	24	41	45	47	16	15	33	19				
寿司店	8	3	45	31	6	7	16	8	28	22	24	3	15	25	20				
そば・うどん店、寿司店以外の日本料理店	8	7	53	42	8	13	27	9	26	31	36	6	13	38	18				
西洋料理店	8	7	51	32	2	11	9	7	23	20	26	20	19	49	18				
中華料理店	20	7	77	73	16	16	30	9	54	49	60	15	14	56	46				
焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など	5	2	32	25	4	5	8	1	12	12	15	11	3	19	7				
一般食堂	0	1	25	26	4	4	13	4	12	15	20	6	3	15	10				
ファーストフード店	3	1	7	3	2	7	3	1	1	1	4	5	5	3	1				
お好み焼き店、もんじゃ焼き店	3	2	10	10	1	2	1	0	7	4	6	3	0	9	7				
料亭	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	1				
小料理店	0	2	25	17	0	1	9	3	20	10	18	1	3	13	16				
バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ	24	24	117	102	34	24	72	18	118	41	72	21	18	54	78				
酒場、ビヤホール	50	17	168	133	19	50	50	17	103	48	81	48	17	72	60				
その他	4	1	25	19	3	11	7	3	10	12	15	21	8	41	22				
無回答・不明	3	4	11	9	1	1	7	1	7	11	13	3	1	4	14				

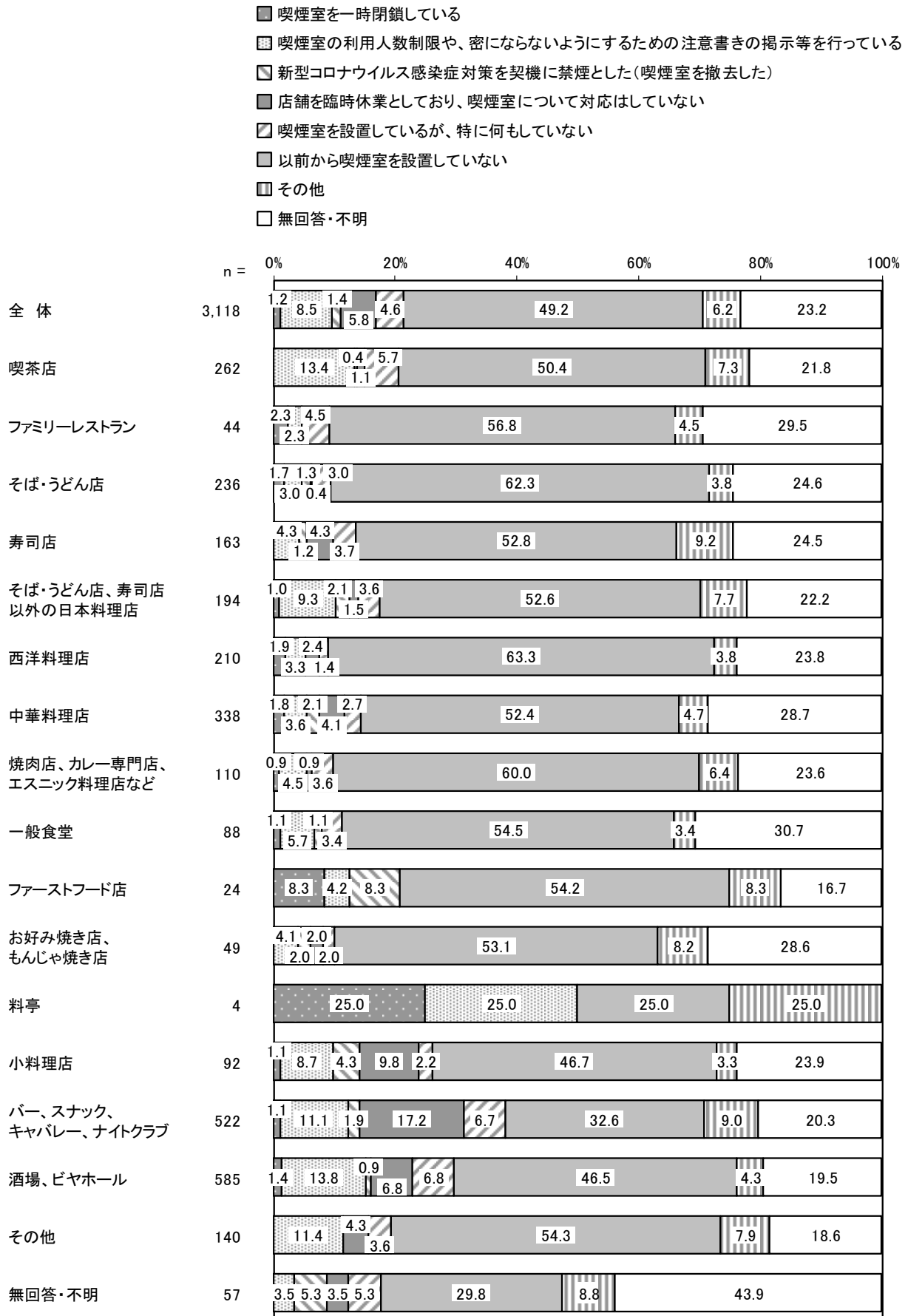
(7) 新型コロナウイルス感染症対策の一環としての喫煙室の対応<問 24>

そば・うどん店や西洋料理店、焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店などは「以前から喫煙室を設置していない」が6割以上となっている。

図表 3-3-7-1 新型コロナウイルス感染症対策の一環としての喫煙室の対応

業種	上段: 件数 下段: 構成比								
	喫煙室を一時閉鎖している	喫煙室の利用人数制限や、密にならないようにするための注意書きの掲示等を行っている	新型コロナウイルス感染症対策を契機に禁煙とした(喫煙室を撤去した)	店舗を臨時休業としており、喫煙室について対応はしていない	喫煙室を設置しているが、特に何もしていない	以前から喫煙室を設置していない	その他	無回答・不明	合計
全体(n = 3,118)	37 1.2%	266 8.5%	43 1.4%	182 5.8%	142 4.6%	1,534 49.2%	192 6.2%	722 23.2%	3,118 100.0%
喫茶店(n = 262)	0 0.0%	35 13.4%	1 0.4%	3 1.1%	15 5.7%	132 50.4%	19 7.3%	57 21.8%	262 100.0%
ファミリーレストラン(n = 44)	1 2.3%	1 2.3%	0 0.0%	0 0.0%	2 4.5%	25 56.8%	2 4.5%	13 29.5%	44 100.0%
そば・うどん店(n = 236)	4 1.7%	7 3.0%	3 1.3%	1 0.4%	7 3.0%	147 62.3%	9 3.8%	58 24.6%	236 100.0%
寿司店(n = 163)	0 0.0%	7 4.3%	2 1.2%	7 4.3%	6 3.7%	86 52.8%	15 9.2%	40 24.5%	163 100.0%
そば・うどん店、寿司店以外の日本料理店(n = 194)	2 1.0%	18 9.3%	4 2.1%	3 1.5%	7 3.6%	102 52.6%	15 7.7%	43 22.2%	194 100.0%
西洋料理店(n = 210)	4 1.9%	7 3.3%	0 0.0%	5 2.4%	3 1.4%	133 63.3%	8 3.8%	50 23.8%	210 100.0%
中華料理店(n = 338)	6 1.8%	12 3.6%	7 2.1%	14 4.1%	9 2.7%	177 52.4%	16 4.7%	97 28.7%	338 100.0%
焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など(n = 110)	1 0.9%	5 4.5%	0 0.0%	1 0.9%	4 3.6%	66 60.0%	7 6.4%	26 23.6%	110 100.0%
一般食堂(n = 88)	1 1.1%	5 5.7%	1 1.1%	0 0.0%	3 3.4%	48 54.5%	3 3.4%	27 30.7%	88 100.0%
ファーストフード店(n = 24)	2 8.3%	1 4.2%	2 8.3%	0 0.0%	0 0.0%	13 54.2%	2 8.3%	4 16.7%	24 100.0%
お好み焼き店、もんじゃ焼き店(n = 49)	0 0.0%	2 4.1%	1 2.0%	1 2.0%	1 2.0%	26 53.1%	4 8.2%	14 28.6%	49 100.0%
料亭(n = 4)	1 25.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 25.0%	1 25.0%	0 0.0%	4 100.0%
小料理店(n = 92)	1 1.1%	8 8.7%	4 4.3%	9 9.8%	2 2.2%	43 46.7%	3 3.3%	22 23.9%	92 100.0%
バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ(n = 522)	6 1.1%	58 11.1%	10 1.9%	90 17.2%	35 6.7%	170 32.6%	47 9.0%	106 20.3%	522 100.0%
酒場、ビヤホール(n = 585)	8 1.4%	81 13.8%	5 0.9%	40 6.8%	40 6.8%	272 46.5%	25 4.3%	114 19.5%	585 100.0%
その他(n = 140)	0 0.0%	16 11.4%	0 0.0%	6 4.3%	5 3.6%	76 54.3%	11 7.9%	26 18.6%	140 100.0%
無回答・不明(n = 57)	0 0.0%	2 3.5%	3 5.3%	2 3.5%	3 5.3%	17 29.8%	5 8.8%	25 43.9%	57 100.0%

図表 3-3-7-2 新型コロナウイルス感染症対策の一環としての喫煙室の対応



(8) 屋外の喫煙場所等の状況<問 25>

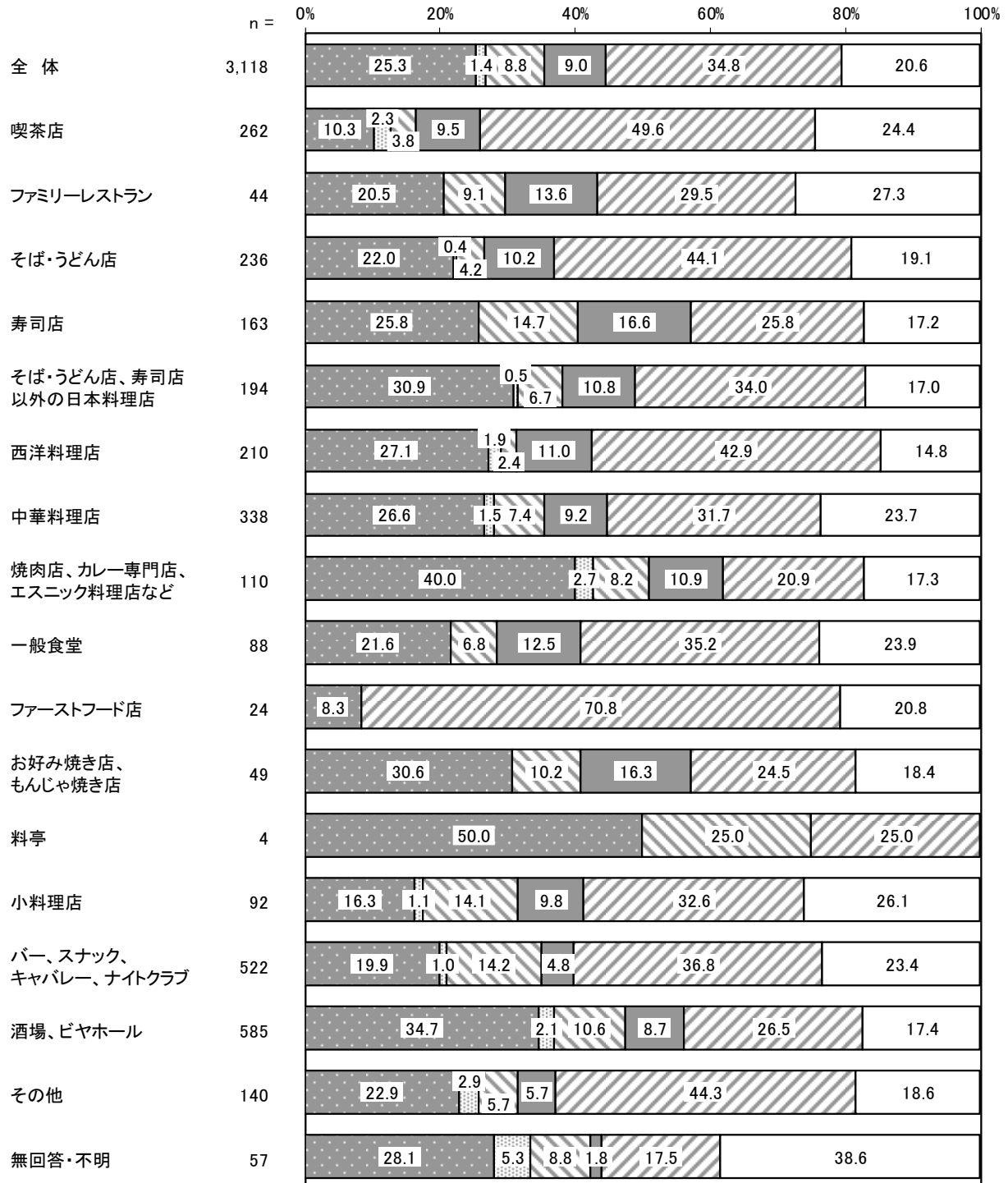
ファーストフード店は「屋外に喫煙場所を設置しておらず、喫煙している客はいない」が7割を超えている。

図表 3-3-8-1 屋外の喫煙場所等の状況

業種	上段: 件数					下段: 構成比	
	屋外に喫煙場所(灰皿等)を設置	屋外に喫煙用の客席を設置(例: テラス席・屋上の席など)	屋外に喫煙場所を設置していないが、敷地内で客が喫煙している	屋外に喫煙場所を設置していないが、敷地外で客が喫煙している	屋外に喫煙場所を設置しておらず、喫煙している客はいない	無回答・不明	合計
全体(n = 3,118)	789 25.3%	45 1.4%	274 8.8%	282 9.0%	1,085 34.8%	643 20.6%	3,118 100.0%
喫茶店(n = 262)	27 10.3%	6 2.3%	10 3.8%	25 9.5%	130 49.6%	64 24.4%	262 100.0%
ファミリーレストラン(n = 44)	9 20.5%	0 0.0%	4 9.1%	6 13.6%	13 29.5%	12 27.3%	44 100.0%
そば・うどん店(n = 236)	52 22.0%	1 0.4%	10 4.2%	24 10.2%	104 44.1%	45 19.1%	236 100.0%
寿司店(n = 163)	42 25.8%	0 0.0%	24 14.7%	27 16.6%	42 25.8%	28 17.2%	163 100.0%
そば・うどん店、寿司店以外の日本料理店(n = 194)	60 30.9%	1 0.5%	13 6.7%	21 10.8%	66 34.0%	33 17.0%	194 100.0%
西洋料理店(n = 210)	57 27.1%	4 1.9%	5 2.4%	23 11.0%	90 42.9%	31 14.8%	210 100.0%
中華料理店(n = 338)	90 26.6%	5 1.5%	25 7.4%	31 9.2%	107 31.7%	80 23.7%	338 100.0%
焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など(n = 110)	44 40.0%	3 2.7%	9 8.2%	12 10.9%	23 20.9%	19 17.3%	110 100.0%
一般食堂(n = 88)	19 21.6%	0 0.0%	6 6.8%	11 12.5%	31 35.2%	21 23.9%	88 100.0%
ファーストフード店(n = 24)	2 8.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	17 70.8%	5 20.8%	24 100.0%
お好み焼き店、もんじゃ焼き店(n = 49)	15 30.6%	0 0.0%	5 10.2%	8 16.3%	12 24.5%	9 18.4%	49 100.0%
料亭(n = 4)	2 50.0%	0 0.0%	1 25.0%	0 0.0%	1 25.0%	0 0.0%	4 100.0%
小料理店(n = 92)	15 16.3%	1 1.1%	13 14.1%	9 9.8%	30 32.6%	24 26.1%	92 100.0%
バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ(n = 522)	104 19.9%	5 1.0%	74 14.2%	25 4.8%	192 36.8%	122 23.4%	522 100.0%
酒場、ビヤホール(n = 585)	203 34.7%	12 2.1%	62 10.6%	51 8.7%	155 26.5%	102 17.4%	585 100.0%
その他(n = 140)	32 22.9%	4 2.9%	8 5.7%	8 5.7%	62 44.3%	26 18.6%	140 100.0%
無回答・不明(n = 57)	16 28.1%	3 5.3%	5 8.8%	1 1.8%	10 17.5%	22 38.6%	57 100.0%

図表 3-3-8-2 屋外の喫煙場所等の状況

- 屋外に喫煙場所(灰皿等)を設置
- ▨ 屋外に喫煙用の客席を設置
- ▩ 屋外に喫煙場所を設置していないが、敷地内で客が喫煙している
- 屋外に喫煙場所を設置していないが、敷地外で客が喫煙している
- ▨ 屋外に喫煙場所を設置しておらず、喫煙している客はいない
- 無回答・不明



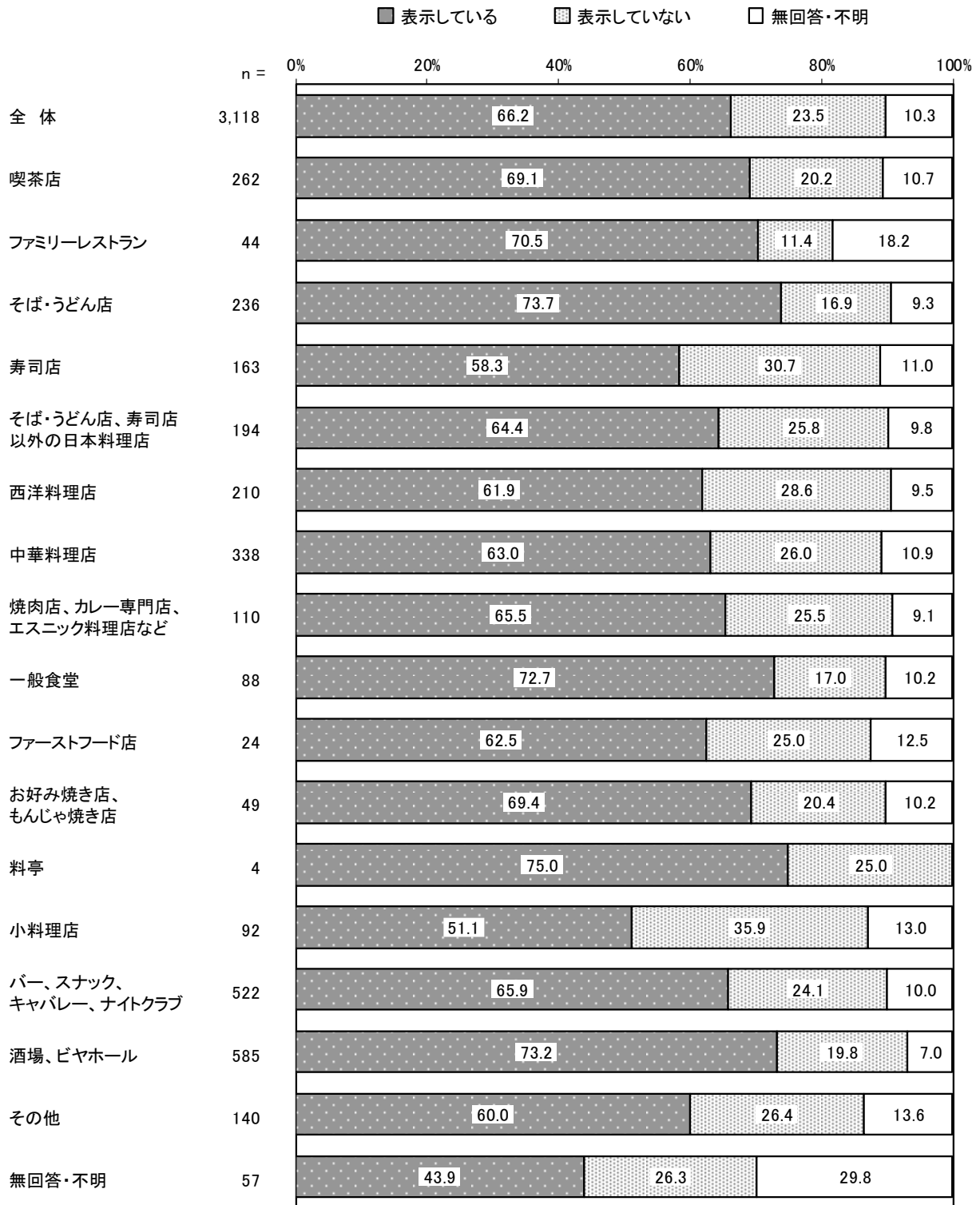
(9) 喫煙室を設置した場合の適切な表示の有無<問 26>

どの業種でも「表示している」の割合は5割から7割となっている。小料理店では、「表示している」の割合が51.1%と比較的低い。

図表 3-3-9-1 喫煙室を設置した場合の適切な表示の有無

業種	上段: 件数			下段: 構成比
	表示している	表示していない	無回答・不明	合計
全体(n = 3,118)	2,065 66.2%	733 23.5%	320 10.3%	3,118 100.0%
喫茶店(n = 262)	181 69.1%	53 20.2%	28 10.7%	262 100.0%
ファミリーレストラン(n = 44)	31 70.5%	5 11.4%	8 18.2%	44 100.0%
そば・うどん店(n = 236)	174 73.7%	40 16.9%	22 9.3%	236 100.0%
寿司店(n = 163)	95 58.3%	50 30.7%	18 11.0%	163 100.0%
そば・うどん店、寿司店以外の日本料理店(n = 194)	125 64.4%	50 25.8%	19 9.8%	194 100.0%
西洋料理店(n = 210)	130 61.9%	60 28.6%	20 9.5%	210 100.0%
中華料理店(n = 338)	213 63.0%	88 26.0%	37 10.9%	338 100.0%
焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など(n = 110)	72 65.5%	28 25.5%	10 9.1%	110 100.0%
一般食堂(n = 88)	64 72.7%	15 17.0%	9 10.2%	88 100.0%
ファーストフード店(n = 24)	15 62.5%	6 25.0%	3 12.5%	24 100.0%
お好み焼き店、もんじゃ焼き店(n = 49)	34 69.4%	10 20.4%	5 10.2%	49 100.0%
料亭(n = 4)	3 75.0%	1 25.0%	0 0.0%	4 100.0%
小料理店(n = 92)	47 51.1%	33 35.9%	12 13.0%	92 100.0%
バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ(n = 522)	344 65.9%	126 24.1%	52 10.0%	522 100.0%
酒場、ビヤホール(n = 585)	428 73.2%	116 19.8%	41 7.0%	585 100.0%
その他(n = 140)	84 60.0%	37 26.4%	19 13.6%	140 100.0%
無回答・不明(n = 57)	25 43.9%	15 26.3%	17 29.8%	57 100.0%

図表 3-3-9-2 喫煙室を設置した場合の適切な表示の有無



(10) 喫煙室を表示していない理由（複数回答）〈問 27〉

どの業種でも「表示が義務化されていることを知らなかったため」、「表示しなくてもトラブルがないため」が多い傾向にある。

図表 3-3-10-1 喫煙室を表示していない理由（複数回答）

単位：件数

業種	表示が義務化されていることを知らなかったため	来店時や予約時に店内の喫煙状況を説明しているため	表示しなくてもトラブルがないため	わからないため	ステッカー等を持っていないため	標識のデザイン等が店の外観に合わないため	必要性を感じないため	その他	無回答・不明
全 体	238	112	222	54	142	53	126	112	161
喫茶店	17	5	13	2	12	4	8	11	12
ファミリーレストラン	1	0	0	0	0	0	1	3	1
そば・うどん店	4	1	6	3	3	3	5	6	18
寿司店	16	11	13	3	11	4	6	10	10
そば・うどん店、寿司店以外の日本料理店	20	10	18	3	6	8	8	5	7
西洋料理店	21	10	22	4	12	14	12	14	10
中華料理店	30	7	31	4	13	2	18	5	27
焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など	9	2	6	1	8	3	4	3	11
一般食堂	2	2	2	0	0	0	2	1	9
ファーストフード店	3	0	0	0	1	0	0	2	1
お好み焼き店、もんじゃ焼き店	6	0	2	2	2	0	1	2	1
料亭	0	0	0	0	0	0	1	0	0
小料理店	10	6	9	1	7	1	6	7	4
バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ	41	32	45	13	32	6	19	20	17
酒場、ビヤホール	43	19	41	11	26	2	24	15	20
その他	9	3	13	3	5	5	10	7	7
無回答・不明	6	4	1	4	4	1	1	1	6

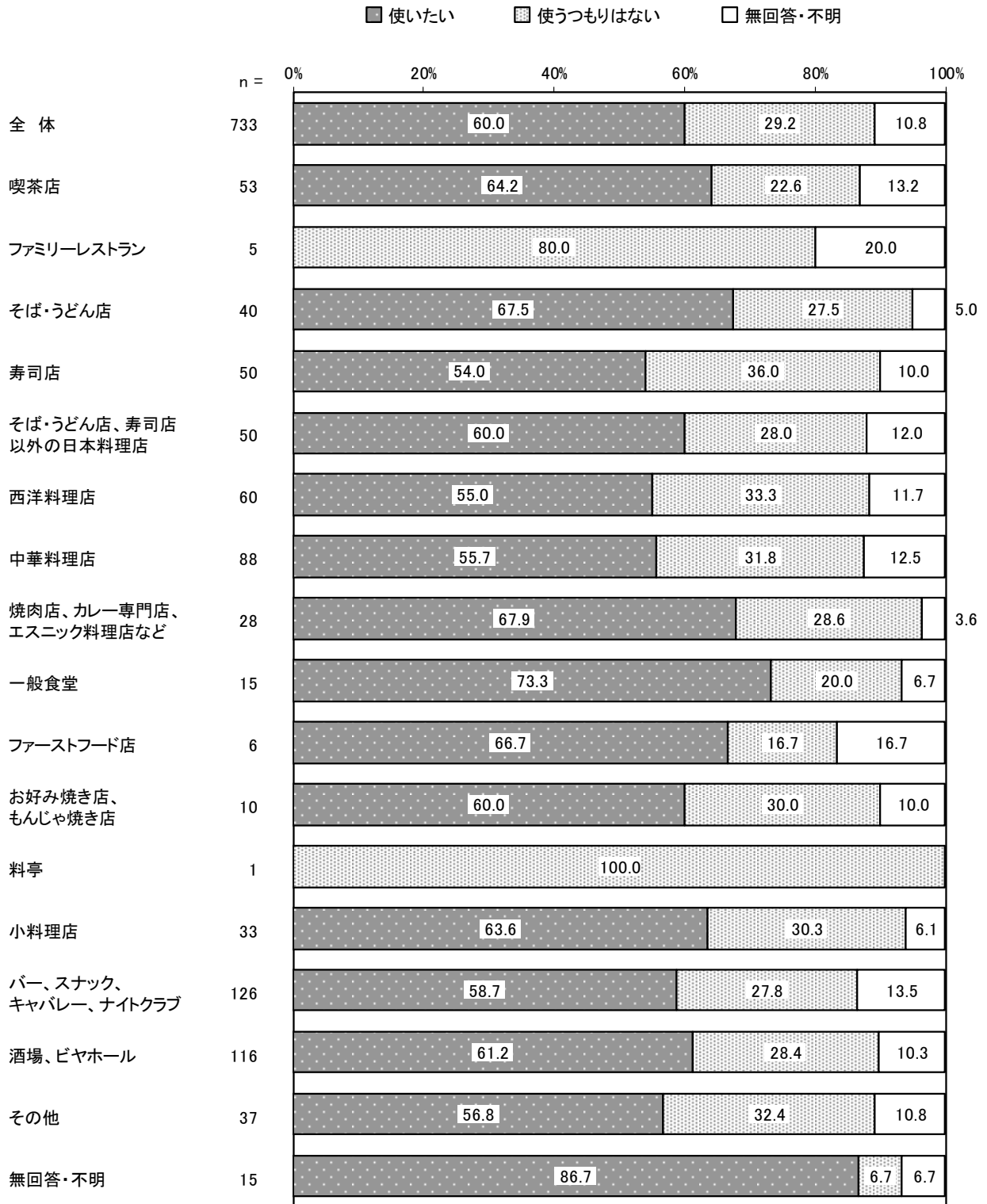
(11) 喫煙室の店頭掲示ステッカーの利用意向<問 28>

店頭ステッカーの利用希望について、「使いたい」は一般食堂で7割を超えており、比較的高くなっている。

図表 3-3-11-1 喫煙室の店頭掲示ステッカーの利用意向

業種	上段: 件数 下段: 構成比			合計
	使いたい	使うつもりはない	無回答・不明	
全 体 (n = 733)	440 60.0%	214 29.2%	79 10.8%	733 100.0%
喫茶店 (n = 53)	34 64.2%	12 22.6%	7 13.2%	53 100.0%
ファミリーレストラン (n = 5)	0 0.0%	4 80.0%	1 20.0%	5 100.0%
そば・うどん店 (n = 40)	27 67.5%	11 27.5%	2 5.0%	40 100.0%
寿司店 (n = 50)	27 54.0%	18 36.0%	5 10.0%	50 100.0%
そば・うどん店、寿司店以外の日本料理店 (n = 50)	30 60.0%	14 28.0%	6 12.0%	50 100.0%
西洋料理店 (n = 60)	33 55.0%	20 33.3%	7 11.7%	60 100.0%
中華料理店 (n = 88)	49 55.7%	28 31.8%	11 12.5%	88 100.0%
焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など (n = 28)	19 67.9%	8 28.6%	1 3.6%	28 100.0%
一般食堂 (n = 15)	11 73.3%	3 20.0%	1 6.7%	15 100.0%
ファーストフード店 (n = 6)	4 66.7%	1 16.7%	1 16.7%	6 100.0%
お好み焼き店、もんじゃ焼き店 (n = 10)	6 60.0%	3 30.0%	1 10.0%	10 100.0%
料亭 (n = 1)	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	1 100.0%
小料理店 (n = 33)	21 63.6%	10 30.3%	2 6.1%	33 100.0%
バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ (n = 126)	74 58.7%	35 27.8%	17 13.5%	126 100.0%
酒場、ピヤホール (n = 116)	71 61.2%	33 28.4%	12 10.3%	116 100.0%
その他 (n = 37)	21 56.8%	12 32.4%	4 10.8%	37 100.0%
無回答・不明 (n = 15)	13 86.7%	1 6.7%	1 6.7%	15 100.0%

図表 3-3-11-2 喫煙室の店頭掲示ステッカーの利用意向



4 東京都への要望について

(1) 受動喫煙防止の取組のための東京都への要望（複数回答）〈問 29〉

どの業種でも「店内の喫煙状況を店頭に表示できる、より使いやすいステッカーなどの掲示物を作成し、配布してほしい」、「行政による公衆喫煙所の整備をもっと進めてほしい」が多い傾向にある。

図表 3-4-1-1 受動喫煙防止の取組のための東京都への要望（複数回答）

単位：件数

業種	もともと周知してほしい	改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例について周知してほしい	受動喫煙による健康影響について、もっと広く周知してほしい	参考となる受動喫煙防止対策の事例について、もっと紹介してほしい	技術的や飲食店の取組を、経済的・団体的に支援してほしい	掲示物を作成し、配布してほしい	店内の喫煙状況を店頭に表示できる、より使いやすいステッカーなどの掲示物を作成し、配布してほしい	観光客等にもっと周知してほしい	国や都が規制する内容を都民や観光客等にもっと周知してほしい	行政による公衆喫煙所の整備をもっと進めてほしい	その他	特になし	無回答・不明
全 体	578	628	247	539	743	503	776	131	674	329			
喫茶店	43	51	25	43	69	37	67	12	60	29			
ファミリーレストラン	9	6	3	5	4	3	12	5	14	5			
そば・うどん店	51	64	16	24	62	47	56	13	47	19			
寿司店	40	43	25	24	49	36	37	8	31	19			
そば・うどん店、寿司店以外の日本料理店	34	48	12	31	43	36	40	4	42	24			
西洋料理店	36	43	12	36	34	38	36	9	62	18			
中華料理店	61	76	22	47	76	47	76	13	71	43			
焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など	21	24	8	18	26	23	32	5	23	11			
一般食堂	13	15	6	12	26	14	23	3	17	6			
ファーストフード店	8	7	2	3	5	2	7	1	5	1			
お好み焼き店、もんじゃ焼き店	10	5	4	7	16	5	13	0	12	8			
料亭	1	1	1	1	2	0	2	0	1	0			
小料理店	12	13	9	13	29	12	27	2	15	13			
バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ	94	93	36	109	125	67	131	21	103	66			
酒場、ビヤホール	112	104	50	130	127	99	165	25	131	40			
その他	23	25	9	25	33	29	40	9	29	17			
無回答・不明	10	10	7	11	17	8	12	1	11	10			

IV 過去の調査との比較

1 回答者属性

(1) 業種 <問1>

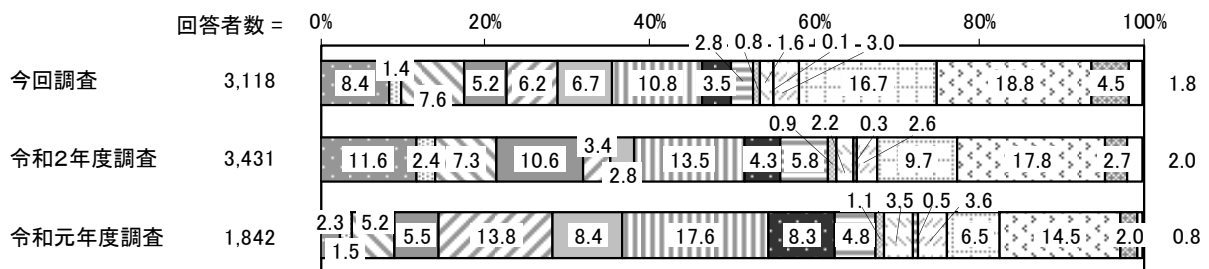
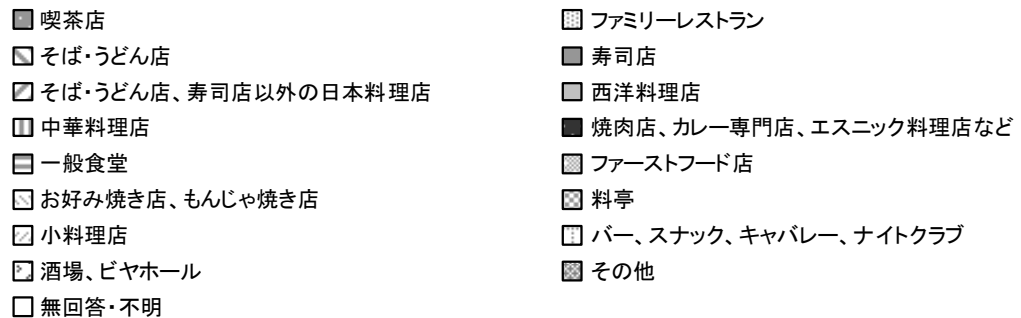
令和元年度調査及び令和2年度調査と比較すると、「バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ」の割合が増加している。一方、令和2年度調査から「寿司店」の割合が減少している。

図表 4-1-1-1 業種

上段:件数 下段:構成比

項目	喫茶店	ファミリーレストラン	そば・うどん店	寿司店	そば・うどん店、寿司店以外の日本料理店	西洋料理店	中華料理店	焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など	一般食堂	ファーストフード店	お好み焼き店、もんじゃ焼き店	料亭	小料理店	バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ	酒場、ピヤホール	その他	無回答・不明
今回調査(n=3,118)	262 8.4%	44 1.4%	236 7.6%	163 5.2%	194 6.2%	210 6.7%	338 10.8%	110 3.5%	88 2.8%	24 0.8%	49 1.6%	4 0.1%	92 3.0%	522 16.7%	585 18.8%	140 4.5%	57 1.8%
令和2年度調査(n=3,431)	398 11.6%	83 2.4%	251 7.3%	364 10.6%	116 3.4%	95 2.8%	463 13.5%	147 4.3%	200 5.8%	32 0.9%	74 2.2%	11 0.3%	90 2.6%	334 9.7%	612 17.8%	94 2.7%	67 2.0%
令和元年度調査(n=1,842)	42 2.3%	27 1.5%	96 5.2%	101 5.5%	255 13.8%	155 8.4%	325 17.6%	152 8.3%	88 4.8%	21 1.1%	65 3.5%	9 0.5%	67 3.6%	119 6.5%	268 14.5%	37 2.0%	15 0.8%

図表 4-1-1-2 業種



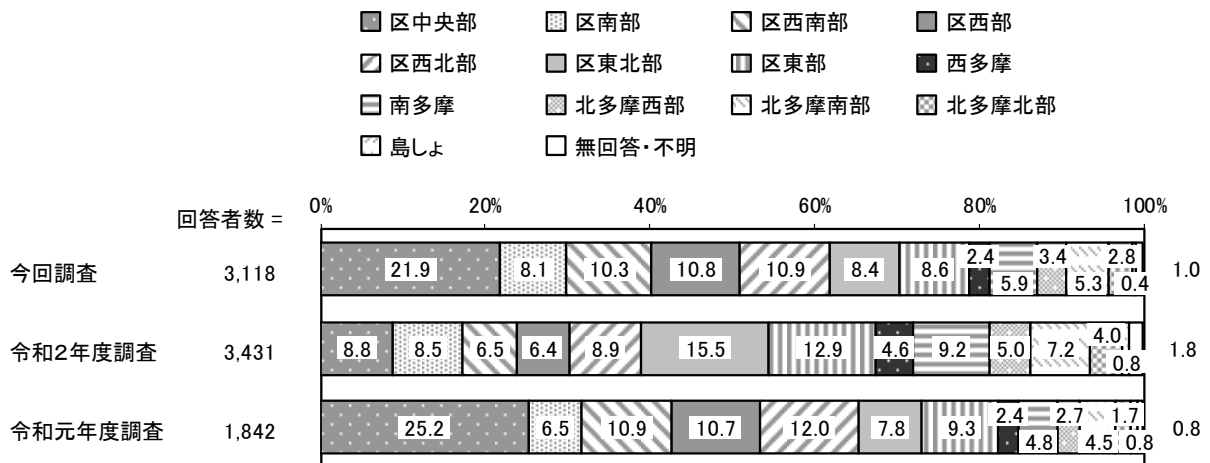
(2) 所在地 <問2>

令和2年度調査と比較すると、「区中央部」の割合が増加している。一方、「区東北部」の割合が減少している。

図表 4-1-2-1 所在地

項目	上段: 件数 下段: 構成比													
	区中央部	区南部	区西南部	区西部	区西北部	区東北部	区東部	西多摩	南多摩	北多摩西部	北多摩南部	北多摩北部	島しよ	無回答・不明
今回調査 (n=3,118)	683 21.9%	253 8.1%	321 10.3%	336 10.8%	339 10.9%	261 8.4%	267 8.6%	74 2.4%	184 5.9%	106 3.4%	164 5.3%	88 2.8%	12 0.4%	30 1.0%
令和2年度調査 (n=3,431)	302 8.8%	291 8.5%	224 6.5%	218 6.4%	304 8.9%	531 15.5%	444 12.9%	158 4.6%	316 9.2%	170 5.0%	247 7.2%	138 4.0%	26 0.8%	62 1.8%
令和元年度調査 (n=1,842)	465 25.2%	120 6.5%	200 10.9%	198 10.7%	221 12.0%	143 7.8%	171 9.3%	44 2.4%	88 4.8%	49 2.7%	82 4.5%	32 1.7%	15 0.8%	14 0.8%

図表 4-1-2-2 所在地



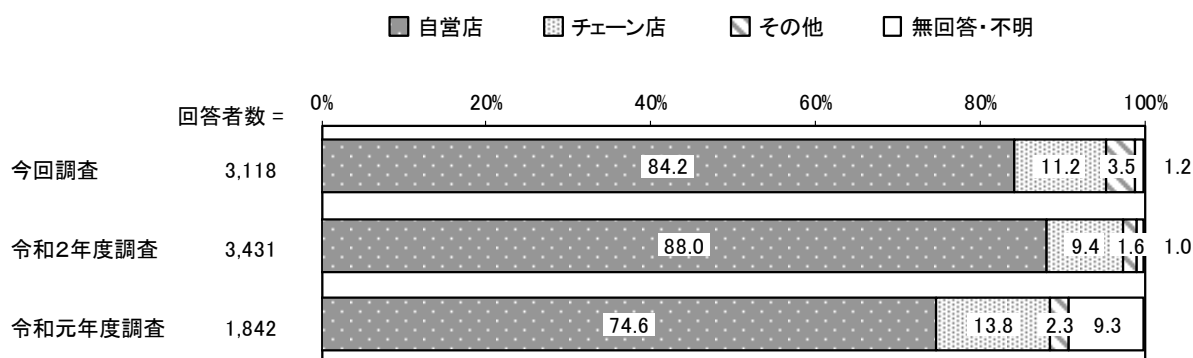
(3) 経営形態 <問3>

令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられない。

図表 4-1-3-1 経営形態

項目	上段:件数 下段:構成比			
	自営店	チェーン店	その他	無回答・不明
今回調査 (n=3,118)	2,624 84.2%	348 11.2%	109 3.5%	37 1.2%
令和2年度調査 (n=3,431)	3,020 88.0%	321 9.4%	55 1.6%	35 1.0%
令和元年度調査 (n=1,842)	1,375 74.6%	254 13.8%	42 2.3%	171 9.3%

図表 4-1-3-2 経営形態



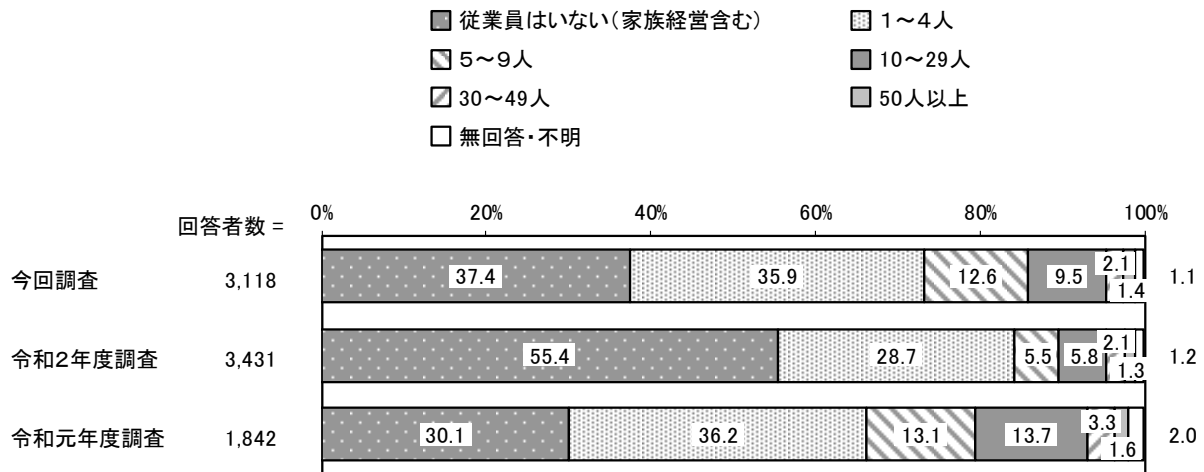
(4) 従業員数 <問4>

令和2年度調査と比較すると、「1～4人」「5～9人」の割合が増加している。一方、「従業員はいない(家族経営含む)」の割合が減少している。

図表 4-1-4-1 所在地

項目	上段: 件数 下段: 構成比						
	従業員はいない(家族経営含む)	1～4人	5～9人	10～29人	30～49人	50人以上	無回答・不明
今回調査(n=3,118)	1,166 37.4%	1,120 35.9%	393 12.6%	296 9.5%	64 2.1%	44 1.4%	35 1.1%
令和2年度調査(n=3,431)	1,902 55.4%	986 28.7%	188 5.5%	199 5.8%	71 2.1%	45 1.3%	40 1.2%
令和元年度調査(n=1,842)	554 30.1%	667 36.2%	241 13.1%	252 13.7%	61 3.3%	30 1.6%	37 2.0%

図表 4-1-4-2 経営形態



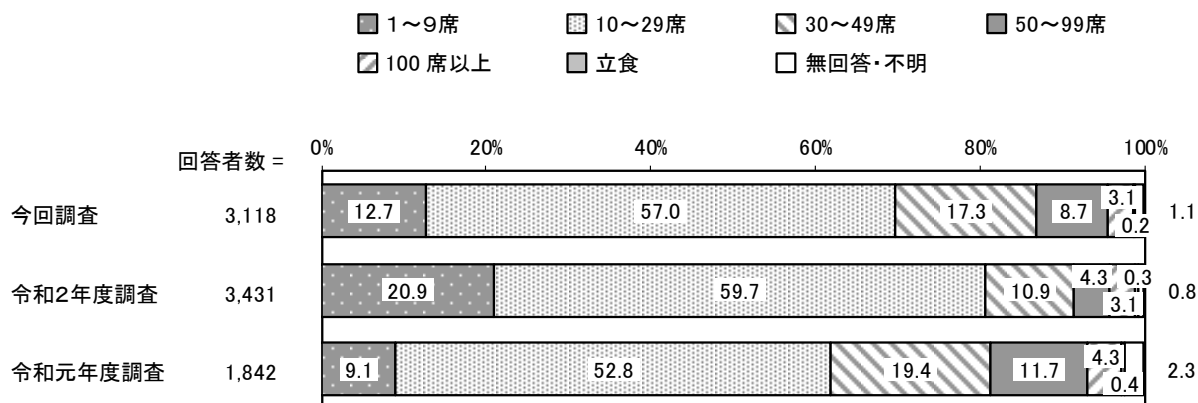
(5)客席数 <問5>

令和2年度調査と比較すると、「30～49席」の割合が増加している。一方、「1～9席」の割合が減少している。また、「10～29席」の割合は、各年度調査ともに5割台となっている。

図表 4-1-5-1 客席数

項目	上段:件数						下段:構成比	
	1～9席	10～29席	30～49席	50～99席	100席以上	立食	無回答・不明	
今回調査(n=3,118)	395 12.7%	1,776 57.0%	539 17.3%	270 8.7%	97 3.1%	7 0.2%	34 1.1%	
令和2年度調査(n=3,431)	718 20.9%	2,049 59.7%	373 10.9%	149 4.3%	105 3.1%	10 0.3%	27 0.8%	
令和元年度調査(n=1,842)	167 9.1%	973 52.8%	357 19.4%	216 11.7%	79 4.3%	7 0.4%	43 2.3%	

図表 4-1-5-2 客席数



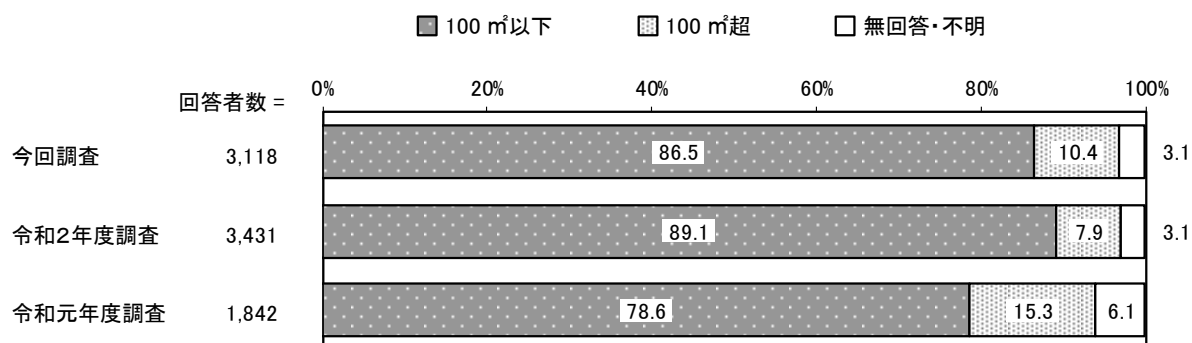
(6)客席の面積 <問6>

令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられない。

図表 4-1-6-1 客席の面積

項目	上段:件数		下段:構成比
	100㎡以下	100㎡超	無回答・不明
今回調査(n=3,118)	2,698 86.5%	323 10.4%	97 3.1%
令和2年度調査(n=3,431)	3,056 89.1%	270 7.9%	105 3.1%
令和元年度調査(n=1,842)	1,448 78.6%	282 15.3%	112 6.1%

図表 4-1-6-2 客席の面積



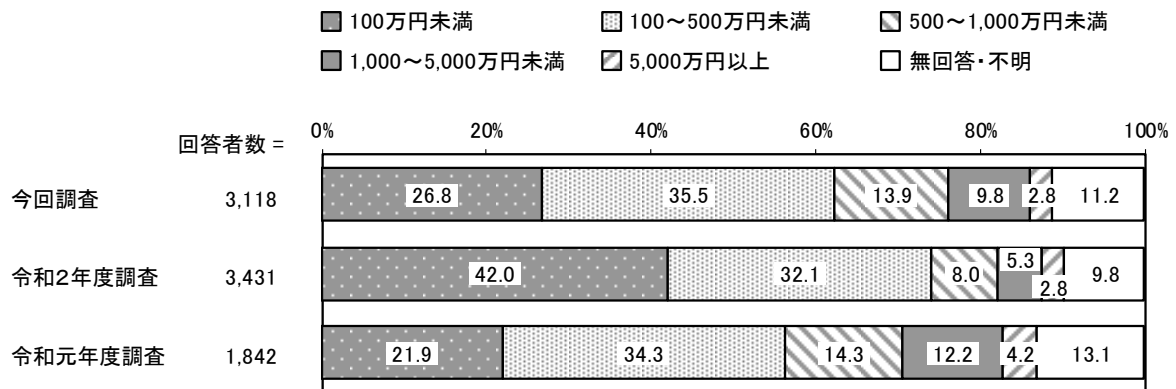
(7) 資本金 <問7>

令和2年度調査と比較すると、「500～1,000万円未満」の割合が増加している。一方、「100万円未満」の割合が減少している。また、「100～500万円未満」の割合は、各年度調査ともに3割台となっている。

図表 4-1-7-1 資本金

項目	上段: 件数 下段: 構成比					
	100万円未満	100～500万円未満	500～1,000万円未満	1,000～5,000万円未満	5,000万円以上	無回答・不明
今回調査(n=3,118)	837 26.8%	1,107 35.5%	433 13.9%	306 9.8%	87 2.8%	348 11.2%
令和2年度調査(n=3,431)	1,442 42.0%	1,101 32.1%	274 8.0%	182 5.3%	96 2.8%	336 9.8%
令和元年度調査(n=1,842)	404 21.9%	632 34.3%	263 14.3%	224 12.2%	77 4.2%	242 13.1%

図表 4-1-7-2 資本金



2 受動喫煙に関する制度について

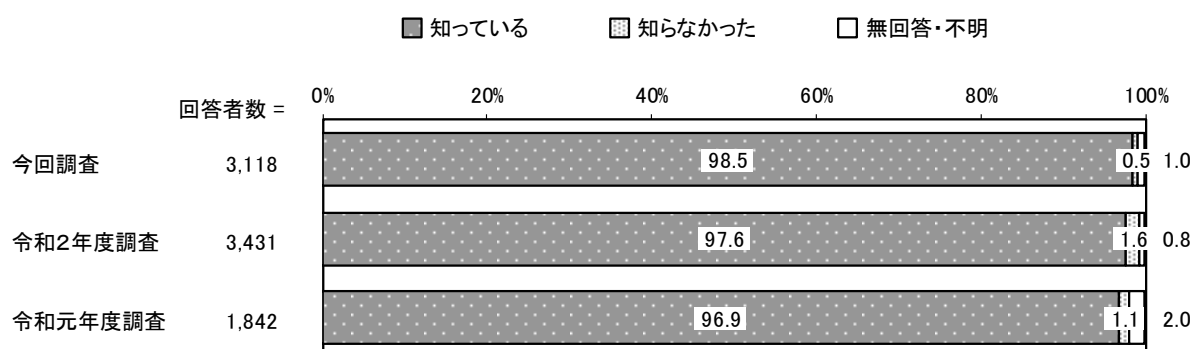
(1) 健康への影響の認知度 <問8>

各年度調査ともに、大きな変化はみられない。

図表 4-2-1-1 健康への影響の認知度

項目	上段: 件数 下段: 構成比		
	知っている	知らなかった	無回答・不明
今回調査 (n=3,118)	3,070 98.5%	17 0.5%	31 1.0%
令和2年度調査 (n=3,431)	3,350 97.6%	55 1.6%	26 0.8%
令和元年度調査 (n=1,842)	1,784 96.9%	21 1.1%	37 2.0%

図表 4-2-1-2 健康への影響の認知度



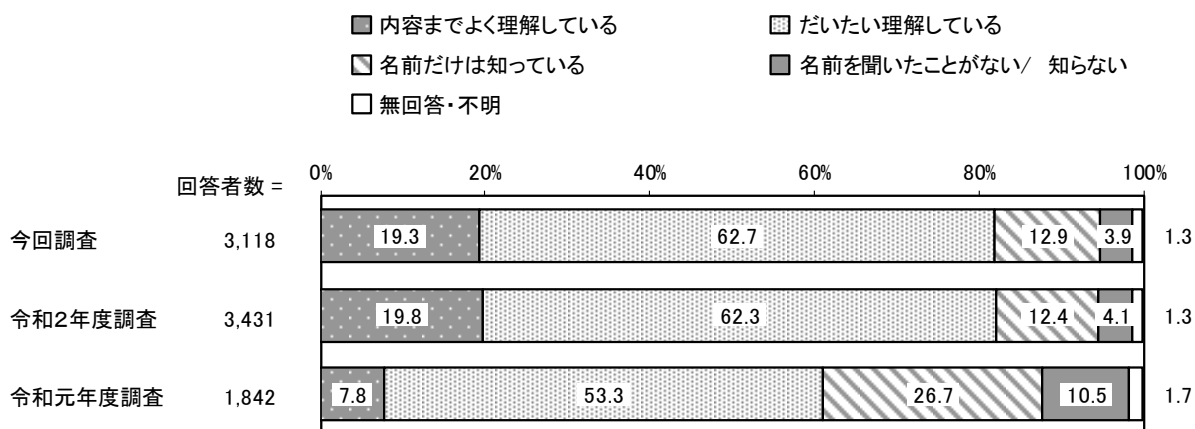
(2) 改正健康増進法の認知度 <問9>

令和2年度調査及び令和3年度調査では、令和元年度調査と比較して、「名前だけは知っている」の割合が減少し、「内容までよく理解している」「だいたい理解している」の割合が増加した。

図表 4-2-2-1 改正健康増進法の認知度

項目	上段: 件数 下段: 構成比				
	内容までよく理解している	だいたい理解している	名前だけは知っている	名前を聞いたことがない／知らない	無回答・不明
今回調査 (n=3,118)	603 19.3%	1,954 62.7%	401 12.9%	121 3.9%	39 1.3%
令和2年度調査 (n=3,431)	680 19.8%	2,138 62.3%	426 12.4%	142 4.1%	45 1.3%
令和元年度調査 (n=1,842)	143 7.8%	982 53.3%	492 26.7%	193 10.5%	32 1.7%

図表 4-2-2-2 改正健康増進法の認知度



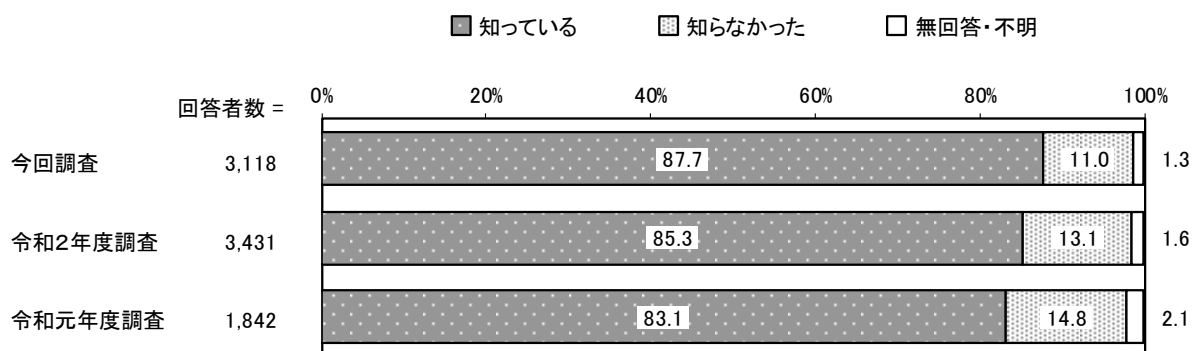
(3) 改正健康増進法での原則屋内禁煙についての認知度 <問 10>

令和元年度調査及び令和2年度調査と比較すると、「知っている」の割合は年々増加しており、「知らなかった」の割合は年々減少している。

図表 4-2-3-1 改正健康増進法での原則屋内禁煙についての認知度

項目	上段: 件数 下段: 構成比		
	知っている	知らなかった	無回答・不明
今回調査 (n=3,118)	2,733 87.7%	344 11.0%	41 1.3%
令和2年度調査 (n=3,431)	2,926 85.3%	451 13.1%	54 1.6%
令和元年度調査 (n=1,842)	1,530 83.1%	273 14.8%	39 2.1%

図表 4-2-3-2 改正健康増進法での原則屋内禁煙についての認知度



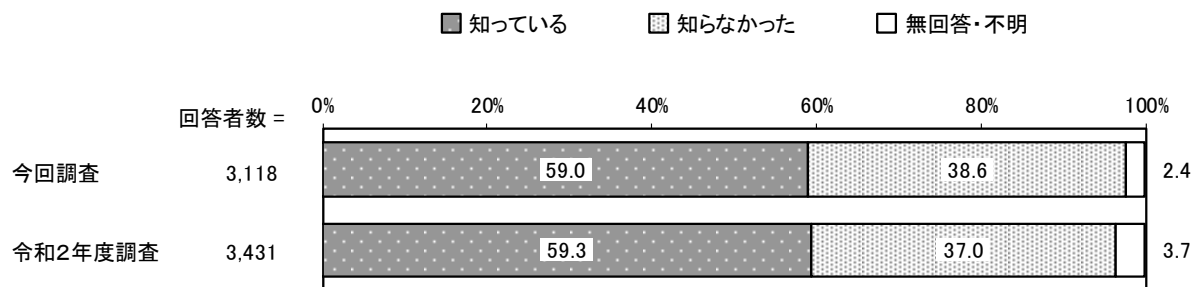
(4) 改正健康増進法の「指定たばこ専用喫煙室」「喫煙可能室」が経過措置であることの認知度<問 11>

令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられない。

図表 4-2-4-1 改正健康増進法の「指定たばこ専用喫煙室」「喫煙可能室」が経過措置であることの認知度

項目	上段: 件数 下段: 構成比		
	知っている	知らなかった	無回答・不明
今回調査 (n=3,118)	1,841 59.0%	1,203 38.6%	74 2.4%
令和2年度調査 (n=3,431)	2,035 59.3%	1,269 37.0%	127 3.7%

図表 4-2-4-2 改正健康増進法の「指定たばこ専用喫煙室」「喫煙可能室」が経過措置であることの認知度



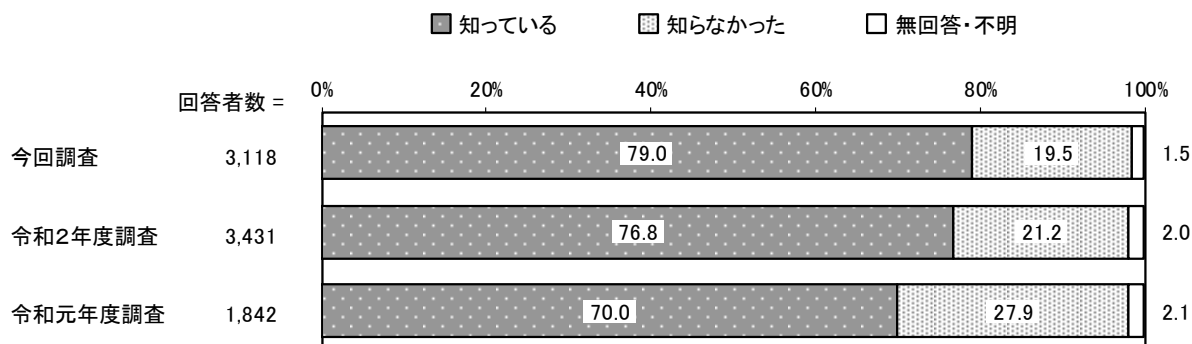
(5) 改正健康増進法での受動喫煙防止対策の責務について <問 12>

令和元年度調査及び令和2年度調査と比較すると、「知っている」の割合は年々増加しており、「知らなかった」の割合は年々減少している。

図表 4-2-5-1 改正健康増進法での受動喫煙防止対策の責務について

項目	上段:件数 下段:構成比		
	知っている	知らなかった	無回答・不明
今回調査 (n=3,118)	2,463 79.0%	609 19.5%	46 1.5%
令和2年度調査 (n=3,431)	2,636 76.8%	728 21.2%	67 2.0%
令和元年度調査 (n=1,842)	1,290 70.0%	514 27.9%	38 2.1%

図表 4-2-5-2 改正健康増進法での受動喫煙防止対策の責務について



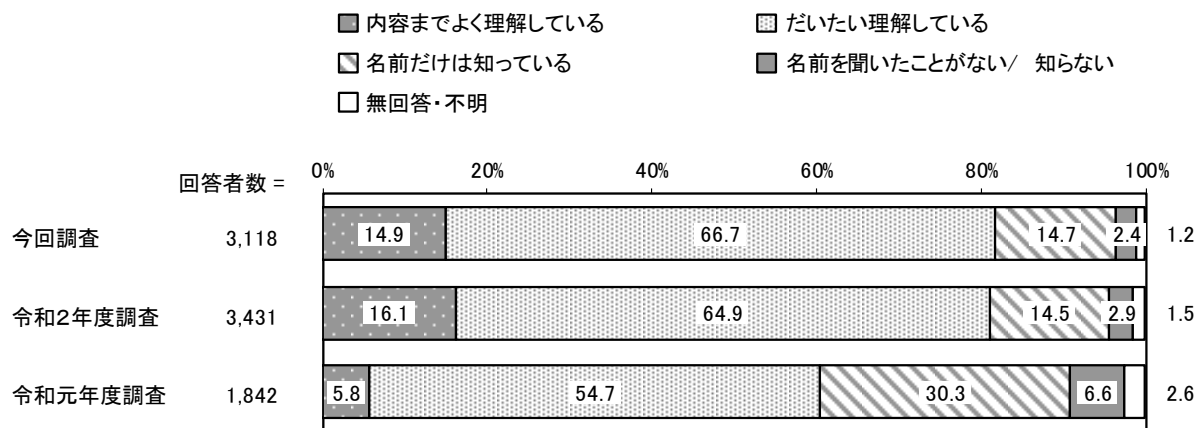
(6) 東京都受動喫煙防止条例の認知度 <問 14>

令和2年度調査及び令和3年度調査では、令和元年度調査と比較して、「名前だけは知っている」の割合が減少し、「内容までよく理解している」「だいたい理解している」の割合が増加した。

図表 4-2-6-1 東京都受動喫煙防止条例の認知度

項目	上段: 件数 下段: 構成比				
	内容までよく理解している	だいたい理解している	名前だけは知っている	名前を聞いたことがない/知らない	無回答・不明
今回調査(n=3,118)	464 14.9%	2,081 66.7%	459 14.7%	76 2.4%	38 1.2%
令和2年度調査(n=3,431)	554 16.1%	2,227 64.9%	496 14.5%	101 2.9%	53 1.5%
令和元年度調査(n=1,842)	106 5.8%	1,008 54.7%	558 30.3%	122 6.6%	48 2.6%

図表 4-2-6-2 東京都受動喫煙防止条例の認知度



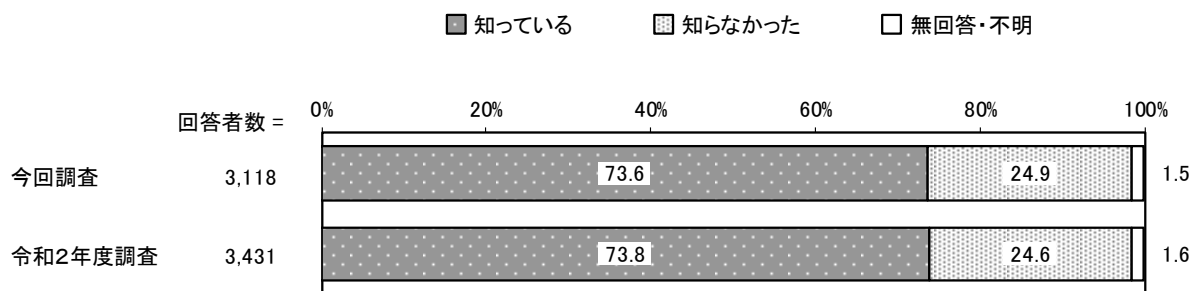
(7) 東京都受動喫煙防止条例の従業員がいる場合の対応の認知度<問 15>

令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられない。

図表 4-2-7-1 東京都受動喫煙防止条例の従業員がいる場合の対応の認知度

項目	上段:件数 下段:構成比		
	知っている	知らなかった	無回答・不明
今回調査(n=3,118)	2,294 73.6%	776 24.9%	48 1.5%
令和2年度調査(n=3,431)	2,531 73.8%	844 24.6%	56 1.6%

図表 4-2-7-2 東京都受動喫煙防止条例の従業員がいる場合の対応の認知度



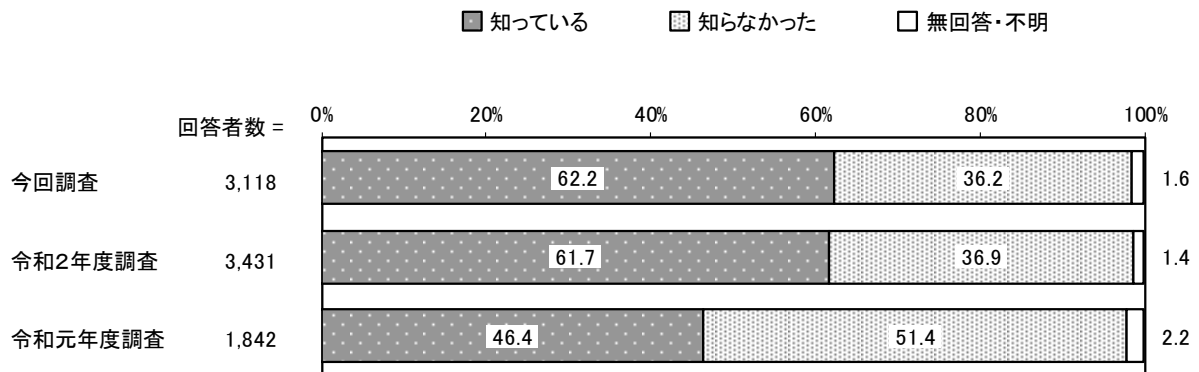
(8) 違反時の指導や過料の対象についての認知度<問 16>

改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例が全面施行となった年度に実施した令和2年度調査において「知っている」の割合が増加し、令和3年度調査も令和2年度調査と同様の割合となっている。

図表 4-2-8-1 違反時の指導や過料の対象についての認知度

項目	上段:件数 下段:構成比		
	知っている	知らなかった	無回答・不明
今回調査 (n=3,118)	1,940 62.2%	1,129 36.2%	49 1.6%
令和2年度調査 (n=3,431)	2,116 61.7%	1,266 36.9%	49 1.4%
令和元年度調査 (n=1,842)	855 46.4%	946 51.4%	41 2.2%

図表 4-2-8-2 違反時の指導や過料の対象についての認知度



(9) 受動喫煙に関する情報の入手方法（複数回答）〈問17〉

令和2年度調査と比較すると、「区市町村窓口・保健所などの広報誌やチラシ、ホームページ、事業者説明会など」の割合が減少している。

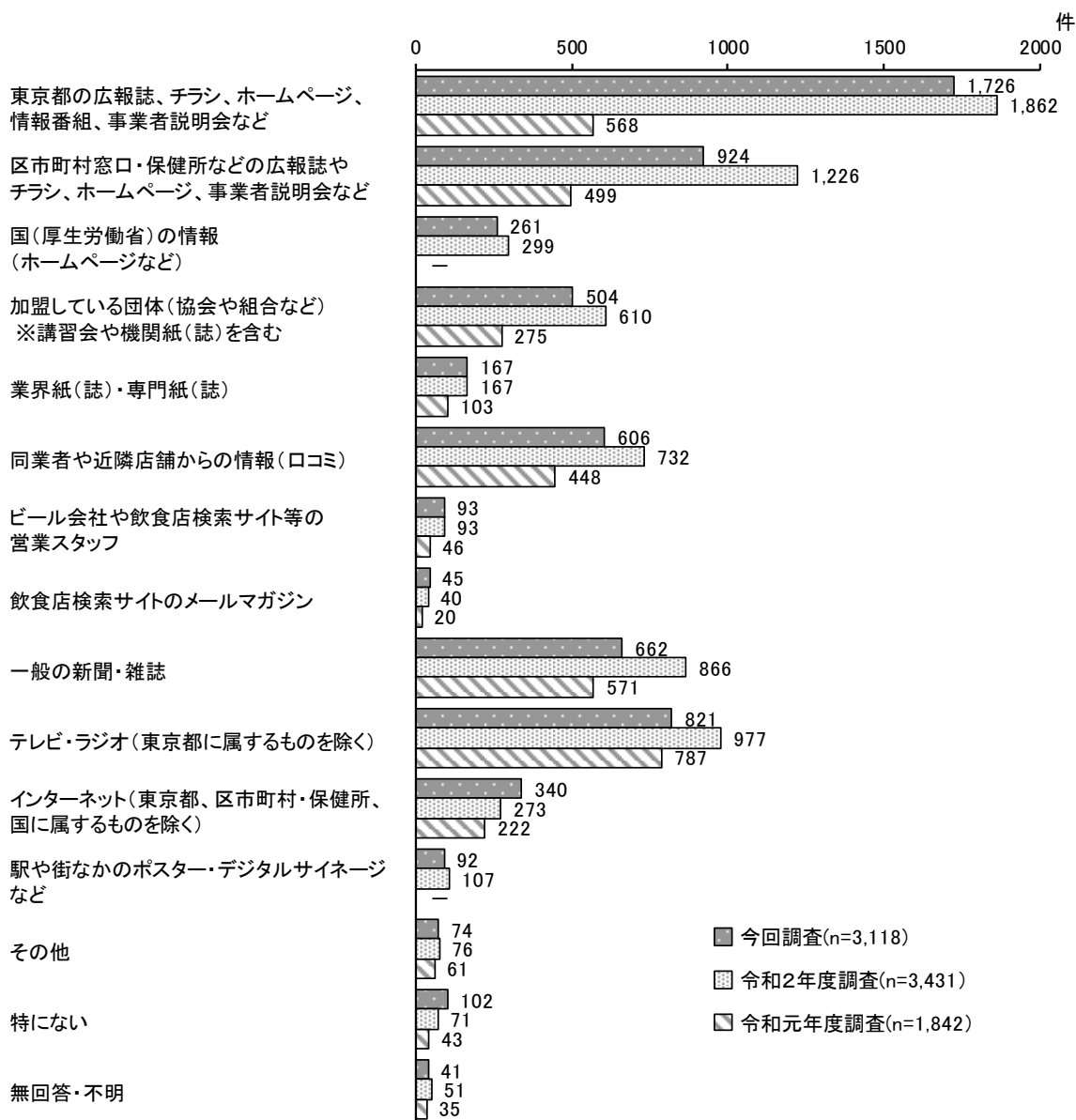
図表 4-2-9-1 受動喫煙に関する情報の入手方法（複数回答）

項目	東京都の広報誌、チラシ、ホームページ、情報番組、事業者説明会など	区市町村窓口・保健所などの広報誌やチラシ、ホームページ、事業者説明会など	国(厚生労働省)の情報(ホームページなど)	加盟している団体(協会や組合など) ※講習会や機関紙(誌)を含む	業界紙(誌)・専門紙(誌)	同業者や近隣店舗からの情報(口コミ)	ビール会社や飲食店検索サイト等の営業スタッフ	飲食店検索サイトのメールマガジン	一般の新聞・雑誌	テレビ・ラジオ(東京都に属するものを除く)	インターネット(東京都、区市町村・保健所、国に属するものを除く)	駅や街なかのポスター・デジタルサイネージなど	その他	特になし	無回答・不明
今回調査(n=3,118)	1,726	924	261	504	167	606	93	45	662	821	340	92	74	102	41
令和2年度調査(n=3,431)	1,862	1,226	299	610	167	732	93	40	866	977	273	107	76	71	51
令和元年度調査(n=1,842)	568	499	—	275	103	448	46	20	571	787	222	—	61	43	35

単位:件数

注)「国(厚生労働省)の情報(ホームページなど)」、「駅や街なかのポスター・デジタルサイネージなど」の選択肢は「令和2年度調査」から

図表 4-2-9-2 受動喫煙に関する情報の入手方法（複数回答）



3 現在の受動喫煙防止対策について

(1) 受動喫煙防止に向けた対応策 <問 18>

令和2年度調査と比較すると、「屋内全部を「喫煙可能室(店)」とし、客席の全てを喫煙可能とした(従業員がいない飲食店のみ設置可)」の割合が減少している。

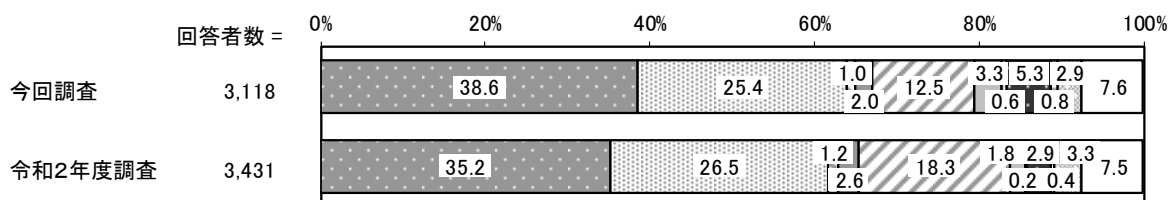
図表 4-3-1-1 受動喫煙防止に向けた対応策

上段:件数 下段:構成比

項目	屋内・屋外とも全面禁煙にした／すでにしていた	屋内を全面禁煙とし、屋外に喫煙場所を設置した／すでにしていた	「指定たばこ専用喫煙室」を設置した	屋内の一部を「喫煙可能室」とした(従業員がいない飲食店のみ設置可)	屋内全部を「喫煙可能室(店)」とし、客席の全てを喫煙可能とした	「喫煙専用室」を設置した	喫煙目的施設の要件を満たして屋内の一部を「喫煙目的室」とした	喫煙目的施設の要件を満たして屋内全部を「喫煙目的室(店)」とし、客席の全てを喫煙可能とした	検討中もしくは改修中につき、一旦禁煙にした	検討中 その他	無回答・不明
今回調査(n=3,118)	1,202 38.6%	793 25.4%	32 1.0%	61 2.0%	389 12.5%	104 3.3%	19 0.6%	166 5.3%	24 0.8%	91 2.9%	237 7.6%
令和2年度調査(n=3,431)	1,207 35.2%	909 26.5%	41 1.2%	90 2.6%	629 18.3%	62 1.8%	8 0.2%	101 2.9%	13 0.4%	114 3.3%	257 7.5%

図表 4-3-1-2 受動喫煙防止に向けた対応策

- 屋内・屋外とも全面禁煙にした／すでにしていた
- 屋内を全面禁煙とし、屋外に喫煙場所を設置した／すでにしていた
- 「指定たばこ専用喫煙室」を設置した
- 屋内の一部を「喫煙可能室」とした
- 屋内全部を「喫煙可能室(店)」とし、客席の全てを喫煙可能とした
- 「喫煙専用室」を設置した
- 喫煙目的施設の要件を満たして屋内の一部を「喫煙目的室」とした
- 喫煙目的施設の要件を満たして屋内全部を「喫煙目的室(店)」とし、客席の全てを喫煙可能とした
- 検討中または改修中につき、一旦禁煙にした
- 検討中 その他
- 無回答・不明



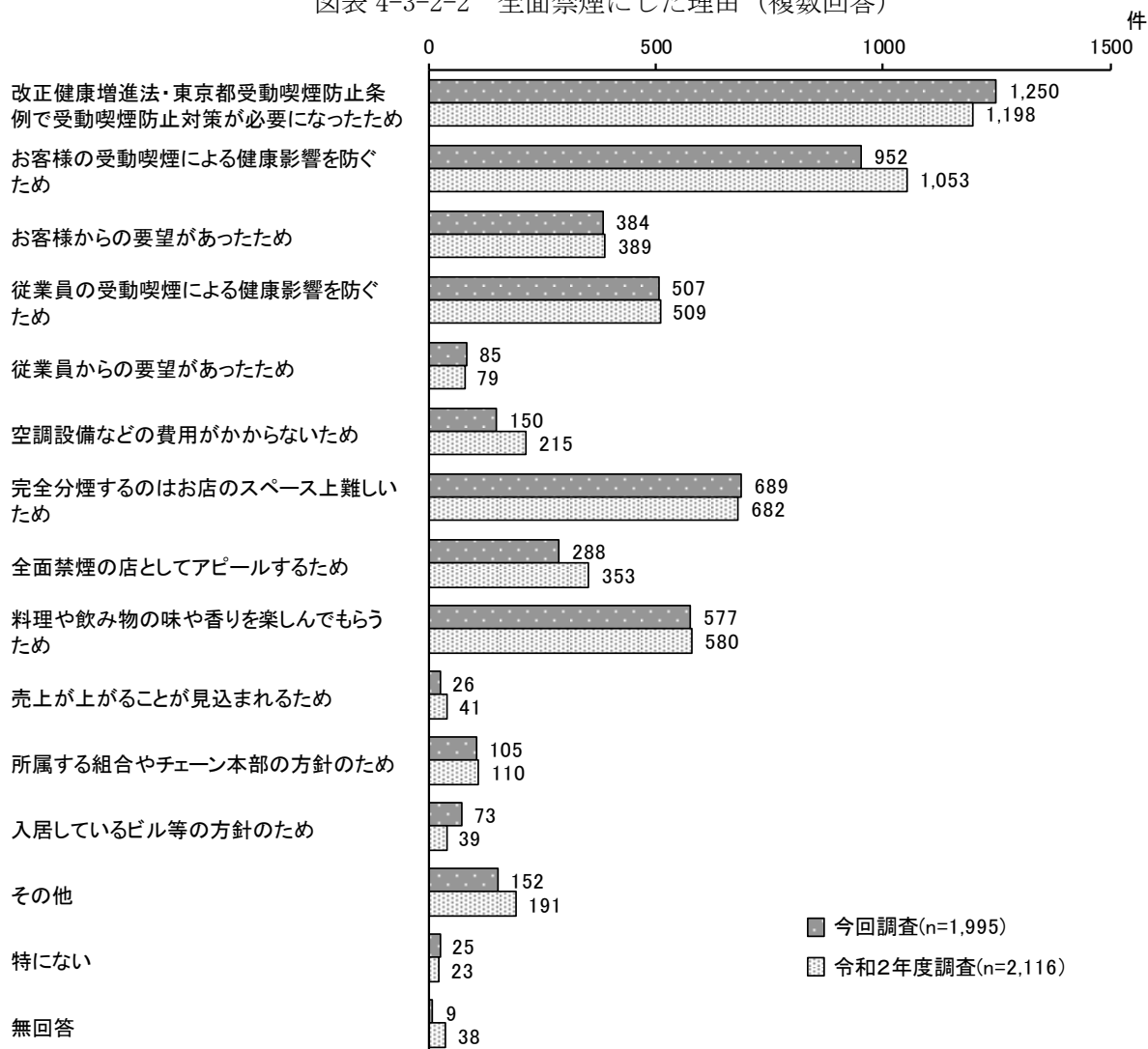
(2) 全面禁煙にした理由（複数回答） <問 19>

令和2年度調査と比較すると、「改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例で受動喫煙防止対策が必要になったため」の件数が増加している。

図表 4-3-2-1 全面禁煙にした理由（複数回答）

項目	改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例で受動喫煙防止対策が必要になったため	お客様の受動喫煙による健康影響を防ぐため	お客様からの要望があったため	従業員の受動喫煙による健康影響を防ぐため	従業員からの要望があったため	空調設備などの費用がかからないため	完全分煙するのはお店のスペース上難しいため	全面禁煙の店としてアピールするため	料理や飲み物の味や香りを楽しんでもらうため	売上が上がることが見込まれるため	所属する組合やチェーン本部の方針のため	入居しているビル等の方針のため	その他	特になし	無回答・不明
今回調査(n=1,995)	1,250	952	384	507	85	150	689	288	577	26	105	73	152	25	9
令和2年度調査(n=2,116)	1,198	1,053	389	509	79	215	682	353	580	41	110	39	191	23	38

図表 4-3-2-2 全面禁煙にした理由（複数回答）



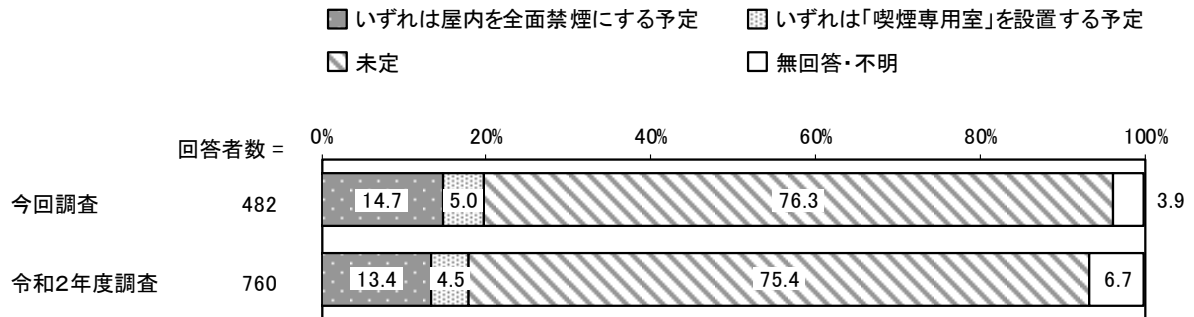
(3) 全面禁煙または喫煙専用室を設置する予定の有無 <問 20>

令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられない。

図表 4-3-3-1 全面禁煙または喫煙専用室を設置する予定の有無

項目	上段:件数 下段:構成比			
	いずれは屋内を全面禁煙にする予定	いずれは「喫煙専用室」を設置する予定	未定	無回答・不明
今回調査(n=482)	71 14.7%	24 5.0%	368 76.3%	19 3.9%
令和2年度調査(n=760)	102 13.4%	34 4.5%	573 75.4%	51 6.7%

図表 4-3-3-2 全面禁煙または喫煙専用室を設置する予定の有無



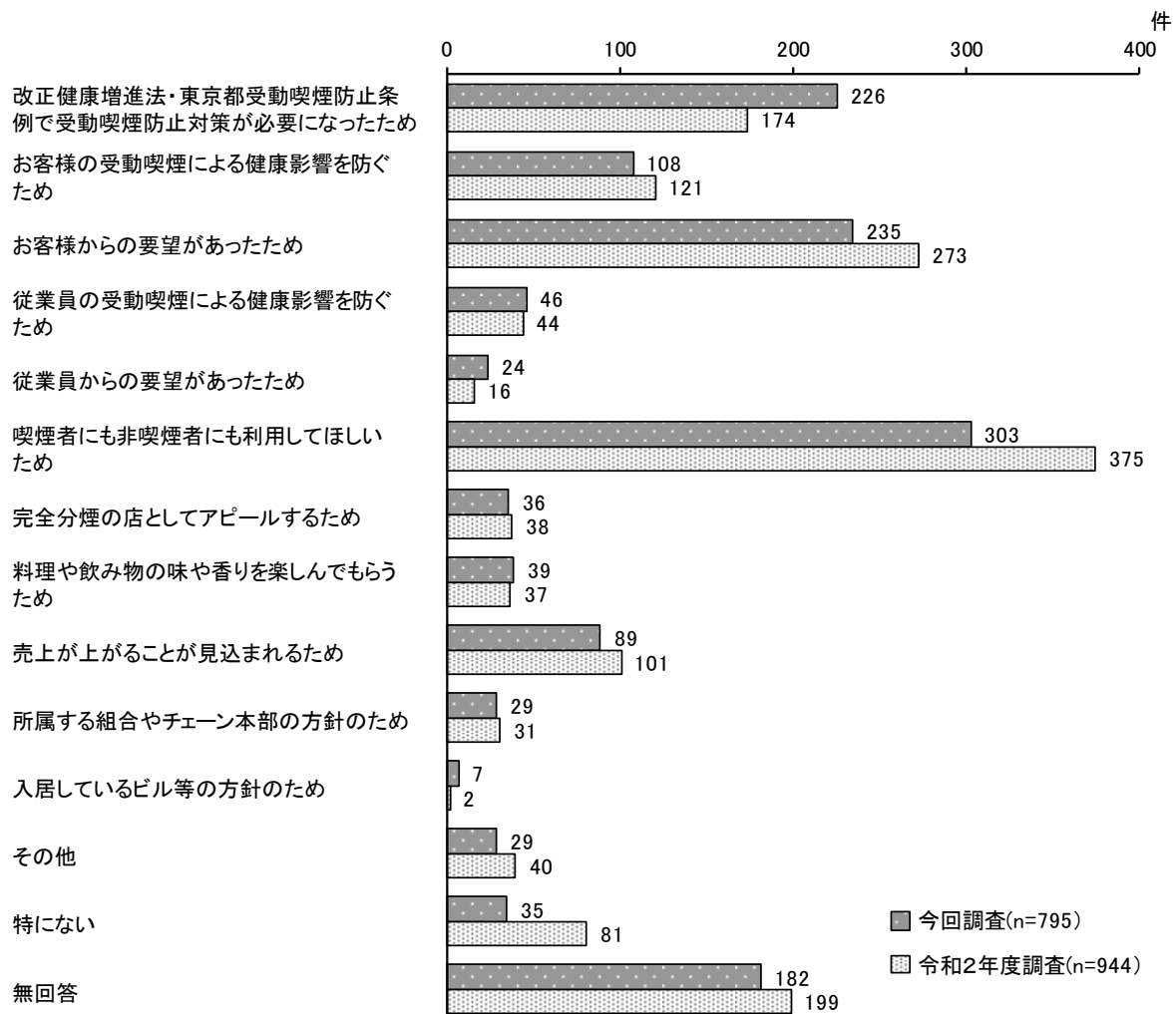
(4) 問 18 の対応をした理由 (複数回答) <問 22>

令和2年度調査と比較すると、「改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例で受動喫煙防止対策が必要になったため」の件数が増加している。

図表 4-3-4-1 問 18 の対応をした理由 (複数回答)

項目	単位:件数													
	改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例で受動喫煙防止対策が必要になったため	お客様の受動喫煙による健康影響を防ぐため	お客様からの要望があったため	従業員の受動喫煙による健康影響を防ぐため	従業員からの要望があったため	喫煙者にも非喫煙者にも利用してほしいため	完全分煙の店としてアピールするため	料理や飲み物の味や香りを楽しんでもらうため	売上が上がることが見込まれるため	所属する組合やチェーン本部の方針のため	入居しているビル等の方針のため	その他	特になし	無回答・不明
今回調査 (n=795)	226	108	235	46	24	303	36	39	89	29	7	29	35	182
令和2年度調査 (n=944)	174	121	273	44	16	375	38	37	101	31	2	40	81	199

図表 4-3-4-2 問 18 の対応をした理由 (複数回答)



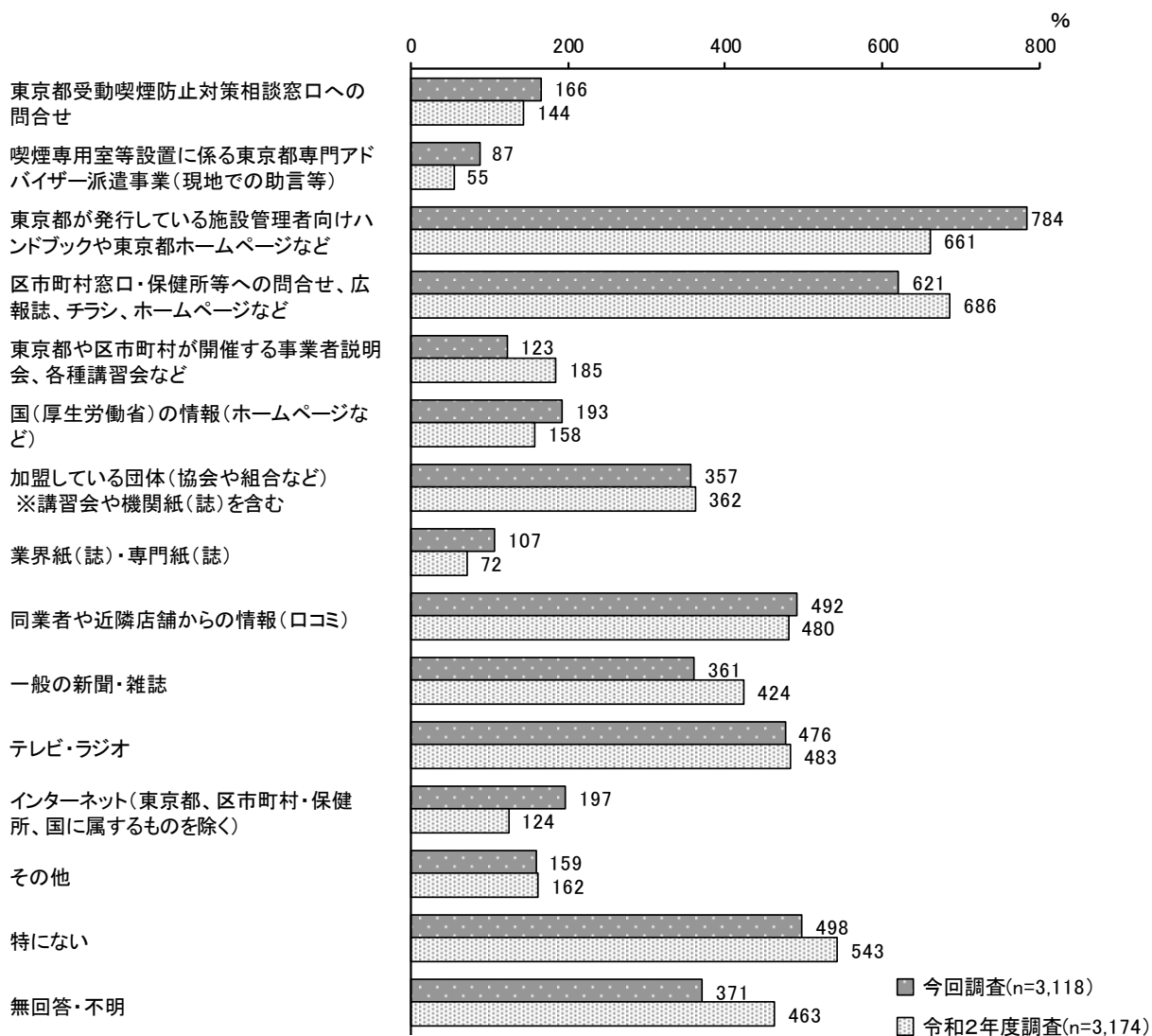
(5) 問18の取り組みを決める際に参考にしたもの(複数回答) <問23>

令和2年度調査と比較すると、「東京都が発行している施設管理者向けハンドブックや東京都ホームページなど」の件数が増加している。

図表 4-3-5-1 問18の取り組みを決める際に参考にしたもの(複数回答)

項目	単位:件数														
	東京都受動喫煙防止対策相談窓口への問合せ	喫煙専用室等設置に係る東京都専門アドバイザー派遣事業(現地での助言等)	東京都が発行している施設管理者向けハンドブックや東京都ホームページなど	区市町村窓口・保健所等への問合せ、広報誌、チラシ、ホームページなど	東京都や区市町村が開催する事業者説明会、各種講習会など	国(厚生労働省)の情報(ホームページなど)	加盟している団体(協会や組合など)※講習会や機関紙(誌)を含む	業界紙(誌)・専門紙(誌)	同業者や近隣店舗からの情報(口コミ)	一般の新聞・雑誌	テレビ・ラジオ	インターネット(東京都、区市町村・保健所、国に属するものを除く)	その他	特になし	無回答・不明
今回調査(n=3,118)	166	87	784	621	123	193	357	107	492	361	476	197	159	498	371
令和2年度調査(n=3,174)	144	55	661	686	185	158	362	72	480	424	483	124	162	543	463

図表 4-3-5-2 問18の取り組みを決める際に参考にしたもの(複数回答)



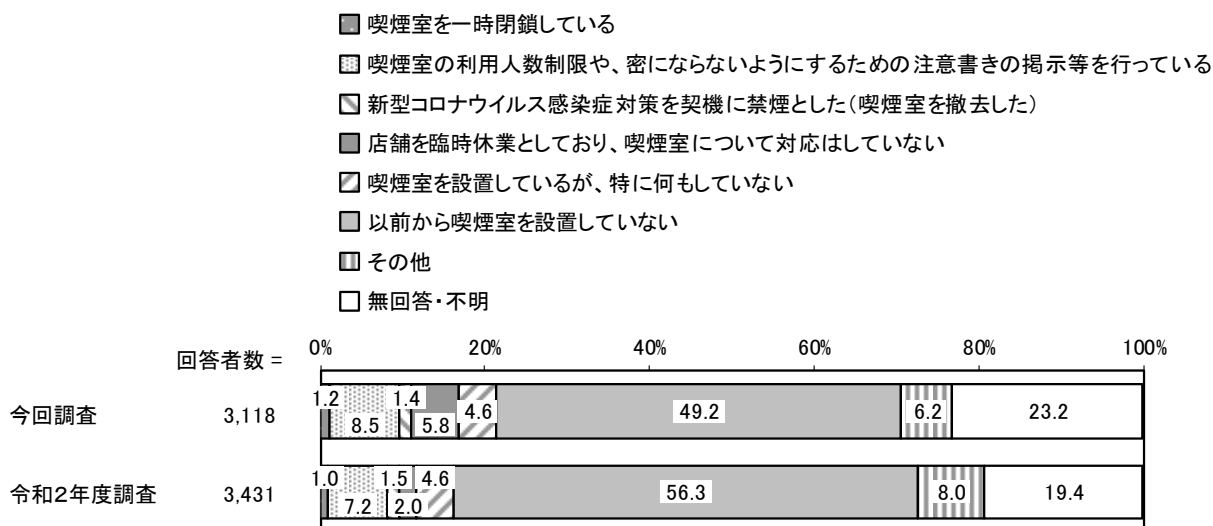
(6) 新型コロナウイルス感染症対策の一環としての喫煙室の対応 <問 24>

令和2年度調査と比較すると、「以前から喫煙室を設置していない」の割合が減少している。

図表 4-3-6-1 新型コロナウイルス感染症対策の一環としての喫煙室の対応

項目	上段:件数 下段:構成比							
	喫煙室を一時閉鎖している	喫煙室の利用人数制限や、密にならないようにするための注意書きの掲示等を行っている	新型コロナウイルス感染症対策を契機に禁煙とした(喫煙室を撤去した)	店舗を臨時休業としており、喫煙室について対応はしていない	喫煙室を設置しているが、特に何もしていない	以前から喫煙室を設置していない	その他	無回答・不明
今回調査(n=3,118)	37 1.2%	266 8.5%	43 1.4%	182 5.8%	142 4.6%	1,534 49.2%	192 6.2%	722 23.2%
令和2年度調査(n=3,431)	33 1.0%	246 7.2%	52 1.5%	68 2.0%	159 4.6%	1,932 56.3%	276 8.0%	665 19.4%

図表 4-3-6-2 新型コロナウイルス感染症対策の一環としての喫煙室の対応



(7) 屋外の喫煙場所等の状況 <問 25>

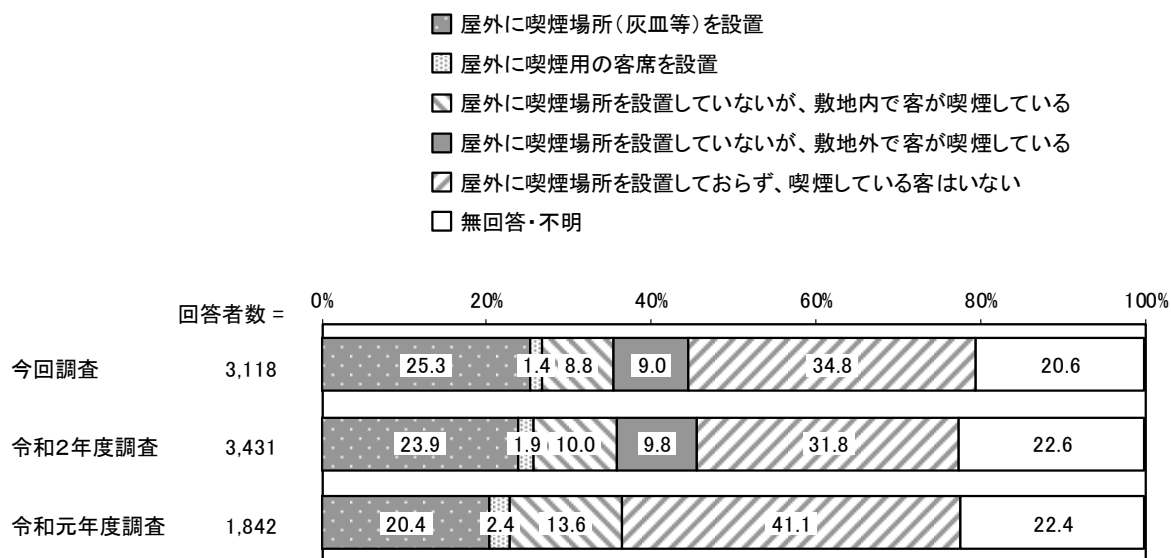
令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられない。

図表 4-3-7-1 屋外の喫煙場所等の状況

項目	上段:件数					下段:構成比
	屋外に喫煙場所(灰皿等)を設置	屋外に喫煙用の客席を設置(例:テラス席・屋上の席など)	屋外に喫煙場所を設置していないが、敷地内で客が喫煙している	屋外に喫煙場所を設置していないが、敷地外で客が喫煙している	屋外に喫煙場所を設置しておらず、喫煙している客はいない	無回答・不明
今回調査(n=3,118)	789 25.3%	45 1.4%	274 8.8%	282 9.0%	1,085 34.8%	643 20.6%
令和2年度調査(n=3,431)	821 23.9%	64 1.9%	342 10.0%	337 9.8%	1,092 31.8%	775 22.6%
令和元年度調査(n=1,842)	376 20.4%	45 2.4%	251 13.6%	0 0.0%	757 41.1%	413 22.4%

注) 「令和元年度調査」の「屋外に喫煙場所を設置していないが、敷地内で客が喫煙している」の251件は「屋外に喫煙場所を設置していないが、客が喫煙している」という選択肢となっている。また、「屋外に喫煙場所を設置しておらず、喫煙している客はいない」の757件は「屋外の喫煙場所はない」という選択肢である。

図表 4-3-7-2 屋外の喫煙場所等の状況



(8) 喫煙室を設置した場合の適切な表示の有無 <問 26>

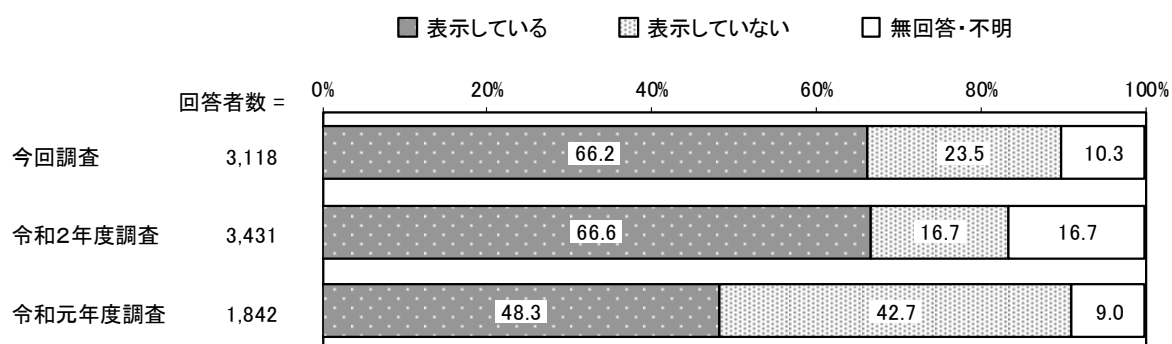
「表示していない」の割合は、令和元年度調査から令和2年度調査に大きく減少したものの、令和3年度調査では前年度より増加した。

図表 4-3-8-1 喫煙室を設置した場合の適切な表示の有無

上段:件数 下段:構成比

項目	表示している	表示していない	無回答・不明
今回調査 (n=3,118)	2,065 66.2%	733 23.5%	320 10.3%
令和2年度調査 (n=3,431)	2,285 66.6%	573 16.7%	573 16.7%
令和元年度調査 (n=1,842)	890 48.3%	787 42.7%	165 9.0%

図表 4-3-8-2 喫煙室を設置した場合の適切な表示の有無



(9) 喫煙室を表示していない理由（複数回答） <問 27>

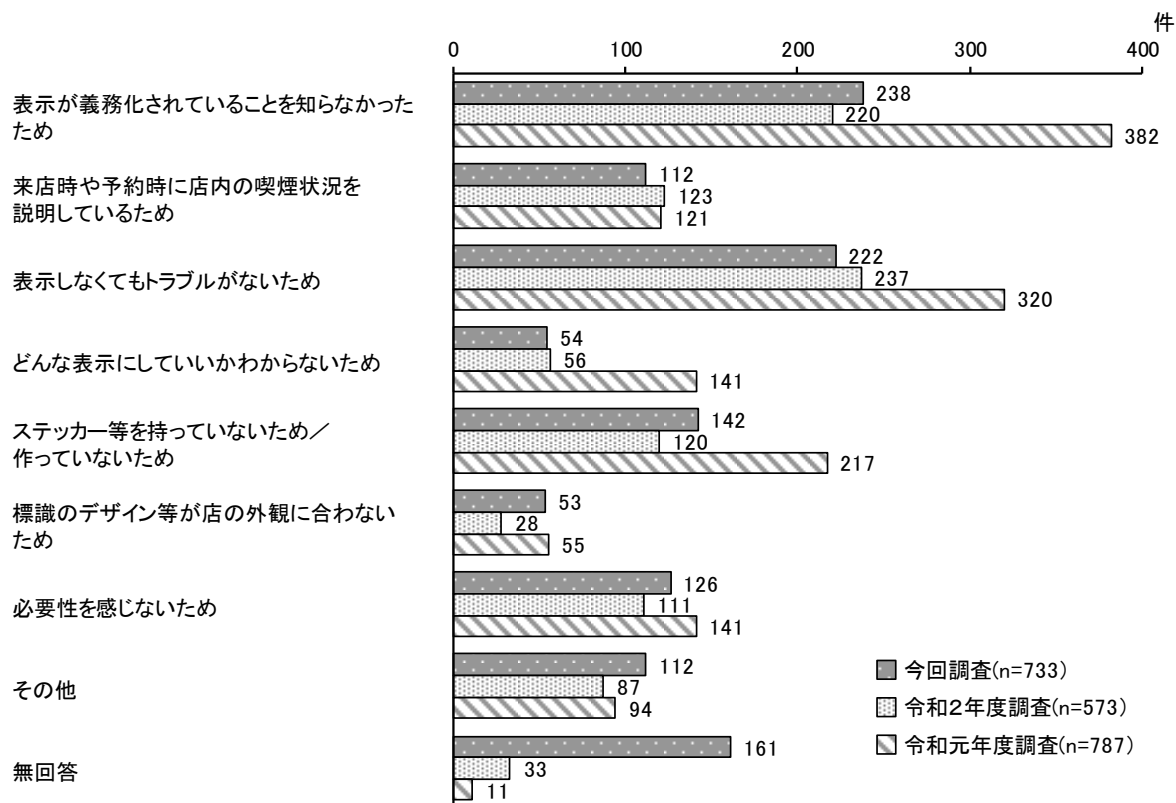
令和元年度調査及び令和2年度調査と比較すると、「表示しなくてもトラブルがないため」「どんな表示にしていかわからないため」の件数が減少している。

図表 4-3-9-1 喫煙室を表示していない理由（複数回答）

単位:件数

項目	表示が義務化されていることを知らなかったため	来店時や予約時に店内の喫煙状況を説明しているため	表示しなくてもトラブルがないため	どんな表示にしていかわからないため	ステッカー等を持っていないため/作っていないため	標識のデザイン等が店の外観に合わないため	必要性を感じないため	その他	無回答・不明
今回調査(n=733)	238	112	222	54	142	53	126	112	161
令和2年度調査(n=573)	220	123	237	56	120	28	111	87	33
令和元年度調査(n=787)	382	121	320	141	217	55	141	94	11

図表 4-3-9-2 喫煙室を表示していない理由（複数回答）



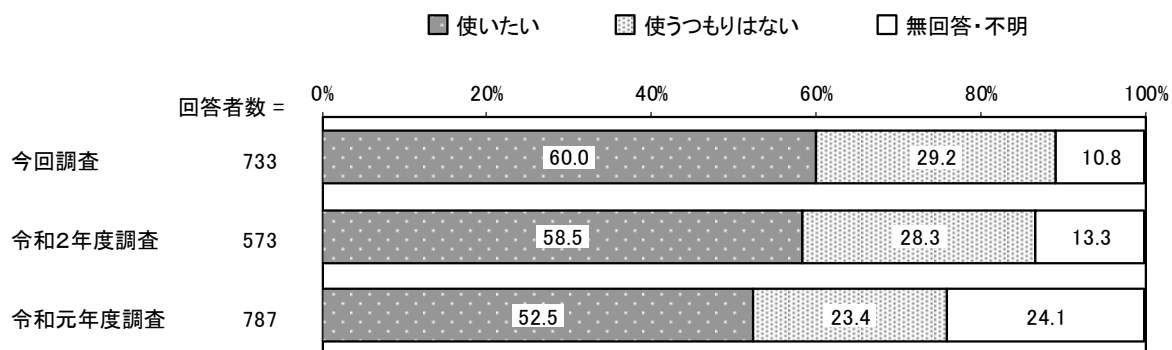
(10) 喫煙室の店頭掲示ステッカーの利用意向 <問 28>

「使いたい」「使うつもりはない」ともに、割合が増加している。

図表 4-3-10-1 喫煙室の店頭掲示ステッカーの利用意向

項目	上段:件数 下段:構成比		
	使いたい	使うつもりはない	無回答・不明
今回調査(n=733)	440 60.0%	214 29.2%	79 10.8%
今回調査(n=573)	335 58.5%	162 28.3%	76 13.3%
令和元年度調査(n=787)	413 52.5%	184 23.4%	190 24.1%

図表 4-3-10-2 喫煙室の店頭掲示ステッカーの利用意向



4 東京都への要望について

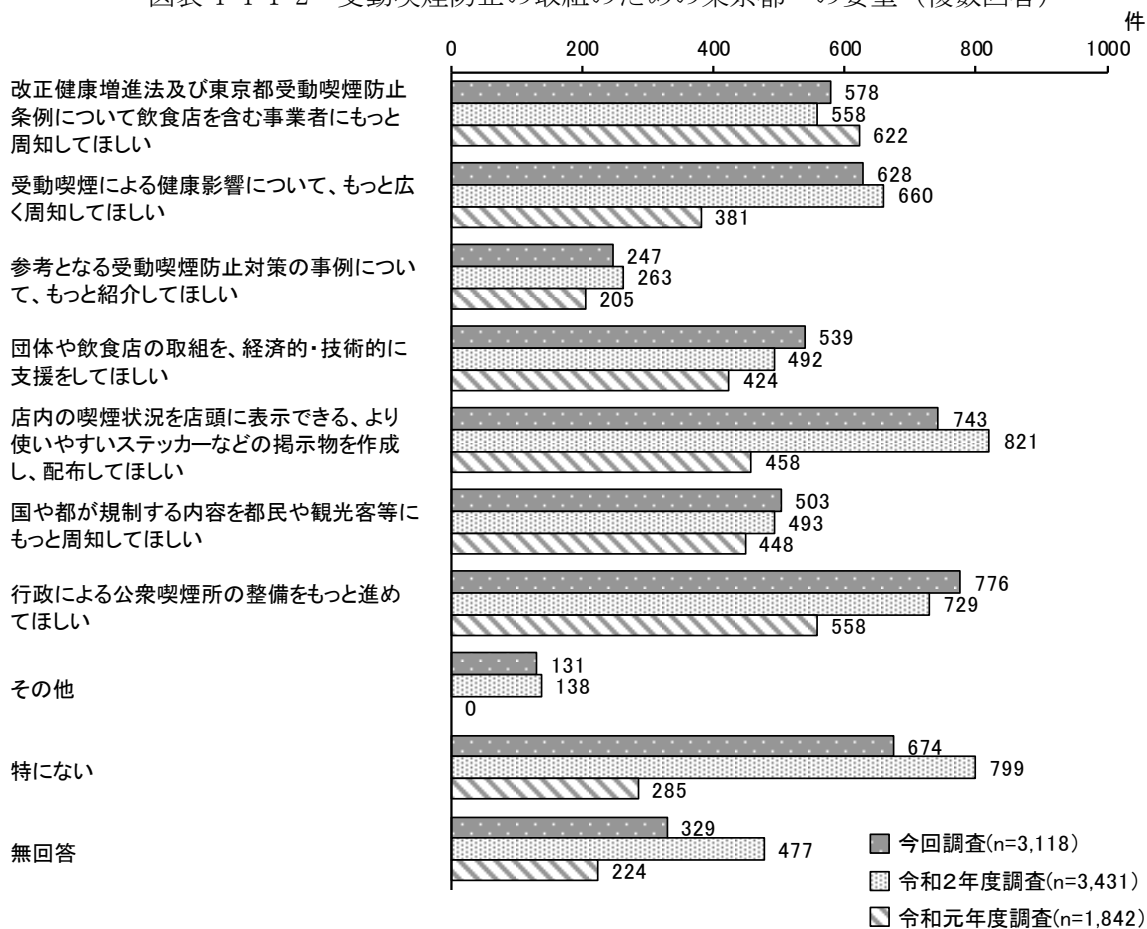
(1) 受動喫煙防止の取組のための東京都への要望（複数回答）〈問 29〉

「団体や飲食店の取組を、経済的・技術的に支援をしてほしい」「国や都が規制する内容を都民や観光客等にもっと周知してほしい」「行政による公衆喫煙所の整備をもっと進めてほしい」の件数が、年々増加している。

図表 4-4-1-1 受動喫煙防止の取組のための東京都への要望（複数回答）

項目	単位:件数									
	新制度について飲食店を含む事業者にもっと周知してほしい	受動喫煙による健康影響について、もっと広く周知してほしい	参考となる受動喫煙防止対策の事例について、もっと紹介してほしい	団体や飲食店の取組を、経済的・技術的に支援してほしい	店内の喫煙状況を店頭に表示できる、より使いやすいステッカーなどの掲示物を作成し、配布してほしい	国や都が規制する内容を都民や観光客等にもっと周知してほしい	行政による公衆喫煙所の整備をもっと進めてほしい	その他	特になし	無回答・不明
今回調査(n=3,118)	578	628	247	539	743	503	776	131	674	329
令和2年度調査(n=3,431)	558	660	263	492	821	493	729	138	799	477
令和元年度調査(n=1,842)	622	381	205	424	458	448	558	0	285	224

図表 4-4-1-2 受動喫煙防止の取組のための東京都への要望（複数回答）



V その他意見

	分類回答	件数
	①規制内容に関する意見	
1	(ア) 全面禁煙にするべき	23
2	(イ) 店内における喫煙の可否は経営者及び客が判断すべき	25
3	(ウ) たばこの値上げまたは販売の中止をすべき	36
4	(エ) 受動喫煙防止法に賛成	22
5	(オ) 受動喫煙防止法に反対	10
6	(カ) 都独自のルールに反対	34
7	(キ) 資金または店舗面積の問題から、対策が難しい	19
	②規制による影響に関する意見	
8	(ア) 禁煙にすると客が減る、売上が減る	21
9	(イ) 法、条例の施行によって路上喫煙やたばこのポイ捨てが増える	16
10	(ウ) 禁煙にしてよかった	2
	③今後の施策に関する要望	
11	(ア) 違反に対する取り締まりや罰則等の処分を確実に行ってほしい	48
12	(イ) 普及啓発に力を入れてほしい	30
13	(ウ) 喫煙者へのマナー指導や路上喫煙の規制を強化してほしい	70
14	(エ) 公衆喫煙所を整備してほしい	29
15	(オ) 屋外喫煙所をなくしてほしい	2
16	(カ) 対策を講じるための補助金を出してほしい/補助金の申請をより簡単にしてほしい	2
17	(キ) 禁煙化による経済的損失に対する補助を出してほしい	5
18	(ク) ステッカーについての意見	36
19	(ケ) 喫煙者にも配慮してほしい	21
20	(コ) その他施策の要望	44
21	要望ではないその他の意見	34
22	お店の現状報告	60
23	アンケートについて	24
24	特になし	80
	合計	693

VI 参考資料

飲食店における受動喫煙防止対策実態調査 調査票

1. 本調査は、東京都内の飲食店から無作為に抽出した 10,000 店に対して、送付させていただいております。
2. お答えいただいた内容については、本調査の目的（依頼文及び調査票記入要領・解説に記載）のみに使用します。調査結果は公表しますが、統計的に処理しますので、貴店が特定されるなど、ご回答される方にご迷惑をおかけするようなことはございません。
3. この実態調査は、経営者又は店長など責任者の方のご記入をお願いします。原則として、記入者個人のお考えではなく、貴店の方針や状況をお答えください。複数の店舗をお持ちの場合でも、調査票をお送りした店舗について教えてください。別添の調査票記入要領・解説に、言葉の説明や選択肢の選び方などについて解説していますので、ご確認ください。
4. この実態調査は全 30 問、所要時間は 20 分程度です。お忙しいところ申し訳ございませんが、ご協力よろしくをお願いします。
5. 本調査の回答にあたり、ご質問がある場合は、以下の「**受動喫煙防止対策実態調査問合せ窓口（052-322-0074）**」にご連絡ください。

※質問の該当する答えの番号に○印をつけ、数字記入欄は数字を記入してください。

※調査票記入後は、3つ折りにし、同封の返信用封筒に入れて**令和3年12月24日（金曜日）**までに投函してください。

【お問合せ先】

調査の内容、調査票の記入方法など調査に関すること	受動喫煙防止対策実態調査問合せ窓口 受託先：株式会社 名豊 担当者：谷貝、藤田、細江 電話：052-322-0074 受付時間：9:00～17:00（土・日、祝祭日を除く）
健康増進法・東京都受動喫煙防止条例の内容に関する問合せ	受動喫煙防止対策相談窓口 電話：0570-069690
本調査の実施主体	東京都福祉保健局保健政策部健康推進課 電話：03-5320-4361

問2 お店の地域（所在地）を教えてください。（○は1つ）

1. 区中央部（千代田区、中央区、港区、文京区、台東区）
2. 区南部（品川区、大田区）
3. 区西南部（目黒区、世田谷区、渋谷区）
4. 区西部（新宿区、中野区、杉並区）
5. 区西北部（豊島区、北区、板橋区、練馬区）
6. 区東北部（荒川区、足立区、葛飾区）
7. 区東部（墨田区、江東区、江戸川区）
8. 西多摩（青梅市、福生市、あきる野市、羽村市、瑞穂町、日の出町、奥多摩町、檜原村）
9. 南多摩（八王子市、町田市、日野市、多摩市、稲城市）
10. 北多摩西部（立川市、昭島市、国分寺市、国立市、東大和市、武蔵村山市）
11. 北多摩南部（武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、狛江市）
12. 北多摩北部（小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市）
13. 島しょ（大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈村、青ヶ島村、小笠原村）

問3 お店の経営形態を教えてください。（○は1つ）

- | | |
|---------|----------|
| 1. 自営店 | 2. チェーン店 |
| 3. その他（ | ） |

問4 従業員数（オーナー様を除く）を教えてください。（○は1つ）

- | | |
|--------------------|-----------|
| 1. 従業員はいない（家族経営含む） | 2. 1～4人 |
| 3. 5～9人 | 4. 10～29人 |
| 5. 30～49人 | 6. 50人以上 |

問5 お店の客席数を教えてください。（○は1つ）

- | | |
|-----------|---------------------------|
| 1. 1～9席 | 2. 10～29席 |
| 3. 30～49席 | 4. 50～99席 |
| 5. 100席以上 | 6. 立食（収容可能人数： 人） |

問6 お店の客席面積（※）を教えてください。（○は1つ）

- | | |
|-----------|----------|
| 1. 100㎡以下 | 2. 100㎡超 |
|-----------|----------|

※客席面積は、店舗の面積ではなく、客席から明確に区分できる厨房、トイレ、廊下、会計レジ、従業員専用スペース等の面積を除いたお客様が利用する面積のことをいいます。

問7 お店の資本金を教えてください。(○は1つ)

- | | |
|------------------|--------------------|
| 1. 100万円未満 | 2. 100～500万円未満 |
| 3. 500～1,000万円未満 | 4. 1,000～5,000万円未満 |
| 5. 5,000万円以上 | |

II. 受動喫煙に関する制度についておたずねします。

問8 受動喫煙(※)が健康に影響することを知っていますか。(○は1つ)

- | | |
|----------|-----------|
| 1. 知っている | 2. 知らなかった |
|----------|-----------|

※ 「受動喫煙」とは、他人のたばこの煙を吸わされることをいいます。たばこの煙は、喫煙者が吸い込む主流煙と、火がついている部分から立ちのぼる副流煙、喫煙者が吐き出す呼出煙に分けられ、副流煙と呼出煙を吸い込むことを受動喫煙といいます。

問9 2020年4月1日に全面施行された改正健康増進法(※)についてご存知ですか。(○は1つ)

- | | |
|-----------------|---------------------|
| 1. 内容までよく理解している | 2. だいたい理解している |
| 3. 名前だけは知っている | 4. 名前を聞いたことがない/知らない |

※健康増進法は、全国的に喫煙環境などの規定を定めた法律です。
東京都では、改正健康増進法をもとに都独自の規定を定めた東京都受動喫煙防止条例を制定しています。

問10 改正健康増進法では、2人以上の人が利用するすべての施設は原則屋内禁煙となり、基準を満たした喫煙室(※)以外では喫煙が禁止されていることを知っていますか。(○は1つ)

- | | |
|----------|-----------|
| 1. 知っている | 2. 知らなかった |
|----------|-----------|

※ 喫煙室には以下の4種類があります。

「喫煙専用室」…たばこを吸うための喫煙室(飲食等不可)

「指定たばこ専用喫煙室」…加熱式たばこのみ吸うことができる喫煙室(飲食等可)

「喫煙可能室」…従業員のいない小規模飲食店の喫煙室(飲食等可)

以下の4つの要件を満たした場合のみ、設置できます。

- ①2020年4月1日時点ですでに営業している。
- ②客席部分の床面積が100㎡以下
- ③中小企業または個人経営
- ④従業員がいない(④は都独自の規定です。)

「喫煙目的室」…喫煙を主目的とする「喫煙目的施設」(シガーバー等の飲食店、たばこ販売店、公衆喫煙所)にのみ設置できる喫煙室(シガーバー等の飲食店が設置する場合:飲食等可)です。飲食を主目的とする、一般的な居酒屋・レストランなどは「喫煙目的室」を設置できません。シガーバー等の喫煙を主目的とする飲食店が「喫煙目的施設」に該当するためには、以下2つの要件を満たす必要があります。

- ①たばこの対面販売(出張販売を含む)をしていること
- ②「通常主食と認められる食事」を主として提供していないこと

いずれも、技術的な基準や標識の掲示などの要件があります。

Ⅲ. 貴店の現在の受動喫煙防止対策についておたずねします。

問 18 改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例が 2020 年 4 月 1 日に全面施行されましたが、受動喫煙防止に向けた貴店の対応策について教えてください。(○は 1 つ)

- 1. 屋内・屋外とも全面禁煙にした／すでにしていた
 - 2. 屋内を全面禁煙とし、屋外に喫煙場所を設置した／すでにしていた
- } → **問19へ**
- 3. 「指定たばこ専用喫煙室」を設置した
 - 4. 屋内の一部を「喫煙可能室」とした〈従業員がいない飲食店のみ設置可〉
 - 5. 屋内全部を「喫煙可能室（店）」とし、客席の全てを喫煙可能とした〈従業員がいない飲食店のみ設置可〉
- } → **問20へ**
- 6. 「喫煙専用室」を設置した
 - 7. 喫煙目的施設の要件を満たして屋内の一部を「喫煙目的室」とした〈喫煙を主目的とする飲食店のみ設置可〉
 - 8. 喫煙目的施設の要件を満たして屋内全部を「喫煙目的室（店）」とし、客席の全てを喫煙可能とした〈喫煙を主目的とする飲食店のみ設置可〉
- } → **問21へ**
- 9. 検討中または改修中につき、一旦禁煙にした
- } → **問22へ**
- 10. 検討中 その他 ()
- } → **問23へ**

※以下をご参照の上、ご回答ください。

- 「喫煙専用室」…たばこを吸うための喫煙室（飲食等不可）
- 「指定たばこ専用喫煙室」…加熱式たばこのみ吸うことができる喫煙室（飲食等可）
- 「喫煙可能室」…従業員のいない小規模飲食店の喫煙室（飲食等可）
 - 以下の 4 つの要件を満たした場合のみ、設置できます。
 - ①2020 年 4 月 1 日時点ですでに営業している。
 - ②客席部分の床面積が 100 m²以下
 - ③中小企業または個人経営
 - ④従業員がいない（④は都独自の規定です。）
- 「喫煙目的室」…喫煙を主目的とする「喫煙目的施設」（シガーバー等の飲食店、たばこ販売店、公衆喫煙所）にのみ設置できる喫煙室（シガーバー等の飲食店が設置する場合：飲食等可）です。飲食を主目的とする、一般的な居酒屋・レストランなどは「喫煙目的室」を設置できません。シガーバー等の喫煙を主目的とする飲食店が「喫煙目的施設」に該当するためには、以下 2 つの要件を満たす必要があります。
 - ①たばこの対面販売（出張販売を含む）をしていること
 - ②「通常主食と認められる食事」を主として提供していないこと

いずれも、技術的な基準や標識の掲示などの要件があります。

問 18 で「1. 屋内・屋外とも全面禁煙にした／すでにしていた」、「2. 屋内を全面禁煙とし、屋外に喫煙場所を設置した／すでにしていた」と回答した方におたずねします。

問 19 全面禁煙にした理由は何ですか。(〇はいくつでも)

1. 改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例で受動喫煙防止対策が必要になったため
2. お客様の受動喫煙による健康影響を防ぐため
3. お客様からの要望があったため
4. 従業員の受動喫煙による健康影響を防ぐため
5. 従業員からの要望があったため
6. 空調設備などの費用がかからないため
7. 完全分煙するのはお店のスペース上難しいため
8. 全面禁煙の店としてアピールするため
9. 料理や飲み物の味や香りを楽しんでもらうため
10. 売上が上がることが見込まれるため
11. 所属する組合やチェーン本部の方針のため
12. 入居しているビル等の方針のため
13. その他 ()
14. 特にない

→ 回答後、問23へ

問 18 で「3. 「指定たばこ専用喫煙室」を設置した」、「4. 屋内の一部を「喫煙可能室」とした」、「5. 屋内全部を「喫煙可能室 (店)」とし、客席の全てを喫煙可能とした」と回答した方におたずねします。

問 20 指定たばこ専用喫煙室、喫煙可能室については、改正健康増進法の経過措置 (期間未定) ※ となっていますが、今後、全面禁煙にする、または喫煙専用室を設置する予定はありますか。(〇は1つ)

1. いずれは屋内を全面禁煙にする予定
2. いずれは「喫煙専用室」を設置する予定
3. 未定

※新制度への移行に伴う影響を減らすための一時的な対応

→ 回答後、問21へ

問 18 で 3～8 の対応をしたと回答した方に回答した方におたずねします。

問 21 貴店の喫煙室は、以下の「ア 技術的基準」または「イ 技術的基準の経過措置」のどちらに基づいて設置されていますか。(○は 1 つ)

1. 「ア 技術的基準」に基づいて設置した
2. 「イ 技術的基準の経過措置」に基づいて設置した

※以下をご参照の上、ご回答ください。

ア 技術的基準

喫煙室を設置する場合には、たばこの煙の流出を防止ために、次の①～③の技術的基準を満たす必要があります。

- ① 出入口において、喫煙室の外側から内側に流入する空気の気流が 0.2m/秒以上であること。
- ② たばこの煙が喫煙室の中から施設の屋内に流出しないよう、壁・天井等によって区画すること。
- ③ たばこの煙が施設の屋外に排気されていること。
 - ・ 従業員がいない等一定の基準を満たした飲食店が喫煙可能店とする場合、②のみ遵守
 - ・ 施設内が複数の階に分かれている場合は、①～③の技術的基準に代えて、禁煙の階にたばこの煙が流出しないよう、壁、天井等で区画することにより、喫煙階と禁煙階を分ける取扱いも可能（フロア分煙）。

イ 経過措置

2020 年 4 月 1 日に既に存在している建築物等で、喫煙室を設置する際、管理者の責めに帰することのできない事由（建物の構造上、ダクトを通すことが困難な場合など）により、上記③の技術的基準を満たすことが困難である場合は、経過措置が認められています。経過措置の基準については、次のとおりです。

- ※上記①②の技術的基準に加え、以下に記載する要件を満たす機能を有した脱煙機能付き喫煙ブースを設置し、たばこの煙を十分に浄化して喫煙室外に排気すること。
- ・ 総揮発性有機化合物の除去率が 95%以上であること
 - ・ 浄化により室外に排気される空気における浮遊粉じんの量が 0.015mg/m³であること

→ 回答後、問22へ

問 18 で 3～9 の対応をしたと回答した方に回答した方におたずねします。

問 22 問 18 で 3～9 の対応をしたその理由は何ですか。(○はいくつでも)

1. 改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例で受動喫煙防止対策が必要になったため
2. お客様の受動喫煙による健康影響を防ぐため
3. お客様からの要望があったため
4. 従業員の受動喫煙による健康影響を防ぐため
5. 従業員からの要望があったため
6. 喫煙者にも非喫煙者にも利用してほしいため
7. 完全分煙の店としてアピールするため
8. 料理や飲み物の味や香りを楽しんでもらうため
9. 売上が上がることが見込まれるため
10. 所属する組合やチェーン本部の方針のため
11. 入居しているビル等の方針のため
12. その他 ()
13. 特にない

→ 回答後、問23へ

問 23 問 18 の取り組みを決める際に参考にしたものはどれですか。(○はいくつでも)

1. 東京都受動喫煙防止対策相談窓口(0570-069690(もくもくゼロ))への問合せ
2. 喫煙専用室等設置に係る東京都専門アドバイザー派遣事業(現地での助言等)
3. 東京都が発行している施設管理者向けハンドブックや東京都ホームページなど
4. 区市町村窓口・保健所等への問合せ、広報誌、チラシ、ホームページなど
5. 東京都や区市町村が開催する事業者説明会、各種講習会など
6. 国(厚生労働省)の情報(ホームページなど)
7. 加盟している団体(協会や組合など) ※講習会や機関紙(誌)を含む
8. 業界紙(誌)・専門紙(誌)
9. 同業者や近隣店舗からの情報(口コミ)
10. 一般の新聞・雑誌
11. テレビ・ラジオ
12. インターネット(「3」「4」「6」に属するものを除く)
13. その他()
14. 特にない

問 24 新型コロナウイルス感染症対策の一環として、貴店の喫煙室に関して、現在どのように対応していますか。(現時点での対応をご回答ください。)(○は1つ)

1. 喫煙室を一時閉鎖している
2. 喫煙室の利用人数制限や、密にならないようにするための注意書きの掲示等を行っている
3. 新型コロナウイルス感染症対策を契機に禁煙とした(喫煙室を撤去した)
4. 店舗を臨時休業としており、喫煙室について対応はしていない
5. 喫煙室を設置しているが、特に何もしていない
6. 以前から喫煙室を設置していない
7. その他()

問 25 屋外の喫煙場所等の状況について教えてください。(○は1つ)

1. 屋外に喫煙場所(灰皿等)を設置
2. 屋外に喫煙用の客席を設置(例:テラス席・屋上の席など)
3. 屋外に喫煙場所を設置していないが、敷地内で客が喫煙している
4. 屋外に喫煙場所を設置していないが、敷地外で客が喫煙している
5. 屋外に喫煙場所を設置しておらず、喫煙している客はいない

問 26 改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例においては、喫煙室を設置した場合、喫煙室と店頭に表示が必要です。都内の飲食店においては、禁煙の場合も表示が必要です。適切に表示していますか。(○は1つ)

1. 表示している → **問29へ**
 2. 表示していない → **問27へ**

問 26 で「2. 表示していない」と回答した方におたずねします。

問 27 表示していない理由は何ですか。(○はいくつでも)

※改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例により、飲食店においては店頭表示が義務化されています。(表示されていない場合は、違反事例となる可能性があります。必ず表示してください。)

1. 表示が義務化されていることを知らなかったため
2. 来店時や予約時に店内の喫煙状況を説明しているため
3. 表示しなくてもトラブルがないため
4. どんな表示にしていかわからないため
5. ステッカー等を持っていないため/作っていないため
6. 標識のデザイン等が店の外観に合わないため
7. 必要性を感じないため
8. その他 (具体的に _____)

問 28 都では、喫煙室と店頭に表示するステッカーを作成しています。今後、表示する際に、都作成のステッカーをお使いになりたいですか。(○は1つ)

1. 使いたい

●店内全面禁煙の場合



●指定たばこ専用喫煙室を設置した場合
 ※指定たばこ＝加熱式たばこ(飲食等可)



2. 使うつもりはない

●喫煙専用室を設置した場合(飲食等不可)



●喫煙可能室を設置した場合(飲食等可)
 ※従業員がいない小さな飲食店のみ設置可能



→ **回答後、問29へ**

IV. 東京都への要望などについておたずねします。

問 29 受動喫煙防止の取組を進めるために、都への要望があれば教えてください。
(○はいくつでも)

1. 改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例について飲食店を含む事業者にもっと周知してほしい
2. 受動喫煙による健康影響について、もっと広く周知してほしい
3. 参考となる受動喫煙防止対策の事例について、もっと紹介してほしい
4. 団体や飲食店の取組を、経済的・技術的に支援をしてほしい
5. 店内の喫煙状況を店頭に表示できる、より使いやすいステッカーなどの掲示物を作成し、配布してほしい
6. 国や都が規制する内容を都民や観光客等にもっと周知してほしい
7. 行政による公衆喫煙所の整備をもっと進めてほしい
8. その他 ()
9. 特にない

問 30 受動喫煙防止に関するご意見・ご要望など、どのようなことでも自由にご記入ください。

ご協力ありがとうございました。
記入した本調査票を、同封の返信用封筒に入れて、
令和3年12月24日（金曜日）までにご返送ください（切手不要）。

